

令和8年6月10日（水）

令和8年（2026年） 第2回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第2日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程

第1

- 議案第76号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第78号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第87号 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第88号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第91号 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について
- 議案第95号 高津区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について
- 議案第96号 東扇島堀込部埋立その4他工事請負契約の締結について
- 議案第97号 宮前区における町区域の変更について
- 議案第98号 川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第99号 川崎市農業委員会委員の選任について
- 議案第100号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について

議案第101号 市道路線の認定及び廃止について

議案第102号 令和 8 年度川崎市一般会計補正予算

議案第103号 令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計補正予算

議案第104号 令和 7 年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処
分の承認について

報告第 2 号 令和 7 年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

報告第 3 号 令和 7 年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

報告第 4 号 令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告につい
て

報告第 5 号 令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告につい
て

報告第 6 号 令和 7 年度川崎市病院事業会計予算繰越額の報告について

報告第 7 号 令和 7 年度川崎市下水道事業会計予算繰越額の報告について

報告第 8 号 令和 7 年度川崎市水道事業会計予算繰越額の報告について

報告第 9 号 令和 7 年度川崎市工業用水道事業会計予算繰越額の報告について

報告第10号 川崎市情報公開条例第35条の規定による運営状況の報告について

報告第11号 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第23条の規定による運営状
況の報告について

報告第12号 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第11条の規定による運営状況
の報告について

報告第13号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

付議事件

議事日程のとおり

出席議員 (57人)

1 番 三 浦 恵 美
2 番 飯 田 満
3 番 三 宅 隆 介
4 番 嶋 凌 汰
5 番 井 土 清 貴
6 番 田 倉 俊 輔
8 番 柳 沢 優
9 番 菅 谷 英 彦
10番 加 藤 孝 明
11番 月 本 琢 也
12番 吉 沢 章 子
13番 齋 藤 温 子
14番 小 堀 祥 子
15番 那須野 純 花
16番 高 戸 友 子
17番 仁 平 克 枝
18番 高 橋 美 里
19番 長谷川 智 一
20番 嶋 田 和 明
21番 工 藤 礼 子
22番 浦 田 大 輔
23番 平 山 浩 二
26番 本 間 賢 次 郎
27番 矢 沢 孝 雄
28番 末 永 直
29番 市 古 次 郎
30番 後 藤 真 左 美
31番 渡 辺 学
32番 岩 田 英 高
33番 重 富 達 也
34番 鈴 木 朋 子
35番 林 敏 夫
36番 押 本 吉 司
37番 春 孝 明
38番 川 島 雅 裕
39番 河 野 ゆかり
40番 野 田 雅 之
41番 原 典 之
42番 青 木 功 雄

43番 橋 本 勝
44番 山 崎 直 史
45番 宗 田 裕 之
46番 井 口 真 美
47番 石 川 建 二
48番 木 庭 理 香 子
49番 堀 添 健
50番 岩 隈 千 尋
51番 織 田 勝 久
52番 雨 笠 裕 治
53番 田 村 伸 一 郎
54番 浜 田 昌 利
55番 かわの 忠 正
56番 松 原 成 文
57番 石 田 康 博
58番 浅 野 文 直
59番 大 島 明 夫
60番 嶋 崎 嘉 夫

欠席議員 (2人)

7 番 枝 川 舞
25番 各 務 雅 彦

出席説明員

市長 福田紀彦
 副市長 三田村有也
 副市長 白鳥滋之
 副市長 八尾光洋
 上下水道事業管理者 池之上健一
 病院事業管理者 伊藤大輔
 教育長 落合伸隆
 総務企画局長 宮崎伸哉
 財政局長 井口拓也
 市民文化局長 高岸堅司
 経済労働局長 田邊健一
 環境局長 中山智純
 健康福祉局長 鹿井上武史
 こども未来局長 定山生介
 まちづくり局長 河合征俊
 建設緑政局長 木村祐
 港湾局長 大山啓祐
 臨海部国際戦略本部長 柴山崎浩
 危機管理監 山崎美穂
 川崎区長 山本里恵
 幸区長 沖本豊一
 中原区長 白井藤正
 高津区長 齋藤直樹
 宮前区長 佐藤哲也
 多摩区長 東谷村元
 麻生区長 水澤邦紀
 会計管理者 佐藤佳哉
 交通局長 大友正人
 病院局長 佐々木智子
 消防局長 田中一平
 市民オンブズマン事務局長 露木明美
 教育次長 山川浩己
 市選挙管理委員会委員長 川鍋雅裕
 選挙管理委員会事務局長 小関武史
 代表監査委員 加藤浩輝
 監査事務局長 柳下裕次
 人事委員会委員長
 人事委員会事務局長

出席議会局職員

局長 渡辺貴彦
 総務部長 五十嵐美保子
 議事調査部長 若林智
 庶務課長 吉岡大輔
 議事課長 渡邊岳士
 政策調査課長 榎本陽治
 議事係長 田村健太郎
 議事課担当係長 吉川雅俊
 議事課課長補佐 龍口真
 外関係職員

午前10時0分開議

〔局長「ただいまの出席議員議長とも57人」と報告〕

○議長 原 典之 休会前に引き続き、会議を開きます。

○議長 原 典之 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第2号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 これより日程に従い、本日の議事を進めます。

○議長 原 典之 日程第1の各案件を一括して議題といたします。

直ちに、各会派の代表質問を行います。自民党代表から発言を願います。9番、菅谷英彦議員。

〔菅谷英彦登壇、拍手〕

○9番 菅谷英彦 おはようございます。私は、自由民主党川崎市議会議員団を代表して、令和8年第2回定例会に提出されました諸議案並びに市政一般について質問いたします。

おととい、フィリピン南部沖で推定マグニチュード8を超える大きな地震が発生し、人的被害も発生しております。早急の救助を望み、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、その御家族にお悔やみを申し上げます。また、日本でも地震による津波が観測されましたが、先日は台風第6号が全国で猛威を振るい、本市でも浸水がありました。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げ、一日も早い平穏な日常の回復を心より祈念いたします。昨今、国内外ではイランでの戦禍やトクリュウなどの重大事件、地震多発や熊の問題などが報じられており、加えて物価高騰に資材不足など、暗い話題もあります。一方で、サッカーワールドカップの熱い戦いが始まります。川崎ゆかりの選手のみならず、日の丸を背負い、国を代表するサムライブルーの健闘を祈ります。また、本年は那覇市との友好都市提携30周年記念の年です。かりゆし議会初日は、ウェア着用により、議場は華やかでした。両都市の友好がさらに深まり、一層発展していく契機にしていきたいと思います。我々自由民主党川崎市議会議員団は、絶えず進み続ける姿勢を胸に、全力で市政課題の解決に取り組む決意を表明し、かりゆしを身にまとい、以下質問いたします。

初めに、台風第6号における対応について伺います。6月1日から3日にかけて、九州、沖縄から関東地方まで、線状降水帯を伴いながら猛威を振るいました。本市は上陸前日の2日13時に災害警戒本部を設置し、ウェブサイト、SNS、アプリを通じた積極的な情報提供を行いました。上陸当日の早朝には、避難所開設などを見据え、区役所等の窓口業務体制の縮小を公表したことは適切な対応と認めます。一方で、疑問も残ります。避難所となり得る施設を擁する公立学校を臨時休業としなかったことです。児童生徒の安全も考慮し、事前に臨時休業とする判断をした都市も散見されます。水害時の避難の際、高所への避難も呼びかけることが一般的である昨今、学校内における避難先は、体育館に限らず、高所にある教室等への避難が必要です。その場合には、事業の継続は事実上不可能となります。児童生徒の安全確保と学校施設が避難所となった場合の速やかな対応を考えれば、事前に臨時休業とする決定をしておくことが賢明であると言えます。災害警戒本部においてこの点の議論はなかったのか伺います。

あわせて、臨時休業としなかった理由と授業中に学校内施設が避難所として開設することとなった場合のシミュレーションを危機管理監及び教育次長に伺います。

また、教育委員会は、臨時休業とならない場合において、通学時の安全確保等のため、保護者の判断で登校を見合わせても欠席、遅刻としないこととしますとの対応でしたが、判断を委ねられた保護者からは戸惑いと不信を抱く声も寄せられています。このような対応に至った理由と今後の対応を伺います。

次に、特別市制度に関する緊急声明について伺います。現在、国の第34次地方制度調査会において特別市制度に関する議論が進められております。こうした中、国に対し、県内の町村会や16市長から法制化に反対する要望活動が行われ、知事も同席していますが、その内容や発信の在り方には疑問を覚えるところです。県は特別市への移行により県財政への大きな影響や自治体間の格差が生じると主張していますが、地方制度調査会では財源配分や制度設計における調整の可能性についても議論が進められており、今後も検討が深められていくものと認識しております。こうした点を踏まえれば、県内市町村に対してはバランスの取れた情報提供が求められますが、県による発信は適切とはいえず、結果として不安を助長しているのではないかと懸念を抱くところです。また、知事は、川崎市民から特別市を望む声を聞いたことがないとの発言や特別市制度が地方自治そのものを否定しているのではないかと発言もされています。本市では特別市の早期実現に関する議会決議がなされているほか、全町内会連合会からの要望も提出されており、こうした状況を踏まえると、知事が言う県民目線とは何を指すものなのか、疑問を抱かざるを得ません。

こうした県の一連の動きに対し、先日市長は横浜市長及び相模原市長と共に緊急声明を発出しました。我が会派としても、今回の県の対応は、結果として県内市町村と指定都市との間に不必要な分断を招きかねないものと考えています。そこで、これまでの県内における一連の経過についてどう捉えているのか、市長の見解を伺います。また、県による発信が特別市制度に対する誤解を招いているのではないかと懸念もあることから、県内3指定都市が連携し、今後どのように対応していくのか、市長に伺います。さらに、特別市制度の意義や必要性について正確な理解を広げ、法制化につなげていくことが重要であり、引き続き、市長が先頭に立ち、主体的かつ積極的に取り組んでいくべきですが、市長の決意を伺います。

次に、川崎市都市イメージ調査の結果について伺います。今回の調査では、居住、来訪の推奨度、さらには、シビックプライドである愛着、誇りの指標について一定の改善傾向が見られました。また「便利」「商業が盛ん」等のイメージが高く、都市機能や利便性、多様な地域資源が一定程度評価されており、音楽、スポーツなど、特色のある資源についても魅力として認識されている結果となっています。特筆すべき結果を含め、今回の調査結果をどのように総括しているのか伺います。一方で「便利」という評価が高い反面「治安が悪い」、「ごちゃごちゃしている」といったイメージも依然として存在していること、また、若年層と高齢層で情報取得手段が大きく異なっていること、さらに、多様な魅力や地域資源がある一方で、個別の魅力認知はあるものの、それらが結びついた川崎の都市ブランドが共感や愛着につながる形で十分に伝わり切っていないことが課題です。単なる認知向上だけではなく、市民参加や継続的な関係の構築につながっているのか、今後検証していく必要があります。シティプロモーション戦略方針とどう整合性を図りながら取組を

進めるのか、見解と対応を伺います。

次に、資産マネジメント第3期実施方針の中間見直しについて伺います。人口減少局面において、将来世代へ過度な負担を先送りにしないという考え方や施設の複合化、多機能化、転用等を通じて必要な機能を維持していくという機能重視の方向性そのものは一定理解できます。一方で、今回の方針では今ある資産をどう整理、最適化するかという議論が中心となっており、現在の公共施設配置が本当に適正なのか、市民サービスの公平性が担保されているのかという視点が欠けています。過去の我が会派の代表質問でも指摘しましたが、今ある施設をどう最適化するかを議論する以前に、保有資産自体が地域間で適正に配置されているのか、また、市民が地域によって大きく異なるサービス下に置かれているかの検証が不十分です。現在の議論は、人口減少、老朽化、財政負担といった建物側の事情からスタートしている印象があります。本来、地域実態を丁寧に把握した上で、その結果として再配置や複合化を検討していくべきです。これまで、市民がどこに住んでいても一定水準の行政サービスへアクセスできる状態が担保されているのかという観点から、全市的な地域アセスメントや偏在分析を行ったことがあるのか伺います。

今後の資産マネジメントでは、単なる老朽施設の整理統合ではなく、公共施設空白地域をどう補うのか、地域間のサービス格差をどう是正するのかという視点を明確に位置づけるべきですが、市長の見解と対応を伺います。

次に、8市連携における災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理等に向けた協定の締結について伺います。広域行政の課題、自治体間の連携は言わずと知れたところですが、今回の協定における白眉は町田市が含まれていることであり、都県境を越えた連携はまさに利用者目線にかなうものであります。町田市を含めるに至った経緯とその利点、また、多摩川の対岸は別として、稲城市等との連携の必要性について見解を伺います。

災害時のみならず、日常においても、その交流から学べることは少なくありません。ごみの収集、運搬、減量化等の視点から、現場レベルでの課題共有や相互連携を期待するものです。見解を伺います。

また、本件に関しては、プレスリリースや協定の調印等は総務企画局が担いますが、実際の運用は環境局であり、局間に温度差はないのか、庁内の意思疎通の在り方について総務企画局長に見解を伺います。

次に、中東情勢の変化による原材料価格・エネルギーコスト上昇を踏まえた契約対応について伺います。現在、中東情勢の不安定化や国際的な資源価格の高騰等により、原材料費やエネルギーコストが上昇し、市内中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響を及ぼしています。こうした中、国からは、地方公共団体に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に反映した予定価格の設定や契約後における価格転嫁への柔軟な対応を求める通知が発出されております。特に受注者から請負代金の変更の申出があった場合には迅速かつ適切に協議を行うことや価格交渉において受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意することなど、従来以上に踏み込んだ対応が求められております。国からの通知内容をどのように認識しているのか伺います。また、予定価格の設定や契約変更協議、価格転嫁への対応について、現在どのような庁内周知・運用を行っているのか伺います。受注事業者が価格転嫁等について相談しやすい環境整備や局ごとの対応のばらつきを防ぐための統一的な運用について、今後どう取り組むのか伺

います。

さらに、価格高騰の影響は単なる一時的事象ではなく、今後も継続する可能性があります。安く発注することを優先するだけではなく、地域経済や公共サービスを持続可能なものとして維持していく観点から、適正な価格転嫁や契約の在り方について発注者としての責任を果たしていくべきですが、市長の見解を伺います。

また、石油化学製品の原料となるナフサの供給や価格への影響も懸念されています。臨海部には我が国を代表する石油化学コンビナートが集積しており、ナフサ価格の高騰や供給不安は市内産業活動や関連企業の経営環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。ナフサ供給リスクや価格上昇の影響をどのように認識しているのか伺います。あわせて、市内産業への影響把握や必要な対応について、このたび国から本市に重点支援地方交付金として約2.9億円が交付される予定と仄聞しますので、見解を伺います。

次に、川崎市卸売市場新経営プランの策定について伺います。本計画は南北市場における持続可能で機能的な市場運営を目指し策定され、前経営プランは令和7年度までの10か年計画であったのに対し、新経営プランは令和8年度からの12年間の計画となっています。計画を検証し、課題をどう捉え、その課題を新経営プランにどのように反映したのか伺います。プランの取組を着実に進めるために、具体的にどのように取り組むのか伺います。北部市場においての機能更新は事業契約の時期が1年遅れとなりました。プランに影響はないのか伺います。また、事業契約の延期により、機能更新のスケジュールや南部市場に影響は生じないのか伺います。戦略4には災害対応拠点機能の強化と食品流通業務の両立とありますが、どう両立を図っていくのか伺います。戦略6の効率的かつ安定的な市場経営の推進についてです。市場全体で歳入不足が続き、経営健全化に向けた取組が必要です。令和8年度予算の繰入金は7億1,528万円余となっています。機能更新事業により一般会計からの繰入金は増加するものと考えますが、今後の見込みや取組を伺います。

次に、川崎市プレミアムデジタル商品券について伺います。プレミアムデジタル商品券事業として30%のプレミアムをつけ、Pay Payを活用する方法を選びました。そこで、電子決済を選んだ経緯とPay Payのみとした理由を伺います。他自治体では複数の決済媒体を用いた事業を展開している中、Pay Payのみを決済媒体としたことに対して批判の声も寄せられています。他自治体との取組を参考にするなど、検討はなかったのか伺います。特に高齢者等、Pay Payを使えないケースもあります。利用したくても操作が分からないケースもあります。デジタルディバイドへの対応についても伺います。1口2,600円の商品券の内訳は、市内対象店舗で使える共通券を1,600円、対象店舗のうち市内中小店舗で使える専用券を1,000円としました。市民や店舗事業者への周知を徹底し、広く活用してもらう必要があります。そこで、市内対象店舗へのアプローチ及び広報はどのように行うのか伺います。また、申込期間が短いとの声も聞きますが、期間設定の見解を伺います。

次に、第3次かわさき観光振興プランの策定について伺います。観光庁によれば、昨年の訪日外国人旅行者数は過去最高を記録し、本年も好調に推移しています。このたびのプランでは訪れる旅行者数や宿泊者数を目標に掲げており、インバウンド誘客は重要な成長分野となりますが、目標達成に向けた具体的な取組を伺います。プランでは、推進体制の強化として、市民・事業者・観光協会等との連携強化及び観光協会の機能強化が掲げられ

ていますが、多様な主体との連携をどのように具現化し、持続的かつ実効性のある観光振興につなげていくのか、考え方と取組を伺います。

次に、都市農地の贈与税・相続税納税猶予制度の拡充について伺います。本年5月15日、九都県市首脳会議における合意に基づき、本市が九都県市を代表し、市長から鈴木憲和農林水産大臣に対し、田中和徳衆議院議員同席の下、都市農地の贈与税・相続税納税猶予制度の拡充に関する要望活動を実施したと報告がありました。本市を含む都市部においては、都市農地が農産物の生産のみならず、防災機能や良好な都市環境の形成、地域コミュニティの維持など、多様な役割を担っているものと認識しています。こうした中、九都県市を代表して本市が要望活動を実施したことは、都市農業を守る上で意義ある取組であり、我が会派としても評価するものであります。今回要望を行った具体的な内容とこれまで実施してこなかった要望活動を行うに至った背景及び問題認識を伺います。また、今回の要望に対する農林水産大臣の受け止めをどのように認識しているのか、あわせて、今後、制度実現に向けどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、耳で聴くハザードマップの導入について伺います。本年度の組織改正の一つに災害時における福祉的見地からの支援体制の強化が盛り込まれていますが、視界を遮られる恐怖は当人にしか分かり得ないものであるからこそ、本庁舎前における音声案内しかり、音の出る信号機しかり、視覚の不自由な方々に対して支援の手を差し伸べていかなければなりません。この4月から耳で聴くハザードマップが導入されていますが、現在の利用状況と普及に向けた対応、利用者の声を伺います。また、利用料は無料とされていますが、提供企業の収益モデルはどのようになっているのか、金銭面における負担があれば伺います。また、対象地域は市内全域とされていますが、災害発生時の居場所は市内とは限りません。市域外における利用について、その仕様を伺います。

次に、止水板購入促進補助制度について伺います。昨年12月議会において我が会派から要望した止水板設置への補助制度について、川崎市止水板購入促進補助金の迅速な創設を評価いたします。制度は、令和7年9月11日の大雨による床上・床下浸水被害を踏まえ、自助を支援する取組として創設されたものであり、購入費の2分の1、上限10万円を補助するものです。対象者は市内在住の個人だけではなく、共同住宅の所有者や管理組合、市内事業所等まで幅広く対象としている点は評価できます。創設に当たり、どのような浸水被害の実態や市民ニーズを踏まえたのか、また、補助率を2分の1、上限10万円とした理由を伺います。予算額300万円、約30件分という算定根拠を伺います。特に市内には浸水リスクを抱える地域やマンション等も多く存在する中で、どの程度の申請件数や利用需要を見込んでいるのか伺います。また、申請額が予算額に達した場合には受付終了となることですが、想定を上回る申請があった場合、補正予算を含めた対応を検討するのか伺います。

次に、災害用トイレの設置に対する補助制度の創設について伺います。本市では、災害時のトイレ対策方針において、在宅避難など避難行動の多様化を見据え、共助、公助が連携した地域展開を掲げ、災害用トイレの確保に向けた支援制度の構築を掲げています。また、昨年の検討資料でも、町内会、マンション管理組合、民間事業者などによる災害トイレ確保に向け、マンホールトイレ等の設置費用の一部助成を検討するとしています。我が会派は、避難所におけるマンホールトイレの整備に加え、在宅避難や地域での面的なトイレ

レ対策の強化を提案してきましたが、新たな制度創設に向けた検討状況及び内容を伺います。先行する横浜市では、設置費用の10分の9以内、上限60万円を助成し、上部構造物、下部構造物、雨水貯留タンクを対象としています。また、文京区では中高層共同住宅を対象に事前調査費と設置費を分けて補助していますが、制度を創設するに当たり、横浜市のよう高い補助率で普及を優先するのか、文京区のようにマンション等の共同住宅に重点を置くのか、先行自治体の制度をどのように評価し参考とするのか、伺います。また、国土交通省のガイドラインでは、住民自身が組立てから使用、維持管理まで担えるよう毎年訓練を実施することが望ましいとしています。補助を受けた団体に対して何かしらの努力義務を課す考えはあるのか、見解を伺います。また、マンションでは、排水設備、管理組合の合意形成、所有者同意、設置スペース、雨水、洗浄水の確保、維持管理責任などが課題となりますが、補助認定に際してどのように整理されるのか伺います。また、補助制度の利用が進みやすい地域と進みにくい地域との間で防災格差が生じないように、複数町内会による共同申請や区役所による伴走支援など、効果的な方策も考慮すべきですが、見解を伺います。

次に、臨海部におけるJFEスチールの高炉休止における大規模土地利用転換について伺います。過日、臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会が現地視察を行い、進捗状況を確認しています。これまでの経過については何度か報告もされていますが、今後の計画スケジュールについて最新の状況と進め方を伺います。特別委員会では道路予定地等も視察したとのことですが、交通アクセスについては大規模な構築から構内道路の市道化まで計画されていますが、交通網整備について伺います。また、道路整備に併せて、上下水道や電力の整備についても伺います。また、解体施設がかなり残っていますが、この解体工事自体の映像利用などできないのか、解体や土壌検査の計画はどのように進めていくのか、伺います。大前提である臨海部の目指す将来像やその実現に向けた全体計画「臨海部ビジョン」については、随時変更、調整が必要ですが、計画の検証はどのように進めていく意向なのか伺います。解体時に痛ましい事故が発生しました。中東情勢など、地政学的要因も含め、計画進捗への影響についても伺います。

次に、スポーツのまち・かわさきについて伺います。今年度、スポーツ大会出場奨励金交付制度が改正され、新たに国内の大会において条件を満たす全国規模の大会が対象となりました。どのような場合が想定されるのか伺います。あわせて、これまでの奨励金の交付状況を伺います。申請については、支給対象との関係からか、個人に限定しています。団体競技においても個人申請となっていることから、効果的な周知、広報について伺います。一方、これまでの個人型トップアスリート助成制度は新たな募集を行わないとのこと。その理由を伺います。一般的に考えれば、トップアスリートを目指す上で、また、そのレベルを維持する上では資金面の充実は欠かせないものです。制度存続は考えられないのか伺います。

次に、本市中高生のスポーツの現状について伺います。昨今は、どちらかといえば個人において成果を上げる競技が注目されがちですが、団体競技でも公立という立場で頑張っている競技もあります。現状を伺います。中高生の部活動に対しても補助を設けていますが、以前から指摘しているとおり、登録選手以外も対象とすることなど拡充を図るべきですが、伺います。あわせて、全国大会や関東大会等への出場にかかる交通費や宿泊費等の

支援について現在の取組を伺います。また、部活動の地域展開についての現状を伺います。中・高体育連盟は、競技によっては地域クラブの参加を容認していますが、本市における状況について伺います。あわせて、外部指導者の活用状況についても伺います。地域クラブが本市を代表する形で上部大会に出場の場合、部活動と同様の助成は行われるのか伺います。

以前の議会質問において、本市ゆかりの選手の活躍を後押しする意味でも、パブリックビューイングの開催を提案しています。開催実績と今後の見通しについて伺います。

関連して伺いますが、先般、部活動の遠征中に発生した大変痛ましい事故により、貴い命が失われました。改めて故人に哀悼の意を表するとともに、児童生徒の安全確保の重要性を強く認識するところであります。そこで、本市における部活動遠征時の移動手段や安全確保に関する基本的な考え方について伺います。また、バス事業者等との契約や費用負担、責任の所在についてどのように整理しているのか伺います。さらに、各学校において作成されている危機管理マニュアルについて、今回の事故を踏まえた点検や見直しを行う考えはあるのか伺います。特に事業者との適切な契約の締結について及び遠征実施の必要性や移動手段の方法、事故発生の対応等についてどのように取り組まれるのか伺います。あわせて、地域交通との連携の観点から、交通局との連携について見解を伺います。

次に、保育士確保と多様な働き方について伺います。全国的に保育士不足が深刻化する中、本市は、東京、横浜に囲まれ、人材確保競争が極めて厳しい地域であります。現場からは、募集しても応募が来ない、人員確保ができず、定員を減らさざるを得ないといった切実な声も伺っております。その一方で、結婚、出産、子育てなどを経た保育士の中には、フルタイム勤務は難しいが、短時間勤務であれば現場復帰したいという方も多くおられます。しかし、本市では、短時間パート保育士の活用について他自治体と比較して制約が大きいとの指摘があります。他都市における短時間保育士活用の実態や効果についてどのように認識しているのか、また、多様な働き方を認めながら、保育の質と持続可能性を両立する仕組みづくりについて今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、ドナーミルクについて伺います。ドナーミルクは主に1,500グラム未満の極低出生体重児などに対して提供されるものであり、壊死性腸炎の予防や感染症リスクの低減、腸の成熟の促進などの効果が期待されることから、周産期医療において重要な役割を担うものです。本市では、聖マリアンナ医科大学病院に加え、市立川崎病院において昨年10月からドナーミルクの提供が開始されるなど、周産期医療体制の充実に向けた取組が進められていることは大変意義のあることと考えております。また、県においては、令和8年度予算案において低出生体重児育児支援事業費が計上され、補助制度が創設されました。こうした取組は、ドナーミルクを必要とする赤ちゃんに安定的に届けていくための重要な一歩であると評価しております。一方で、ドナーミルクを安定的に供給するために必要なドナー登録施設は市内で2か所とのことですが、供給体制をどのように認識しているのか伺います。ドナー登録施設では、母乳提供者への説明、問診、採血、感染症検査、書類作成など一定の負担が医療機関側に生じることから、登録施設の拡大が十分に進んでいないという課題も指摘されています。市立川崎病院でドナーミルクの提供が開始されていることを踏まえると、使用する医療機関だけでなく、ドナー登録施設の確保を含めた地域全体での供給体制をどのように構築していくのかという視点も重要です。国で法的位置づけや報酬

等が整理されるまでの経過措置という前提で、県の補助制度の活用に加え、本市としても、医療機関の負担軽減やドナー登録施設拡大につながる独自または追加的な支援について検討すべきです。見解と今後の取組を伺います。

次に、医療的ケア児の保育における支援について伺います。現行制度においては、医療的ケア児が保育園を利用する際の選択肢が極めて限定的です。現在、本市において医療的ケア児が保育を利用する場合、公立保育園への入園もしくは居宅訪問型保育の利用が主な選択肢となっておりますが、自宅から遠距離となるケースも多く、保護者の送迎や就労との両立に大きな負担が生じています。また、民間保育園や認定こども園等において医療的ケアを伴う保育を受ける仕組みは制度上整っておらず、保護者が園でケアを担うか、あるいは自費で訪問看護を手配せざるを得ない状況となっております。その結果、保護者は就労の継続が困難となり、時短勤務を余儀なくされるなど、生活全体に大きな影響が生じている現状をどのように認識しているのか伺います。昨年9月から試行実施された居宅訪問型保育事業については、自宅での利用が前提であることや利用時間の制約などから就労との両立が難しいとの声が届いていますが、現在までの利用実績と課題について伺います。今後どのような改善を検討しているのか伺います。

就学前の段階においては支援が十分に整っておらず、切れ目のない支援が求められる中で、制度上の空白が生じています。しかし、現状では、就学前において、公立保育園か居宅訪問型保育に選択肢が限定され、保護者の就労継続や園選択の自由が大きく制限されています。医療的ケア児支援法の理念や本市が掲げる切れ目のない支援を踏まえ、市長は現状をどのように認識しているのか、見解を伺います。また、訪問看護の活用を含め、医療的ケア児が地域の園に通いながら必要な支援を受けられる仕組みづくりについて、今後どのように取り組んでいくのか、市長に見解と対応を伺います。

次に、不登校とフリースクールについて伺います。不登校など様々な理由で学校に行けない、行かない子どもにも教育を受ける権利を保障しようという発想から、平成28年に教育機会確保法が施行されました。この法律では、不登校を問題行動と見るのではなく、子どもの意思を尊重しながら、その子に合った学びの場を用意することが重要であるとしております。本市には夜間中学があり、就学の機会が提供されておりますが、夜間中学が置かれた経緯と現状課題について伺います。病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席している状態をもって不登校としておりますが、小中学校における不登校の実情や背景及び不登校の本人、家族にはどのように向き合い対応されているのか。再登校の状況、学力、進学、進路について伺います。あわせて、成績評価はどのように行われているのか伺います。また、この法律には、地域の実情に応じて、教育機会の確保のため、その施策を策定し、実施する責務を有するとされておりますが、本市の地域実情についての見解及びその取組と教育機会確保法及び本市が掲げる教育理念との整合性について見解を伺います。また、学校教育法、構造改革特別区域法に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校を設置することについての考え方を伺います。あわせて、市立高校での不登校生徒の状況と取り組まれている支援策について伺います。また、不登校の子ども等に学習や活動の機会を提供する学校外の施設としてフリースクールがあります。多様な学びの場として不登校支援の重要な選択肢となり、児童生徒に合わせた時間割やカリキュラムを組むことが可能で、学習サポート型のフリースペースで

は在籍校の出席扱いになるケースもあるとのことですが、フリースクールを利用する児童生徒の現状を伺います。あわせて、対象となる児童生徒及び現在取り組まれている保護者への支援状況について伺います。また、フリースクールへの公的支援についての見解を伺います。

次に、学校給食費の高騰対策について伺います。本市では、本年度の——令和8年度の学校給食に関しては、令和7年12月に国会で議決した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用して、学校給食における食材の高騰分に充てているため、本年度、小学校では実質保護者負担はなくなっています。先日、大都市制度・税財政調査特別委員会においても、学校給食無償化に向けての国の予算編成に対する重点要請書の取りまとめがありました。地方交付税措置によらず、全額を国が負担するよう要望し、さらには、給食費に関しての義務教育課程での完全無償化制度に関しても要望することですが、来年度以降は国からの交付金があるのか、現在不透明な状況です。交付金がない場合、本年度負担がなかったことが明白な以上、保護者にとってはより負担を感じてしまいますし、特に来年度入学予定の保護者への公平性も疑問に感じます。何よりも、負担軽減策は持続可能な制度であるべきです。仮に重点支援地方創生臨時交付金がない場合、どのような対応を検討するのか、既に何らかの対応を検討している場合、どのような財源を用いて、どの程度負担するのか、全体の額及び各家庭当たりの負担額を併せて伺います。

次に、学校給食室への空調設備の整備について伺います。我が会派はこれまで、猛暑下での苛酷な労働環境と衛生管理体制への影響を鑑み、早期の全校整備を求めてきました。前回議会では、令和8年度に未設置校への事前調査を実施し、令和9年度中の整備完了を目指して取り組むと答弁がありましたが、その後の状況について伺います。未設置校が小学校及び特別支援学校合わせて70校ある中、調査結果を取りまとめた後、どのような優先順位をもって各校に空調を整備していくのかについては、納得感のある説明が求められます。委員会報告は予定されているのか伺います。また、空調整備が完了までの熱中症対策については最大限取り組むべきですが、見解と対応を伺います。

次に、学校における防災ヘルメットの導入について伺います。横浜市では市立小学校入学後に防災ヘルメットが配付され、防災頭巾は購入不要、保管場所は原則教室内、使用期間は6年間、破損時は予備を使用する運用がなされています。座間市では財源に国の交付金を活用し、令和6年度に市内全小中学校へ防災用折り畳みヘルメットと収納ケースを配備しています。川崎市直下型地震では市内全域で震度6程度の揺れが想定され、学校現場での児童生徒の安全確保は極めて重要です。市立学校における頭部保護具はどのように整備されているのか、内容を伺います。また、他の先行している都市の事例を参考にすべきですが、見解を伺います。仮に導入する場合では、全児童生徒へ一括配備する方式や横浜市のように新入生から段階的に整備する方式、防災上、リスクの高い地域や特別支援学校から先行する方式などが考えられます。そのため、費用や導入期間、学校現場の負担、保護者負担の有無など、比較検討することが大切です。モデル校での試行も含めて、今後内部で試算、検討する考えはないのか伺います。

次に、民生委員児童委員活動におけるICT活用について伺います。地域のつながりの希薄化が進む中で、本市のみならず、全国的に民生委員児童委員の担い手確保に向けた取組が喫緊の課題となっています。先月、健康福祉委員会で視察した旭川市では、ICTを

活用することで、多様な主体が委員活動に関われる機会の創出と既存の委員の業務負担軽減の両立を目指した取組が進められていました。日々の訪問活動の記録、月ごとの活動報告書の作成、そして、膨大な紙資料の管理や集計作業等、全てアナログで行われてきたこれらの業務を改善するために、委員全員がアクセスできるポータルシステムを導入し、活動記録をはじめとし、業務の効率化に取り組んでいます。委員活動におけるICT活用について、本市はこれまで他都市における先進事例の調査等を行っている」と答弁してきました。旭川市の取組は参考になる取組と考えますが、見解を伺います。あわせて、ICT活用の検討状況を伺います。

次に、地域包括ケアシステムの構築と地方自治法改正により創設された指定地域共同活動団体制度について伺います。本市ではこれまで、揺り籠から墓場までを掲げ、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。しかしながら、地域包括ケアシステムとは、理念なのか、具体的な仕組みなのか、また、何をもって構築された状態とするのかが非常に見えづらいと感じます。実際には、医療、介護、子育て、地域活動、防災など多くの取組が存在している一方で、それらを地域単位で横断的につなぎ、持続可能な形で運営していく主体は曖昧なままです。そんな中、昨年の地方自治法改正により指定地域共同活動団体制度が創設されました。広島市では既に条例化を行い、小学校区単位で地域運営組織を位置づける取組が始まっています。これは、これまで理念として語られることの多かった地域包括ケアシステムを地域が自走する運営構造として具体化していく上で非常に重要な視点です。本市は地域包括ケアシステムについて最終的にどのような地域運営の姿を目指しているのか、また、地方自治法改正による指定地域共同活動団体制度についての認識を伺います。さらに、地域包括ケアシステムを理念にとどめるのではなく、単なる会議体ではない小学校区単位等で地域を横断的に支える運営主体の構築が必要です。見解と対応を伺います。

次に、川崎市新型コロナウイルス等対策行動計画改定素案について伺います。新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、医療提供体制の確保や物資供給体制、情報発信の在り方など、様々な課題が浮き彫りになったものと認識しています。こうした経験を踏まえ、今回、新型コロナウイルス等対策行動計画の改定素案が示されたところであり、本計画はこれまでの感染症対応の総括として、今後の危機管理体制を構築していく上で極めて重要です。今回の改定素案では、従来の計画から見直された部分に加え、どのような考え方の下で改定が行われているのか、基本認識を伺います。また、新型コロナウイルス感染症対応においては、感染拡大初期におけるマスクや手指消毒用アルコール、医療物資等の不足が深刻化し、現場において大きな混乱が生じたものと認識しています。これらの課題に対しどう検証を行い、今回の計画に反映しているのか伺います。あわせて、今後の感染症発生時における物資の確保及び供給体制について、平時からの備蓄の在り方や調達手段を構築していくのか、見解を伺います。さらに、コロナ禍においては様々な情報が錯綜し、市民が必要な情報に適切にアクセスできない状況も見受けられました。こうした課題を踏まえ、今回の計画において情報発信の在り方をどのように整理し、迅速かつ正確な情報提供体制を確保していくのか伺います。また、感染症対策は、医療分野にとどまらず、市民生活や経済活動にも大きな影響を及ぼすものであることから、庁内連携や関係機関との連携体制の強化が不可欠ですが、今回の改定における位置づけについて見解を伺います。

今回の計画改定は、過去の経験を踏まえ、将来の危機に備えるための重要な機会となりますが、コロナ対応を経験した市長として本計画をどう評価し、今後の危機管理体制の強化につなげていくのか、見解を伺います。

次に、がん予防と内視鏡検査について伺います。大腸がんや胃がんは早期発見によって救える命が多く、さらに、大腸がんについては、ポリープ段階で発見、切除することで、がんそのものを未然に防ぐことも可能です。現在本市では便潜血検査を中心とした大腸がん検診が行われていますが、近年では、熊本市など、内視鏡検査を活用した予防型医療へ踏み込む自治体も出始めています。高齢化が進む中、医療費抑制だけでなく、市民の健康寿命延伸、さらには、病気になる前に守る医療への転換が重要です。今後、胃がん・大腸がん対策において内視鏡検査を含めた予防型医療をどのように位置づけていくのか、見解を伺います。

次に、川崎市立看護大学について伺います。この春、4年制大学の1期生92名が看護師国家試験全員合格及び保健師国家試験受験者全員合格というすばらしい成績をもって卒業しました。令和6年度は4年制移行に伴う卒業生空白年度であったため、人材不足が喫緊の課題である看護業界、特に川崎市看護協会にとっては待望の卒業生です。本学では、将来、市内の医療施設等で看護師または保健師として就職しようという意思のある者に対して貸与する奨学金制度を設けていますが、1期生の市内就職率及び奨学金制度による成果を伺います。

次に、川崎駅周辺総合整備計画の改定について伺います。これまでも玄関口である川崎駅周辺の整備に当たっては、重要な観光資源となることから、観光施策を担う経済労働局との連携の重要性を訴えてまいりました。まず、観光の視点、市外からの来訪者にとり魅力的な整備の在り方について、どのような協議、方向性の共有を図ったのか伺います。関連して、京急川崎駅周辺の再開発及び京浜急行大師線の京急川崎(大)第2踏切に関する整備について伺います。京急大師線立体交差事業2期区間の中止に伴い、国道409号の渋滞のボトルネック解消に向けた課題は残されましたが、住民説明会などを経て速やかな対応を検討されている点は評価いたします。一方で、課題が増えたという見解があるのも事実です。京急川崎駅周辺においては、既に議会において趣旨採択された京急川崎駅北口改札、東西自由通路の設置の検討、駅西口街区の再開発事業、新アリーナ建設、そこに踏切除去に向けた検討が重なり、綿密な計画性と連動性が求められます。これから想定される課題について、地元住民の安全確保をはじめとした関係局の連携体制を伺います。

次に、小杉駅北口駅前まちづくり方針に基づく取組について伺います。平成21年に策定された川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想と令和3年に策定された川崎市都市計画マスタープラン中原区構想もいよいよ最終段階に入っております。小杉駅南側についてはコアパークを中心に人々のにぎわいが見られ、その期待は北側に向けられております。まず、この地域においてどのような開発が行われるのか伺います。現在、タワーマンションが建設中ですが、当該町会の熱い思いで、眼前の小杉小学校ではなく、長らく通う西丸子小学校が学区として採用されました。しかし、このマンションに住まわれる新住民にとっては、違った思いをされる方がいた場合はトラブルが想定されます。購入される前段階で徹底した周知が必要と提案してきましたが、現在の対応を伺います。駅前広場再編はペデストリアンデッキと周辺ビルが連動して初めて動く事業です

が、ビル所有者との協議状況を伺います。駅前広場は西側に移動する配置図ですが、どのような構想を抱いているのか、また、現在、等々力緑地再編整備計画も進められており、球技専用スタジアムも約1万人増えるスタンドが完成した際には駅周辺の混雑をどのように解決するのか、併せて伺います。加えて、小杉駅南側では、特に週末は交通渋滞が見られますが、小杉駅北口の西街区等の商業施設の造り方によっては北側も同様になるおそれも否定できません。所有者と警察との協議状況を伺います。今後、小杉駅北口駅前地区が進みますが、東街区及び西街区の今後のスケジュールを伺います。

次に、川崎市密集市街地における防災まちづくり推進計画の取組と狭隘道路対策の取組について伺います。不燃化の取組は出火そのものの防止や延焼スピードの抑制に寄与し、狭隘道路対策は消防車等の緊急車両の進入路確保、避難ルートの遮断防止等の役割を果たし、防災力強化に欠かせない施策で、切り離すことができない車の両輪のような関係で、重要な結びつきがあります。このたび、密集市街地における防災まちづくり推進計画においては、取組開始から一定の期間が経過し、知見の蓄積に基づき、従前から範囲を拡大し、取組を推進しています。狭隘道路対策では、小田周辺地区、幸町周辺地区、二子周辺地区の3地区をモデル地域として選定し、拡幅整備の促進に向け、制度拡充を図るとしています。その中で、小田と幸町の2地区は不燃化重点対策地区とも一致しています。このように、建物の不燃化を強力に進める地区において同時に道路の拡幅整備を先行実施することにはどのような相乗効果が期待できるのか伺います。

2地区に加え、二子周辺地区が狭隘道路のモデル地域候補に選定されました。3地区において狭隘道路の新たな拡幅支援が導入されたことは、自主防災組織の防災活動や防災計画の作成にどのようによい影響を及ぼすのか、期待する効果を伺います。狭隘道路対策について、今回の取組の推進を目的に、今年度から複数の部署にまたがっていた諸手続や工事を新設された専門の係が一括して対応するとしています。申請から寄附、公道化完了までの期間は具体的にどの程度短縮されるか伺います。今年度からモデル地域で取組を開始、令和12年度から本格実施を目指すとし、検証、新たな取組と重点地域及び優先整備路線の決定に4年間を費やすスケジュールとなっています。首都直下型地震の切迫性が指摘される中、本格実施まで4年もかけるのはスピード感に欠けていると言わざるを得ません。さらなる計画の前倒しを含め、見解を伺います。不燃化対策及び狭隘道路対策、共に待ったなしの取組として進める必要があります。有意義な制度とするため、また、迅速な進展を促すためには、該当地区、該当路線沿いの方々へのこれまで以上の徹底した周知が必要となります。住民一人一人に確実に届く効果的な周知啓発を行うための施策について伺います。また、今回の両取組に加え、防災・減災への啓発も連動して行われるべきですが、他局とも連携しての取組についての見解を伺います。

次に、川崎市地域公共交通計画について伺います。路線バスの利用者数は、令和元年度をピークに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度に大きく減少したものの、令和5年度にはピーク時の約9割まで回復しました。一方、便数については、ピーク時の平成30年度と比較して約20%少ない水準となっており、特に減便が実施された地域では、高齢者の通院や買物、通勤通学など、市民生活に大きな影響を与えております。国では、地域公共交通を取り巻く環境変化を踏まえ、国庫補助事業の充実や地域交通DX、交通空白解消に向けた官民連携等、新たな支援策や制度設計が進められています。本市にお

いても、交通系ICデータを活用した路線再編シミュレーション、自動運転バスの実証実験、AIオンデマンド交通「のるーとKAWASAKI」など国の補助制度を活用した取組が進められておりますが、今後は地域特性に応じた実装と横展開をどのように進めていくのが重要です。取組と対応を伺います。あわせて、地域主導によるコミュニティ交通については、地域の担い手不足などから導入のハードルが高いとの声も多く、立ち上げ及び伴走支援や専門的知見の提供が不可欠です。見解と対応を伺います。

次に、川崎市新多摩川プランの改定に向けた検討状況について伺います。多摩川を市民共有財産として次世代に引き継いでいくため、5つの基本目標を設定した上で改定を行いますが、改定前と改定後の違いを伺います。令和元年東日本台風を振り返れば、治水の強化、防災性の向上は急務ですが、国の護岸整備状況について伺います。また、川底は、児童の膝までつかることなく、対岸に渡れてしまう箇所が見受けられます。国との協議状況を伺います。あわせて、川底の砂利等はかつて建築資材として民間業者が運び出していたこともあり、一定の深さが保たれていたと考えられますが、国の動きを待たずに市の施策として対応することはないのか伺います。

次に、第2次川崎市道路整備プログラムによる取組について伺います。本プログラムは、平成28年度からの6年間を前期、令和4年度からの4年間を後期として、令和7年度までの10年間を計画期間としていたものの、後期に完成しない工区等への対応として、計画期間を4年間延伸し、令和8年度からを後期②とした経緯があります。このたび、後期①の進捗状況が公表され、計画延伸時には完成するとしていた11工区のうち5工区が未完成となり、後期②へ継続することが分かりました。後期②では現計画より多くの事業箇所に取り組むこととなるため、一層の重点化を目的に、事業中工区への予算集中投資、土地収用制度等の積極的活用、主要交差点の先行整備等による整備効果の早期発現が基本的な考え方として示されております。そのため、当初完成目標の11校区と後期①から継続となった5工区を合わせた16校区のうち9工区が未完成となる見込みとのことです。近年の地価上昇や資機材価格、労務費の高騰による財政負担の増加に加え、用地取得の難航等により、計画どおりに事業が進捗せず、限られた財源の中で優先路線へ重点的に投資する考えは理解するものです。しかし、道路整備の長期化は、市民生活への影響のみならず、結果として事業費の増大にもつながります。後期①では大きな見込み違いが生じましたが、今後も社会情勢の変化が想定される中、後期②の見込みは甘くないのか、見解を伺います。未完成となる工区を踏まえ、成果指標の目標値が引き下げられましたが、改善していない指標も見られる中、関連道路や交差点の整備を含め、重点化する整備の効果を最大限発揮することが求められます。見解と対応を伺います。事業の長期化を防ぐため、用地取得戦略をどのように強化していくのか伺います。特に土地収用制度等の活用については、一定の基準があるものの、積極的な活用が求められる中、今後、移行判断をどのような基準で行っていくのか伺います。また、今計画期間で未完成となる路線や未着手路線、新広域道路交通計画において一般広域道路として位置づけられた世田谷町田線のうち、本プログラムに位置づけのない区間やその他路線について、次期プログラムに向けてどのような考え方で整理、検討を進めるのか伺います。

次に、川崎市みどりの将来像について伺います。本年3月に策定されたみどりの将来像は総合計画の下位に位置し、緑政施策の緑の基本計画、環境施策の環境基本計画など、ま

ちづくり施策である都市計画マスタープランや臨海部ビジョンなどの計画の上位概念となるものです。本将来像では市全域での生態系ネットワークの形成やネーチャーポジティブの推進が掲げられています。これらは気候変動から来る近年激甚化する自然災害への対応や都市の防災力向上といった喫緊の課題に対してどのように連動し、具体的な効果を発揮していくのか伺います。緑のつながりの好循環を持続させるため、市が旗振り役となり、多様な主体が自ら参画していく仕組みづくりが掲げられています。特に拠点駅周辺の民間開発等における緑空間の創出や臨海部の大規模土地利用転換を捉えた緑の創出において、企業が自主的、持続的にまとまりのある質の高い緑地空間を創出、保全したくなるようなインセンティブや参画を促す具体的な仕組みづくりをどのように構築していくのか伺います。全国都市緑化かわさきフェアを契機に生まれた人のつながりを未来へつなぎ、グリーンコミュニティを形成していくことが示されています。今後、本市においても例外なく人口減少への転換が見込まれる社会環境の変化において、市民一人一人の健康増進や心身の充実に緑をどう生かし、地域コミュニティの担い手を広げながらどう活動を持続させていくのか、具体的な普及啓発や市民参画の在り方を伺います。

次に、市内公園の安全点検の実施について伺います。本年4月、多摩区の下布田公園において、設置者及び用途不明の金属製ポールが根元から折れ、遊んでいた小学生の児童が骨折する重大な事故が発生しました。負傷された児童と御家族に対し、心よりお見舞い申し上げます。事故原因については、経年劣化により金属製ポール根元の腐食が進行していたものと推測されるのですが、問題なのは設置者及び用途不明のものが長期間にわたり公園内に存在し続けていた点です。これまでその存在を把握していたのか、また、定期点検の対象となっていたのか、伺います。あわせて、公園内に残置されていた原因をどのように分析しているのか伺います。事故を受け、市内の公園緑地にある公園施設以外の全施設を対象に安全点検が実施されていますが、対象公園緑地数と想定される対象施設数、進捗状況を伺います。あわせて、目視や触診のみでの点検で十分なのか、見解を伺います。所有者が判明した物件に対しては今後の定期的な点検を依頼するとのことですが、撤去できない理由を伺います。また、人任せの対応で安全は確保されるのか、事故が発生した場合の責任の所在と併せて伺います。管理者不明橋など、設置者や管理者、設置経緯等不明な施設が度々課題として取り上げられますが、台帳整備や定期点検等の全庁的な制度設計が必要です。見解と対応を伺います。あわせて、老朽化した施設への対応を伺います。

次に、ごみ収集事業について伺います。本市が2年連続で政令指定都市の中で1人1日当たりのごみ排出量が最も少ない都市となったことは、市民一人一人の分別や排出抑制への努力の積み重ねであり、それに向けた広報、啓発を評価いたします。一方で、ごみ収集事業の持続可能性を考えた際に、新たな課題も潜在化しております。大型マンションの増加、小規模集合住宅の建設がなされるほか、近隣住民とのトラブル回避のため、ごみ集積所が分散化するなどの理由から、市内のごみ集積所は年間約1,000か所のペースで増加しております。集積所が増えれば収集車の停車回数も増え、交通への影響、作業時間の増加、人件費や燃料費など、コスト上昇にもつながります。試算では、ごみ収集にかかる経費は1世帯当たり年間約1万8,000円にも上り、市の負担として積み上がっている現実があります。今後は排出量の削減という目標に加え、収集の効率性という新たな視点も重要です。持続可能な収集体制の構築に向けて、今後も市民に丁寧に共有していく必要があり、効率

性の向上や集積所の適正配置について、地域理解を得ながらどのように取り組むのか伺います。

次に、水道事業及び下水道事業における料金・使用料改定の方向性について伺います。さきの委員会において、案件の性質上、パブリックコメントに付さない旨や市民に対する広報においても十分な時間確保が難しいこと、説明会の会場確保にも懸念がある等の発言がありました。資料によれば、水道事業の資金が枯渇する時期と下水道事業資金の枯渇にはタイムラグがあります。公営企業として、水道と下水道事業は一時的に資金の貸し借りや埋め合わせの手法を取ることができると認識しています。その手法を用いれば、次期定例会の議案上程を延ばし、丁寧な市民説明の機会を確保することができると考えますが、対応を伺います。また、事業資金の枯渇時期のずれを考慮し、市民生活を守る上でも、料金改定のタイミングを上水、下水で切り分けての実施に対する考え方を伺います。

改定理由としては、大口使用者の水需要の減少に伴う今後の料金収入等の減収や管路等の更新、耐震化を着実に進めるためとされています。近年、JFEスチール株式会社の高炉等休止等による影響があることは否めませんが、なぜ大口使用者の水需要がここまで減少したのか、見解を伺います。加えて、管路等の更新等においては他の自治体も本市と同様の環境下に置かれていると思われませんが、他都市も軒並み料金改定を行う動きがあるのか伺います。都市間の差異を伺います。令和6年5月以降、経営審議委員会で料金について議論されてきました。値上げに対する委員の意見を伺います。この2年間、どのような経営改善のための取組を行ってきたのか伺います。あわせて、給与や人員削減、余分な経費カットといった経営努力をしてきたのか伺います。

次に、議案第90号、川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第100号、等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について伺います。等々力緑地に新設する新陸上競技場を有料で利用する公園施設とし、その管理を指定管理者に行わせ、また、利用料金制を導入し、等々力緑地のテニスコート等の利用料金の上限額を改定するため改正するものです。そこで、多くの施設がある中、テニスコート、サッカー場、新陸上競技場の3施設に限定した理由を伺います。また、当該3施設の過去から現在までの料金変更の変遷及び料金改定していない箇所についての理由を伺います。今回の料金改定は、何を根拠または参考にしたのか伺います。また、その一方で、照明施設は大幅な値下げが提案されていますが、理由を伺います。どきどきわくわくする公園整備を目指す等々力緑地において、さらなるにぎわいが求められる中、需要と供給バランスを鑑みて、例えば駒沢オリンピック公園のような利用状況に合わせた料金設定は考えられるのか伺います。あわせて、公園の価値を上げていく新たな試みは検討しているのか伺います。

テニスコートについては今秋から利用できなくなり、来春の供用開始を目指していますが、その間の代替施設を考えているのか伺います。また、来春供用開始に向けた工期の遅れはあるのか、進捗状況を伺います。指定管理者との契約金額の変更について約100億円の増額変更する理由を伺います。また、3項目のサービス対価が改定等されますが、その他のサービス対価の改定を行わなかった理由を伺います。改定等の項目の中に、什器、備品等の整備・移転・廃棄業務等で約4.5億円が計上されております。ここについては、市民や団体に対して展示会やインターネット販売または局間での寄附等、削減策があると考えますが、これまでの議論の内容と今後の展開を伺います。関連して、樹木診断の実施及びそ

の対応について、等々力緑地をはじめ、市全域の進捗状況について伺います。等々力緑地では、21世紀の森も診断を受けながら先行して整備を進めていく予定とされていますが、現段階における課題と今後の取組について伺います。また、この取組に対する地域の声について伺います。等々力緑地の遊具については、催物広場、ふるさとの森、テニスコート前のフロンターレ広場の3か所にあり、子どもたちにとってかけがえのない施設です。工事期間中の利用者への影響について伺います。また、フェンス等の設置により死角が多くなるため、深夜に若者がたまりやすくなっていると地域から不安の声が上がっております。現状認識と対応を伺います。

次に、企業会計補正予算、議案第103号、令和8年度川崎市自動車運送事業会計補正予算について伺います。運転費として5億9,900万円余計上されています。中東情勢の悪化により原油価格の変動が激しく、その影響によるものなのか、本市においても本年4月から6月分の燃料調達の入札が不調となりました。これにより調達期間を1か月半とし、さらには1か月へと短縮するとのことですが、調達期間の短縮は今後常態化していくのか伺います。さらには、この補正予算で、当初予算の倍以上の約6億円といった異例の金額が計上されています。金額の根拠を伺います。入札不調後の契約で軽油1リットル199円といった高額な燃料費になったとのことですが、入札不調を受け、業者に足元を見られ、市民感覚では考えにくい高騰になっているのではないかと危惧します。見解を伺います。また、さきに示された経営計画の財政収支計画によると、令和8年度に2億円の資金不足が見込まれ、今回の補正額が追加されると8億円の資金不足となります。資金不足をどのように補填するのか伺います。あわせて、今後の財政収支を改善するための方策についても伺います。

次に、議案第104号、令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について伺います。上下水道局内における手続の勘違い、ケアレスミスに端を発するものであり、まさに千丈の堤もアリの一穴より崩れるの典型と言えるものです。既に原因と再発防止の取組を4月の委員会において示しており、着実な信頼の回復に向け、粛々と取り組むべきです。その上で、今般の事態を招いた職員への対応と今後のトラブル発生時の対応の在り方などの意識改革、契約に関わる知識の向上への指導内容を具体的に伺います。

議会への報告の在り方についてです。本件の内容を鑑みれば、議会への速やかな報告と審議が必要であったことは、既に委員会でも上下水道事業管理者はじめ当局より謝罪がなされており、こちらにおいても同様の事案が発生しないよう徹底すべきです。専決処分の承認を行う際、本件について、議会への報告や審議の必要性を当時の上下水道事業管理者をはじめとした担当者と共有したのか、市長に伺います。あわせて、どのような指示または確認を行ったのかも伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○議長 原 典之 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま自民党を代表されました菅谷議員の御質問にお答えいたします。

特別市についての御質問でございますが、今回、県内から出された様々な要望につきま

しては、現行の指定都市制度を前提として、神奈川県が主張している内容に基づくものと考えており、こうした県の主張は特別市制度全体に対する理解をミスリードしかねず、結果として県内市町村と指定都市との分断を助長するおそれがあるものと大変危惧しております。そのため、客観的かつ論理的なデータに基づき、住民目線に立った建設的な議論が必要との認識の下、県内3指定都市の市長で県知事に対し四首長懇談会の開催の申出を行ったところでございますので、改めて県知事に対して特別市制度の意義や考え方を丁寧に説明し、正確な理解を求めてまいりたいと考えております。私は、人口減少時代を見据えた強い危機感から、今こそ特別市の実現により、多極分散型の持続可能な社会を構築していかなければならないと強く感じております。先月の第34次地方制度調査会の第2回総会において特別市に関する論点が具体的に示され、今後、同調査会での議論が本格的に行われていくことも踏まえ、私がリーダーを務める指定都市市長会の多様な大都市制度実現プロジェクトの取組や議会の皆様ともしっかりと連携しながら、幅広い関係者、関係団体に対する積極的な発信や働きかけ等を行い、特別市制度の早期実現に全力を尽くしてまいります。

資産マネジメントについての御質問でございますが、本市では、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換が見込まれており、人口動態の変化を見据えた対応が求められているところでございます。こうしたことから、資産マネジメント第3期実施方針では、長期的に目指すべき姿として、必要な時期に、必要な規模の行政機能の提供を掲げており、市民ニーズ等を把握した上で、必要な機能の整備を図る機能重視の考え方に基づき、資産保有の最適化の取組を推進しているところでございます。本取組につきましては、地域間における公共施設の量的な偏り解消等を目指すものではなく、限られた資源を最大限に活用することなどにより、持続可能な市民サービスの提供やより一層利用しやすい環境を目指すものでございます。

中東情勢を踏まえた対応についての御質問でございますが、原材料費や燃料費等の高騰は本市契約におきましても幅広い業種に影響が生じており、公共サービスの安定的な提供や地域経済を支える市内中小企業の経営に直結するなど、大きな影響があるものと認識しております。本市といたしましては、先行きが極めて不透明であることから、最新の情勢変化を注視しつつ、本市契約における受注者への影響を的確に把握し、発注者として適時適切に対応してまいります。

医療的ケア児の保育についての御質問でございますが、本市におきましては、医療的ケア児の保育ニーズに対応するため、平成28年度に公立保育所において医療的ケア児の受入れを開始し、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行後、順次拡充してまいりましたが、いまだ実施が困難となっている医療的ケアへのニーズがあることは認識しているところでございます。今後につきましても、多様な医療的ケアへのニーズに対応することは重要であると考えておりますので、他都市の事例も踏まえ、医師会等の関係団体とも調整を進めながら、安心・安全な保育の充実に努めてまいります。

川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画改定素案についての御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症という、これまでに経験のない未知の危機事象において、様々な状況に迅速な対応が求められる中、医療や保健所業務の逼迫による混乱をはじめ、体制確保や情報共有、業務のデジタル化など、多くの課題や教訓を得たところでございます。

一方で、臨時的に実施した自宅療養者や要配慮者への支援など、次の感染症危機への備えとして継承していくべき取組があったものと認識しております。本計画改定は、こうした課題や取組を踏まえ、感染症の発生段階に応じた対策の選択肢を定めるものでございまして、本部体制や応援体制の構築、BCPの見直しなどを進めるとともに、各対策の具体化に向けて取り組んでまいります。また、新たな感染症の発生予測は困難なことから、定期的な計画の見直しにより、感染症危機に対する緊張感の維持、継続に努めてまいりたいと存じます。

専決処分についての御質問でございますが、初めに、本事案につきましては誠に遺憾であり、重く受け止めております。本年3月下旬に上下水道局から、今後の工業用水道事業への影響等を考慮し、専決処分を行う必要があるとの報告を受けた際には、私から、議会に対して丁寧な対応を行うとともに、今般の専決処分が事務ミスに起因したことを踏まえ、上下水道局には、今後、こうした事務ミスの防止に向けて、その背景をしっかりと確認し、再発防止策を講ずるよう指示したところでございます。私からは以上でございます。

○議長 原 典之 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 池之上健一登壇〕

○上下水道事業管理者 池之上健一 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、料金・使用料改定の方向性についての御質問でございますが、料金等改定に関する議案の提出時期についてでございますが、水道事業会計につきましては令和9年度に累積資金不足が見込まれており、下水道事業会計につきましては令和9年度末の累積資金残高として約80億円を見込んでおりますが、年度中の現金預金残高のトップとボトムの差は例年約150億円と増減が大きく、資金繰りには余裕がないところでございます。したがって、令和9年4月からの改定に向け、その周知期間も加味し、9月開催の市議会定例会へ改正条例議案の提出を予定しているところでございます。なお、料金等の改定に関する説明会につきましては、これまでも市民団体の求めに応じて開催してきたところでございますが、今後は、町内会への説明会の実施のほか、その他各種団体に向け説明会実施の周知を行うなど、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。次に、水道料金及び下水道使用料の改定のタイミングについてでございますが、同時改定は市民生活にとって厳しいものであることから、下水道使用料の改定時期につきましては、9月開催の市議会定例会までに判断することとしたところでございます。今後、令和7年度決算見込み等を反映した財政収支や社会経済動向などを踏まえ、実施の必要性を判断してまいります。

次に、大口の水需要が減少している理由についてでございますが、本市では使用水量が月50立方メートルを超える使用者を大口としており、本市工業統計によれば、この大口を構成する工場等の事業所数は平成元年の約3,000件から令和元年の約1,000件まで、3分の1に減少しているところでございます。さらに、工場等においては循環水の利用などによる節水を進めているとのことであり、これらが大口の水需要が減少している原因であると考えております。次に、他都市の状況についてでございますが、令和元年度以降、東京都、神奈川県及び政令市の中で値上げ改定の決定に至った都市は、水道事業で8都市、下水道事業で5都市となっております。また、改定理由につきましては、施設の更新や耐震化の必要性、物価高騰による維持管理費の増加、水需要の減少による料金収入等の減少などでございまして、都市間の差異は見受けられなかったところでございます。

次に、経営審議委員会からの意見についてでございますが、学識経験者からは、主に、将来の人口減少を見据えた企業債の適正管理等による安定的な経営基盤を構築することの重要性に関する意見があったところでございます。また、団体推薦や公募市民の方からは、水道料金36%、下水道使用料37%という改定率は高いといった率直な意見のほか、説明を聞けば改定の必要性は理解できるが、市民がその必要性を自分事として捉えられるような分かりやすい広報が重要といった意見があったところでございます。次に、この2年間の経営改善の取組についてでございますが、RPAを活用した業務効率化の取組による2,541時間の作業時間の削減や財務事務及び自動車運転業務の見直しに伴う4人の人員削減、資産の有効活用により約18.9億円の財源確保を図ってきたところでございます。また、これまでの継続的な取組として、平成22年度以降、129人の人員削減を図り、単年度当たり約12.1億円、水道事業の再構築による浄水場の統廃合により、単年度当たり約7.7億円、下水道事業における電力量の削減により平成23年度からの累計で約7,000万円の削減等に努めてきたところでございます。

次に、専決処分についての御質問でございますが、初めに、当該処分に至った経緯につきましては、債務負担行為の期間に係る確認不足や認識不足を把握したところであり、今後、こうした事案を起こさないよう、関係職員に対しては文書注意等を行ったところでございます。次に、再発防止につきましては、本事案の内容の周知等を行い、職員間での認識の共有を図るとともに、債務負担行為に伴う契約の締結文書伺いや執行伺いに予算書の写しを添付することとし、事業執行部門と財務部門とが連携するよう事務の改善を図ったところでございます。また、こうした事務ミスを繰り返さないためには職員一人一人の意識改革や知識の向上が必要となりますので、財務に関する研修に必要な内容を盛り込んだところであり、今後も、こうした取組の実践により、事務ミスの防止に努めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 総務企画局長。

〔総務企画局長 宮崎伸哉登壇〕

○総務企画局長 宮崎伸哉 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、都市イメージ調査についての御質問でございますが、令和7年度の調査結果につきましては、主要測定指標であるシビックプライド指標の愛着をはじめ、市民の川崎市のイメージや居住・来訪推奨度などが令和6年度の数値を上回るとともに、過去最高値を記録したところでございます。この結果は、市制100周年を契機に、市民、企業、団体の皆様と共に様々な取組を進めてきたことや戦略的なプロモーションにより多くの方から本市の多彩な魅力への共感を得られたことによるものと認識しております。こうした中、治安等についてのマイナスイメージの払拭や本市の都市ブランドであるブランドメッセージへの共感の喚起等につきましては、さらなるプロモーションにおいて重要と考えており、本年3月に策定した川崎市シティプロモーション戦略方針では、プラスイメージを生み出すプロモーションの実施やブランドメッセージを活用した統一的な情報発信等を位置づけているところでございますので、本方針に基づき、川崎の魅力や取組などの情報をしっかりと分かりやすく伝え、多様な主体とも連携し、オール川崎で本市の都市ブランドを高めるとともに、共感を生む戦略的なプロモーションを推進してまいります。

次に、資産マネジメントについての御質問でございますが、資産マネジメントは、将来

にわたって必要な機能を維持するため、本市が保有する施設を有効に活用する取組であり、その実施に当たっては、地域特性なども踏まえ、適切に市民ニーズ等を把握し、必要な行政機能の検討を進める必要があると考えております。これまで、偏在分析等は行っておりませんが、モデル4地域における資産保有の最適化に向けた検討を進める中で、市民参加によるワークショップを開催し、地域の将来像や将来に向けて必要な公共施設の機能を検討するとともに、関係団体へのヒアリングを行うなど、市民ニーズ等の把握に取り組んできたところでございます。今後につきましても、モデル地域以外での資産保有の最適化に向けた検討等を進めることから、引き続き、関係局区等と連携し、適切に市民ニーズ等の把握に取り組むとともに、将来世代のコスト負担などにも配慮しながら必要な行政機能について検討を進めてまいります。

次に、8市連携における災害廃棄物処理の相互支援についての御質問でございますが、8市連携の取組は、横浜市と隣接する基礎自治体である本市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市と水平的、対等な連携を構築し、広域的な課題解決を進めることで、圏域全体のさらなる発展を目指すことを目的に、横浜市が8市連携市長会議を開催し、協議を進めているものです。この取組に限らず、基礎自治体同士が地域資源を活用して連携することは、人口減少時代に向けて非常に重要な取組と認識しているところでございます。次に、庁内の意思疎通の在り方につきましては、8市連携の窓口として、その取組の意義や広域連携の重要性について共有した上で、実効性のある連携体制を継続し、取組を推進していくために、庁内で意見交換や情報共有を図りながら調整を行ってまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 財政局長。

〔財政局長 井口拓也登壇〕

○財政局長 井口拓也 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

中東情勢を踏まえた対応についての御質問でございますが、本市の契約におきましては、中東情勢の変化等による受注者への影響を鑑み、国からの通知を踏まえて適切に対応していくことが重要であると認識しており、最新の実勢価格等を踏まえ、適切な予定価格の設定を行うとともに、スライド条項の適用や受注者からの協議の申出について適切に対応するよう庁内に周知、指導しております。今後につきましては、受注者との協議や契約金額及び履行期間の変更を行うに当たっての基本的な考え方を整理し、改めて全庁への周知を行い、適切な価格転嫁等が円滑に図られていくよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎市スポーツ大会出場奨励金についての御質問でございますが、交付対象となる国内大会につきましては、これまで国民スポーツ大会のみでしたが、今年度から全国規模の大会で、参加条件として、予選や標準記録等がある日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会加盟競技団体等が主催の大会も対象に加えたところでございます。次に、旧奨励金の交付状況につきましては、過去5年間の実績で、令和3年度9件、27万円、令和4年度7件、3万8,000円、令和5年度5件、5万円、令和6年度22件、26万円、

令和7年度16件、15万5,000円となっております。次に、制度の広報、周知につきましては、市政だより、本市ホームページでの広報に加え、川崎市スポーツ協会を通じて各加盟競技団体へ周知しているところでございます。次に、個人型トップアスリート助成制度につきましては、将来的に世界的な活躍をする選手の輩出を目的としたものでございましたが、対象人数が限られ、競技団体から強化指定された実績も限定的であったことから、スポーツ大会出場奨励金制度を拡充し、全国大会等の条件を満たした選手を一律に対象とすることで裾野を広げ、さらに上のレベルでの活躍を促進しているところでございます。今後も引き続き、本市にゆかりのあるトップアスリートを目指す選手の活躍を支援できる効果的な方法等を検討してまいります。

次に、パブリックビューイングについての御質問でございますが、開催実績につきましては、パリ2024オリンピック競技大会において、本市にゆかりのある湯浅亜実選手と半井重幸選手が出場したブレイキンについて、令和6年8月9日と10日の2日間にわたり、産業振興会館においてパブリックビューイングを開催するなど、川崎から声援を送ったところでございます。また、かわさきスポーツパートナーである川崎フロンターレ、川崎ブレイズサンダース、NECレッドロケッツ川崎がそれぞれ大規模なパブリックビューイングを開催し、本市といたしましても広報の支援を実施したところでございます。今後につきましても、本市ゆかりの選手を一体となって応援することにより、多くの市民が喜びや感動を分かち合えるよう、引き続き、機会を捉えたパブリックビューイングの開催を検討するとともに、民間事業者等の取組をサポートしてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、中東情勢の市内産業への影響についての御質問でございますが、ナフサの供給リスク等につきましては、市内中小企業におきまして、燃油・石油関連製品の価格上昇や調達困難等の影響が生じており、その経営環境は厳しい状況にあるものと認識しているところでございます。影響把握につきましては、本年5月までに、業界団体及び事業者等に対しヒアリング調査等を実施したほか、支援機関や金融機関などと情報共有を行い、石油関連製品等の価格上昇や調達困難等の影響により、事業の遅延が生じるなど、経営状況が悪化している中小企業があることを把握しているところでございます。現在、国におきましては、ナフサ等の必要量の確保に取り組むとともに、関係省庁が主体となって流通の目詰まり対策を実施しておりまして、個別具体的な支障事例について情報を必要としているところでございます。本市におきましても、事業者の皆様は国の相談窓口を御案内するなど国とも連携した取組を進めるとともに、資金繰りや市産業振興財団のワンデー・コンサルティング等による経営支援に取り組んでいるところでございまして、このたび成立した国の補正予算による重点支援地方交付金の活用も含め、引き続き、厳しい経営環境にある中小企業をしっかりと支援してまいりたいと存じます。

次に、卸売市場新経営プランについての御質問でございますが、従前の経営プランにおきましては、個別の施策や達成目標が抽象的であったことやPDCAサイクルの循環などに課題があったことから、新経営プランにおきましては、個別の施策単位での具体的な取組や達成目標を設定するとともに、PDCAサイクルに基づく施策の管理、改善を行うた

め、場内事業者と連携した体制の構築等を位置づけたところでございます。新経営プランの取組手法につきましては、具体的な取組の推進に向けて、開設者と場内事業者が目標を共有し、協調して取り組んでいくことが重要であると認識しておりますので、各部門の代表を集めた会議の実施に加え、実務担当者を含めて取組の方向性や現場の状況を確認しながら、市場一体となって取り組んでまいります。北部市場機能更新の事業契約締結時期延期の影響につきましては、現時点では、機能更新の方向性には大きな変化がないことや新経営プランは本市における卸売市場の目指す将来像とその実現に向けた方針等を示すものであることから、同プランを修正することは考えておりませんが、引き続き同プランへの影響も念頭に置きながら、事業者と調整してまいります。南北市場への影響についてでございますが、北部市場におきましては、契約締結時期の延期は、機能更新事業のスケジュールに影響を及ぼすものと認識しているところでございますので、今後の事業者との協議等を踏まえながら対応を検討してまいります。また、南部市場におきましては、老朽化の進行等、喫緊の課題に対応し、地域密着型食品流通の拠点としての機能を果たしていくことが重要と認識しておりますので、新経営プランに示した令和8年度の基本構想策定に向けて、北部市場の機能更新事業の状況も踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。

戦略4の災害対応拠点機能の強化と食品流通業務の両立につきましては、災害時においても市場機能を維持し、支援物資関連業務との併存、同時進行できる体制の整備が重要であると考えているため、非常用電源等の機能強化やBCP策定、訓練の実施などに取り組んでまいります。また、北部市場の機能更新事業においては、災害対応拠点機能と食品流通業務の両立が可能な整備を予定しておりますが、工事の各段階における災害時の対応につきましても事業者と連携して検討してまいります。戦略6の効率的かつ安定的な市場経営の推進における一般会計からの繰入金の考え方につきましては、機能更新事業の整備期間中において、整備状況に応じて一時的に繰入金が必要となりますが、期間全体における収入と支出につきましては、おおむね均衡を図ることを想定しております。南北市場全体としては現在繰入金を必要としている状況であることから、今後、南北市場別の収支を明らかにするとともに、それぞれの事業収支の改善を図ることで繰入金の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、プレミアムデジタル商品券事業についての御質問でございますが、本事業は、物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支え、地域経済活性化及び市民、事業者のデジタル化促進を目的として実施するものでございます。デジタル商品券を採用した経緯につきましては、紙の商品券の場合、印刷や郵送など事務経費が高額となるほか、転売等の課題がある一方、デジタル商品券の場合、1円単位での利用が可能であり、換金手続など利用店舗側の事務負担軽減につながることやスマートフォンが広く普及していることなども踏まえ、デジタル方式としたところでございます。事業者の選定に当たりましては、市民が市内店舗でデジタル商品券を利用できることを条件に事業者の公募を行い、利用店舗数や使いやすさ、適正な事業執行、フォロー体制等を総合的に評価した結果、安定的かつ円滑な事業運営が見込まれるものとして、PayPay株式会社及び株式会社JTB川崎支店による共同企業体の提案を採用したものでございます。複数の決済サービスの活用につきましては、他都市において給付方式やポイント還元方式にて実施されておりますが、給付されたクーポンや付与されたポイントの利用を域内に限定

できず、域外への資金流出に課題があるものと認識しております。これに対し、本事業で採用しているプレミアム付電子商品券は、市内在住者による市内店舗での消費に限定利用される仕組みであることから、市域内での確実な消費喚起及び資金循環を図ることができる点に特徴があるものでございます。市内在住者、市内店舗に限定して、複数の決済サービスを連携させる方式を採用する場合には、事業費の増加や運営管理の複雑化につながるほか、短期間でのシステム構築が難しいといった課題があり、他都市における採用事例はないものと承知しております。デジタルに不慣れな方への支援につきましては、家族による代理購入の仕組みの導入や市内施設等におけるサポートブースの設置、コールセンターでの相談対応などを行うことにより、できる限り多くの市民の皆様に御利用いただける環境の整備に努めてまいります。

市内事業者へのアプローチにつきましては、本事業の効果を最大限に発揮するためには、多くの事業者に参加いただくことが重要であると認識しております。このため、参加事業者の拡大に向け、川崎商工会議所や商業団体等と連携し、チラシや個別の説明会等による周知を行うとともに、事業開始後におきましても随時店舗登録を受け付けるなど、飲食業や小売業、生活関連サービス業など、幅広い業種において参加いただけるよう積極的な働きかけを引き続き行ってまいります。申込期間につきましては、速やかな事業開始を目指しつつ、代理購入の資格確認など適正かつ公平に運用するため、一定の事務処理期間を確保する必要があることを踏まえ、申込受付期間を設定するとともに、市政だよりやチラシの全戸配布、ホームページやSNSの活用、町内会掲示板や駅貼り広告の掲出など、多様な媒体を活用し広報の充実を図り、幅広い世代の市民に情報が行き届くよう取り組んでまいります。

次に、第3次かわさき観光振興プランについての御質問でございますが、本市は訪日外国人観光客が多く訪れる地域に隣接し、宿泊地としての利用が増えている一方で、観光目的地としての誘客が十分に進んでいない状況であることから、観光コンテンツの充実や回遊性を向上させる取組を戦略的に推進していくことで本市の魅力を向上し、訪日外国人旅行者数及び外国人宿泊者数をさらに増やすことが重要であると認識しております。これまで本市では、市観光協会と連携した体験型ツアーの造成をはじめ、SNS等による国内外に向けた情報発信、グーグルマップを活用した外国人向け飲食店情報の掲載支援、川崎らしい食文化の発信、語学力のある市民ガイドによる体験型ツアーの創出など、受入れ環境の充実に取り組んできたところでございます。今後につきましても、選ばれる観光都市を目指し、川崎らしい体験や食の魅力等の複数の観光コンテンツについて一体的な発信を進めることで、第3次かわさき観光振興プランに掲げる目標達成に向けて、市観光協会や民間事業者等との連携を一層図りながら、戦略的に取り組んでまいります。多様な主体との連携につきましては、本市の観光資源は、細長い市域にエンターテインメント施設やスポーツ拠点、個性的な飲食店、緑豊かな自然環境、文化施設などが点在し、その魅力は多岐にわたり、交通アクセスも異なっていることから、それぞれのエリアの特性に精通した市民、事業者等と本市の共創による持続的な観光推進体制の構築が必要であると考えております。今後につきましては、特性の異なる南部、中部、北部の市民や事業者等と対話を重ねることで、各エリアの誘客に向けた連携強化を図り、それぞれの特性を生かした観光推進体制の基盤を形成するとともに、全市的な観光推進体制につきましても、市観光協会等

の関係機関と意見交換を行いながら検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、都市農地の納税猶予制度についての御質問でございますが、本制度は、農業者が相続や贈与で農地を引き継ぐ際に、農業を生涯継続することを条件に農地にかかる相続税等の納税が猶予される制度でございますが、農業用倉庫等の農業経営に必要な施設や土地については必ずしも猶予の対象に含まれていないなど、現行制度では不十分な点も残されているため、国に要望を行ったものでございます。要望に至った背景等につきましては、農機具を保管する倉庫等は農業活動を行う上で欠かせないものであり、農地と同じように猶予の対象としてほしいなど農業者からの要望が多いことから、これまで本市農業委員会が要望活動を行ってきたところでございますが、本市といたしましても、同様の課題を抱える九都県市として取り組むことが必要と考え、今回の要望に至ったものでございます。要望活動において、農林水産大臣からは、農業を行う上で、農機具を保管する倉庫等を猶予対象とすることについて一定の御理解をいただいたと考えており、今後国において制度の拡充に向けた検討を進めていただけることを期待しているところでございます。本市といたしましては、引き続き、制度改正の検討に当たり都市農業の実情等を調査し、農林水産省に必要な情報を提供するなど、制度の実現に向けて積極的に働きかけてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

8市における平時からの連携についての御質問でございますが、ごみの収集、運搬、減量化等につきましては、各自治体の取組や課題を日頃から共有し、相互に知見を生かすことで、廃棄物行政の円滑な運営や災害時における迅速な対応につながるものと認識しております。本市といたしましては、関係自治体との連携の中でこれまでも情報共有や意見交換を行うなど相互理解に努めており、今後も引き続き現場レベルでの取組を進めてまいります。

次に、ごみ収集事業についての御質問でございますが、ごみ収集につきましては、所定のごみ集積所で資源物やごみを収集するステーション方式で実施しており、現在市内の集積所は約5万7,000か所ございまして、129台の車両により効率的に収集を行っております。集積所につきましては、新設のほか、移設や分散などで増加傾向となっており、集積所の分散化などによる環境美化に効果がある一方、作業負担の増加などの課題があるものと考えております。ごみ収集はライフラインとして欠かせない業務でございますので、引き続き、市民の皆様には効率的な収集に御理解、御協力をお願いしたいと考えております。本市といたしましても、地域の実情に配慮しながら、効果的、効率的に収集を行うことにより、持続可能なごみ収集に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 鹿島 智登壇〕

○健康福祉局長 鹿島 智 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、民生委員児童委員活動におけるICTの活用についての御質問でございますが、本市におきましては、民生委員の活動内容が多様化、複雑化していることにより負担の増大につながっていることや、昨年12月の一斉改選により、働きながら活動している民生委

員の割合が増えていることから、将来的な人材確保の観点も含め、ICTの活用により、業務の効率化や活動環境の改善を図ることは重要であると認識しております。現在、ICTを導入した際の効果や活動上の課題等について、民生委員児童委員協議会と意見交換を進めており、導入の第一歩として、オンライン会議を開催してみるなどの御意見をいただいているところでございます。同協議会におきましては、今後、他都市の視察を予定しているところでもありますので、旭川市など他都市における好事例を参考にしていくとともに、民生委員の皆様と丁寧な意見交換を図りながら、本市のニーズに合ったICTの活用について引き続き検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、地域包括ケアシステムについての御質問でございますが、本市におきましては、町内会・自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会などの地域で活動する様々な主体による地域での支え合いの仕組みづくりに向けて取組を進めているところでございまして、今後、急速な高齢化の進展や人口減少に伴う担い手不足の課題等を踏まえ、住民主体の既存の活動に加え、民間事業者等を含む多様な主体が参画した地域づくりを目指してまいりたいと考えております。指定地域共同活動団体制度につきましては、地域の課題解決等のため、地域社会の多様な主体が参画し、連携協働する枠組み、プラットフォームの構築に向けて、国において環境整備したものと認識しております。本制度の導入に当たりましては、地域ごとの人口構成や活動主体の活動範囲、取組経過等が様々であることを踏まえるとともに、本市における町内会・自治会をはじめとした地域で活動する団体の支援など、様々な施策との調整を図りながら対応していく必要があるものと考えております。地域包括ケアシステムの推進に具体的に取り組んでいくためには、小さな地域単位での課題や強み、地域活動の状況等について継続的に把握、分析し、多様な主体間における連携の促進を図りながら、地域による支え合いの仕組みづくりを構築していくことが重要であると考えております。こうしたことに加え、日常生活を送るために必要なケアに関する様々な資源を充実していくことにより、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられる地域の実現を目指してまいります。

次に、川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画改定素案についての御質問でございますが、計画改定の考え方等についてでございますが、本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新たな感染症が発生した場合、感染拡大を抑制し、市民の生命、健康を保護すること及び市民生活、市民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とし、新型コロナ対応の経験等を踏まえ、段階に即して柔軟に対応できるよう時期区分の見直しや対策項目の追加等を行うために改定するものとなります。また、新型コロナ対応時の課題や取組を反映させるとともに、全庁横断的な計画として、感染症の発生前から準備を進めることで、今後の感染症危機への備えと対応の総合的な推進を目指してまいります。感染症対策物資につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生初期において、医療用マスク等の个人防护具が不足し、医療従事者の感染防止環境を十分に確保できない状況が生じたことから、医療機関に対して備蓄品目や備蓄水準を示すとともに、平時からの備蓄を呼びかけ、定期的に備蓄状況を確認するなどの取組を改定素案に反映させたところでございます。発生時における物資の確保等といたしましては、医療機関での備蓄に加え、不足が生じる場合を想定し、个人防护具について、本市においても、初期段階で必要となる1か月程度の数量をローリングストック方式により確保してまいりたいと考えております。情

報発信についてでございますが、感染症危機においては、不安とともに、誤情報や差別的な言動などSNS等を通じて拡散されるおそれもあることから、本市による情報発信を信頼できるものとして広く認知していただけるよう、感染対策について平時から継続的に情報を提供するとともに、発生時には科学的根拠に基づき、適切な感染対策やワクチン接種、その他市民の関心事など、正確な情報を迅速に分かりやすく発信してまいりたいと存じます。また、様々な情報媒体の活用や情報提供体制につきましても、引き続き検討してまいります。新型インフルエンザ等対策に関する連携強化といたしましては、全庁一体となって取組を進める必要があることから、組織体制や役割分担、人員確保など危機管理推進会議等の場を活用して検討を進めるとともに、市内の医療関係団体や関係機関との協議を通じて協力体制を構築してまいります。

次に、がん予防と内視鏡検査についての御質問でございますが、本市のがん検診につきましては、死亡率減少の効果が科学的に認められた対策型検診として実施することが重要であると認識しており、国の指針に従い、大腸がん検診は便潜血検査、胃がん検診は胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を実施しております。大腸内視鏡検査は病変の直接観察やポリープ切除が可能であるなどの利点がございますが、対策型検診としては科学的な根拠が十分に確立されていないことから、現時点では実施は難しいものと考えております。一方で、検診の結果、精密検査が必要とされた方には有効な検査方法であることから、積極的な受診を勧奨しております。今後につきましても、がんの発症予防につながる生活習慣の改善に関する普及啓発やがんの早期発見に向けた検診受診の促進に取り組むとともに、大腸内視鏡検査に関しましては、国の動向を注視しながら、他都市の事例や専門家の意見を踏まえた上で適切ながん対策に努めてまいります。

次に、市立看護大学についての御質問でございますが、昨年度卒業した1期生は92名となっております。就職した者は86名、そのうち市内の医療施設等に就職した者は53名で、市内就職率は61.6%でございます。また、市内での就職の意思がある学生を対象とし、卒業後3年間、市内医療施設等で就業した場合に返済が免除される地域定着促進奨学金の利用者12名のうち、9名が市内の医療施設等に就職していることから、一定程度市内就職につながったものと考えております。以上でございます。

○議長 原 典之 菅谷議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思いますので、御了承を願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後0時59分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも50人」と報告〕

○副議長 堀添 健 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、自民党の代表質問に対する答弁を願います。こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、保育士確保と多様な働き方についての御質問でございますが、他都市における短時間保育士活用の実態や効果につきましては、国から示された考え方に基づき、各都市がそれぞれ取扱いを定め、運用を行っているものと認識しており、本市においても他都市と同様に、保育現場の負担軽減、質の維持向上に一定の効果があるものと考えております。なお、国は政令指定都市等に対して、保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について通知する一方で、いわゆるスキマバイトによる短時間保育士の活用は、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるという観点から、数時間から2日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返すことは保育所等の運営に当たって望ましくないものとの考えを示しており、本市においても同様の考え方を事業者に対して通知しているところでございます。

保育の質と持続可能性を両立する仕組みづくりにつきましては、潜在保育士の中に短時間なら勤務したいという方がいることは認識しており、本市では、年間を通して定期的に就職相談会や就職・復職支援研修、保育士体験等を実施することで、潜在保育士の方に安心して就職していただくための支援を行っております。また、川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱等により、各施設において短時間保育士の常勤換算や小学校教諭、子育て支援員等を保育士として配置できるよう定め、多様な働き方や保育士を中心とした幅広い人材活用の取組を進めているところでございます。今後も、保育の質の維持向上を図る上で保育所等が安定的な運営を継続することが重要であり、各施設において人材の確保が円滑に行えるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、ドナー登録施設についての御質問でございますが、現在、市内におけるドナー登録施設は北部に2か所でございますが、ドナーミルクを安定的に供給するためには、より身近な場所や利便性の高い場所にドナー登録施設があることが必要であると認識しているところでございます。ドナー登録施設等への費用補助の効果については、県の補助金の申請状況やドナーの登録状況など、実態を見極めながら対応することが必要と考えておりますので、本市といたしましては、まずは、県の補助制度の活用も含め、母乳バンクの周知を医療機関に行うとともに、今後の国の法的位置づけ等の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、医療的ケア児の保育についての御質問でございますが、医療的ケア児への保育の実施は、他の子どもと共に生活ができ、様々な経験を通して児童の発育、発達に効果を促すものであり、保護者の仕事と子育ての両立、離職防止のためにも重要であると考えております。医療的ケア児に安心・安全な保育を実施するためには、十分な保育体制の確保等が必要であることから、現状においては実施施設や対応可能な医療的ケアの種類が限られており、一定程度の保護者負担が生じているケースがあることについて認識しているところでございます。居宅訪問型保育事業につきましては、障害や疾病により集団保育が著しく困難であると認められる児童を対象とする事業でございまして、本市におきましては、昨年9月の試行実施開始以降、複数の利用に関する御相談が寄せられておりますが、公立保育所への入所が決定したこと等を理由として、現時点では実際の利用に至っていない状況でございます。本事業は、対象となる児童に対し1対1できめ細やかな保育及び医療的ケアを提供するものであることから、保育と医療的ケアの双方の高い専門性を有する担い

手が限られていること、また、年齢の近い児童と触れ合う機会の確保等が課題であると認識しております。今後につきましては、本事業が集団保育では対応することができない児童への新たな選択肢であることを踏まえ、そのニーズを見極めながら、必要な提供体制の確保や保育内容の充実に向けた支援等を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 定山武史登壇〕

○まちづくり局長 定山武史 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎駅周辺総合整備計画等についての御質問でございますが、同計画の改定に当たりましては、観光施策との連携として、本市への誘客につながるアリーナシティ・プロジェクトなどの観光資源や旧東海道周辺エリアにおける史跡や寺社、商店街などの地域資源を生かした地域全体の回遊性の強化、効果的なプロモーションなどによる国内外からの誘客やにぎわいの創出などの方向性について、関係局との意見交換などを通じて共有してきたところでございます。こうしたことから、計画改定の主な視点として多様な都市機能の集積とまち全体の回遊性向上や旧東海道等の地域資源の活用などを掲げており、引き続き、経済労働局をはじめとした関係局区と連携した取組を推進してまいります。次に、京急川崎駅周辺のまちづくりにつきましては、令和12年10月のアリーナシティの開業に向けた工事や再開発事業の進められているところでございます。一方で、京浜急行大師線連続立体交差事業2期区間の踏切対策については、関係局により本年1月に取組の方向性が示され、地域への説明やアンケートにより利用者や沿線地域の御意見を伺ってきたところでございます。同駅周辺においては、今後、これらの事業が段階的に進捗していくことから、各事業において、計画段階から関係局区で緊密に連携し、安全面などについて検討を行うとともに、併せて事業の進捗状況等につきましても地域の方々へ共有してまいります。

次に、小杉駅北口駅前まちづくり方針に基づく取組についての御質問でございますが、小杉駅北側につきましては、川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想に基づき、民間活力を活用しながら、計画的に公園や広場、ペDESTリアンデッキなどの基盤整備と併せ、多様な都市機能を誘導し、駅を中心に歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めてきたところでございます。これまで、小杉町1・2丁目地区では、A地区に小杉小学校、こすぎ公園、B地区に日本医科大学武蔵小杉病院等が整備され、現在、C地区では、商業、高齢者向け福祉サービス施設、都市型住宅等から成る2棟の複合施設の建設や道路拡幅等の基盤整備が令和10年度の完成を目指し進められております。また、小杉駅北口駅前におきましては、令和2年度に小杉駅北口駅前まちづくり方針を策定し、ホテルエルシィ跡地を含む小杉駅北口駅前地区西街区において、商業、都市型住宅等から成る複合施設や歩道拡幅、ペDESTリアンデッキの整備と駅前広場の一部となる予定地が計画されており、現在、既存建物地上部の解体工事が進められているところでございます。

次に、購入希望者への通学区域の周知につきましては、事業者による広告やモデルルーム等において、就学予定先の小学校の明示や契約時の重要事項の説明時に行っていると伺っており、引き続き、購入希望者が通学区域に関する正確な情報を得られるよう、教育委員会事務局とも連携しながら対応してまいります。次に、ビル所有者との協議状況につき

ましては、土地の整理等を含め、市が行う駅前広場整備事業とビル所有者が行う駅ビル開発事業に関する協議を行い、今年度、覚書の締結を予定しているところでございます。次に、駅前広場につきましては、小杉ビル解体後の土地と西街区で創出した予定地、さらに東側で計画している駅ビル地上階の一部を駅前広場として立体的に活用した再編整備による拡充を想定しており、広域拠点の玄関口にふさわしい駅前空間の創出を目指してまいります。また、駅周辺の混雑対策につきましては、駅前広場から西街区に接続するペデストリアンデッキを計画し、十分な歩行者空間を確保することにより、混雑緩和などにつなげてまいりたいと考えております。

次に、西街区における交通管理者との協議状況につきましては、これまで都市計画手続において、本市と交通管理者で商業施設等の駐車場の出入口の位置や交通量等についての協議を行っており、今後、建物計画の具体化に伴い、交通管理者からの要請に基づき、事業者が駐車施設等についての協議を行うこととなっております。次に、今後のスケジュールにつきましては、西街区では、人手不足の影響等により、令和11年度の完成時期を令和14年度末から令和15年度上期に変更したと事業者から伺っており、東街区では、令和9年度に駅前広場の基本設計の着手を予定しておりまして、引き続き、官民連携による整備を進めてまいります。

次に、防災まちづくり及び狹隘道路対策の取組についての御質問でございますが、不燃化重点対策地区につきましては、時間当たりの焼失棟数が多く、建物倒壊や避難の危険性が高い地区を選定しております。また、狹隘道路対策のモデル地域の候補につきましては、国のガイドラインを踏まえ、災害時の道路閉塞リスクが高く、狹隘道路が多く残る地域で整備効果の早期発現が見込まれる地区を選定することにより、両事業の対象区域が一致したものでございます。期待される相乗効果につきましては、不燃化重点対策地区では、延焼により生ずる被害を軽減することを目的に建築物の不燃化等を推進しており、加えて、狹隘道路の解消に重点的に取り組むことにより、震災時の道路閉塞の防止、避難・救出活動の円滑化につながり、より一層の安全・安心なまちづくりにつながるものと考えております。

次に、地域の防災活動等への期待する効果につきましては、これまでも地域の会合などにおいて本市の防災関連支援制度の活用を促し、自助、共助の取組を促進してまいりましたが、今後のモデル地域における取組の中で、狹隘道路拡幅整備の意義を丁寧に周知することにより、地域の防災意識の向上や防災活動の醸成等につながるものと考えております。次に、申請から寄附、公道化完了までの期間につきましては、申請者による後退用地の整備や本市が実施する分筆登記等の手続を含めて、これまではおおむね3年以上を要しているところですが、新たな取組では1年から2年程度短縮できるものと見込んでおります。次に、モデル地域での実証期間についてでございますが、狹隘道路対策事業をより効果的に推進するためには、モデル地域において効果検証を行い、その結果を踏まえて、制度内容や重点地域等を適切に設定することが重要と考えております。そのため、効果検証には一定の事例数が必要であり、実施期間と検証に3年半程度を想定しているところでございますが、新たな取組の実施状況などを踏まえ、早期に他の地域に拡充できる取組等があった場合は適宜柔軟に対応してまいりたいと考えております。次に、周知啓発につきましては、防災まちづくりの取組では、防災イベントや会合等での周知に加え、最新ニュース等

を掲載した広報誌を配布するなど、様々な機会を捉えて情報発信をしております。また、狭隘道路対策では、モデル地域において、沿道の建物への戸別訪問等により、制度の説明を丁寧に行ってまいりたいと考えております。今後は、これらの取組を効果的に組み合わせるなど、きめ細かな周知啓発を進めてまいります。次に、防災・減災の啓発の取組につきましては、関係局区と一体となって地域の防災力の向上を図ることが重要と考えており、引き続き、関係局が主催する備えるフェスタや該当地域の防災訓練など様々な機会を捉え、連携して周知啓発を実施してまいります。

次に、地域公共交通についての御質問でございますが、川崎市地域公共交通計画におきましては、近年深刻化する運転手不足による路線バスの減便など、地域公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、目指す将来像として社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成を位置づけたところでございます。目指す将来像の実現に向けては、バス路線の効率化、路線バスの輸送力確保、デマンド交通や乗合タクシーなどの多様なモビリティの活用、モビリティステーションの形成、市民、利用者への周知啓発、意識醸成を施策の5本柱として設定し、様々な関係者と連携しながら取組を進めることをお示したところでございます。今後の取組等につきましては、自動運転バスの導入や多様なモビリティの活用、モビリティステーションの形成などについて引き続き各地域において実証実験を進めるとともに、国の動向等を踏まえ、これまでの実証実験で得られた知見を生かしながら、地域特性に応じた早期の社会実装や将来の横展開につなげてまいります。

次に、コミュニティ交通の取組につきましては、地域の課題を最もよく知る地域の皆様が主体的に取組を進め、身近な地域の交通であるコミュニティ交通をつくり上げ、守り、育てることが大切であると考えております。本市といたしましては、こうした地域の主体的な取組が円滑に進むよう、コミュニティ交通導入に関する手引きに基づき、協議会の立ち上げ段階から、技術的、資金的な伴走支援を行っているところでございます。今後につきましても、引き続き協議会等への支援を実施してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、新多摩川プランの改定に向けた検討状況についての御質問でございますが、新多摩川プランは多摩川を市民共有の財産として次世代に引き継ぐために策定したものでございまして、今回の改定では、気候変動による災害の激甚化や市民ニーズの変化といった社会環境を的確に捉えて反映するとともに、本年2月に改定した国の多摩川水系河川整備計画や現在改定作業を進めている川崎市緑の基本計画などの関連計画との整合を図りながら、計画内容を整理し、作業を進めております。次に、国の護岸整備状況についてでございますが、令和元年東日本台風を踏まえ、多摩川緊急治水対策プロジェクトにより、特に水位が上昇した区間にて河道掘削等の対策を今年度まで実施すると国から伺っております。川崎市内の主な堤防整備箇所としては、本町地区において本市と連携した堤防及び水衝部対策の整備を進めるとともに、戸手地区の高規格堤防区間において、今年度は地盤改良等を実施すると伺っております。次に、河道掘削につきましては、令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して、多摩川からの氾濫を防止するとともに、さらなる治水安全度向上のため、多摩川緊急治水対策プロジェクトにおいて対象となった箇所で進めており、ま

た、多摩川水系河川整備計画に基づき実施すると国から伺っております。また、治水上の安全確保の観点から課題が生じた場合は、引き続き国に対し必要な対応を求めてまいります。

次に、川崎市道路整備プログラムについての御質問でございますが、後期①の取組につきましては、用地交渉の長期化や施工方法の見直し等により、当初の見込みと実績に乖離が生じたものでございます。これを踏まえ、後期②の取組につきましては、これまでの各工区の進捗状況や課題を検証した上で、事業進捗の見通しの精度向上が図られたものと考えているところでございます。一方で、今後におきましても、社会情勢の変化や用地交渉の進捗など事業推進に影響を与える要因があるものと認識しており、今後の事業の進捗状況を適切に把握するとともに、より一層の事業の重点化を図るなど、柔軟に対応してまいります。次に、整備の重点化につきましては、早期の事業効果発現が図られることから重要と認識しているところでございまして、これまで本市では、先行整備に向けて、関連道路や交差点前後の用地を優先的に取得するなど、渋滞緩和等に努めてきたところでございます。今後も引き続き、最大限に効果が発現できるよう、より一層の整備の重点化を図ってまいりたいと考えております。

次に、用地取得につきましては、必要に応じて土地収用制度等も活用しながら進めてきたところでございますが、引き続き、地権者の御理解、御協力が得られるよう丁寧な説明に努め、粘り強く交渉してまいりたいと考えております。また、土地収用制度への移行判断につきましては、取得率などの一定の基準を踏まえながら、用地取得の進捗や地権者との交渉経過、道路ネットワーク上の優先度の高さなどを踏まえ、事業効果の発現の観点から総合的に判断してまいりたいと考えております。次に、次期プログラムにつきましては、現プログラムの進捗状況、取組の効果及び課題を整理するとともに、道路施策を取り巻く環境などを踏まえ、限られた予算の中で、交通渋滞の緩和や交通安全、防災機能の強化などといった観点から優先路線を整理し、重点化を図るなど、効率的、効果的な道路整備となるよう検討を進めてまいります。

次に、みどりの将来像についての御質問でございますが、みどりの将来像では、人と自然が共生する幸福な社会の実現に向けて、緑のつながり、人のつながり、緑を生かしたまちづくりの3つの柱が成長することにより、自然と都市が共に成長する持続可能な好循環を生み出し、生活の質、地域価値の向上や地域・地球環境課題の解決などにつなげていくこととしております。本将来像は緑の基本計画をはじめとする関連計画の上位概念として位置づけていることから、関係各局区と連携し、多摩丘陵の豊かな自然や多摩川の水辺環境を軸に、まちなかへと緑をつなげ、市全域で生態系ネットワークを形成することにより、緑陰による暑熱緩和や雨水浸透による浸水抑制など緑が持つポテンシャルを最大限に引き出し、気候変動への対応につなげてまいりたいと考えております。

次に、取組を推進、発展させていく仕組みづくりにつきましては、3つの柱の成長と好循環を持続させるためには、市民、企業、団体、大学、金融機関など、市に関わる多様な主体が自主的に参画し、主体的に取り組むことが必要であると考えております。みどりの将来像の実現に向けましては、拠点駅周辺の民間開発や臨海部の大規模土地利用転換等の機会を捉え、各種緑化に関する制度を活用した規制と緩和により、まとまりやつながりのある緑を創出していくところでございまして、他の制度と連携した川崎市緑化指針の改正

などの検討を進めてまいります。さらに、地域特性に応じた取組について、関係する企業の皆様とも連携し、それぞれの強みを生かしながら、取組の輪を広げていくための新たな仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、グリーンコミュニティの形成についての御質問でございますが、人口減少社会の進展が見込まれる中、公園緑地の管理運営を持続的にやっていく観点からも、地域コミュニティの担い手を広げていくことが重要であり、市民一人一人がそれぞれの関心やライフスタイルに応じて、無理なく多様に関われる市民参画の仕組みづくりが必要であると認識しております。このため、本市では、緑に触れる機会の創出や緑の機能、効果の発信によって参加のきっかけを広げるとともに、段階的な人材育成や伴走支援、学校や地域との連携、負担の少ない活動の展開などを通じて、多世代にわたる新たな担い手の発掘と活動の定着に向けた取組を進めているところでございます。今後につきましても、地域の皆様が公園緑地の管理運営に関わる仕組みを充実させ、多様なニーズにも対応した利活用を推進するなど、緑でつなげる暮らしやすく住み続けたいまちの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、市内公園の安全点検の実施についての御質問でございますが、下布田公園の事故を受け、約1,200の公園緑地において、公園施設以外の施設を対象とした安全点検を本年5月から開始いたしました。点検対象は約3,000件の占用許可のうち地上部に設置されている物件及び所有者不明の物件で、6月4日時点で569公園の点検を実施したところでございます。また、点検方法につきましては、全体を迅速に把握することが重要と考えており、目視及び触診により異常の有無を確認し、傾きや腐食等の危険性が認められる物件については必要な安全確保措置を講じているところでございます。次に、所有者が判明した物件への対応につきましては、占用許可の申請や撤去などについて指導等を行ってまいります。また、公園内の占用許可物件につきましては、占用者が維持管理を行い、異常が生じた場合には占用者の負担により補修や撤去を行うことを許可条件としていることから、物件の占有者がその責任を負うものと考えているところでございまして、公園管理者としては、安全確保に努める必要があることから、占有者に対し適切に指導してまいります。次に、公園の適切な管理につきましては、公園に存在する物件を適切に把握しておくことが重要と考えておりますことから、施設台帳の充実や占有者への指導の徹底など、管理体制を強化してまいります。また、老朽化等により危険性が認められる場合には、使用制限や立入り防止措置、撤去等について、法令等に基づき適切に実施してまいります。

次に、等々力緑地再編整備・運営等事業についての御質問でございますが、川崎市都市公園条例の一部改正につきましては、都市公園において新たに有料施設とする場合や供用時間、料金を変更する場合などにその内容を条例に規定するものでございまして、今回は、令和9年度に供用開始を予定している施設のうち、利用料金等の検討が完了した3つの施設について改定等を行うものでございます。次に、当該3施設における料金改定の変遷につきましては、テニスコートの1面、1回1時間以内の料金の上限額は、昭和40年に供用開始した当時は200円、昭和52年には300円、昭和63年には600円、平成13年には750円、令和5年に現在の760円となっております。また、サッカー場の1か所、1回2時間以内の料金の上限額は、昭和45年に供用開始した当時は600円、昭和52年には1,500円、昭和63年には2,500円、令和5年に現在の2,540円となっております。また、陸上競技場の1回4時間

以内に換算した専用利用の料金の上限額は、昭和42年に供用開始した当時は1,000円、昭和52年には5,000円、昭和63年には1万円、平成13年には1万3,000円、平成27年には2万6,000円、令和5年に現在の2万6,480円となっております。また、サッカー場につきましては、平成13年の見直しにおいて、他の自治体の類似施設との均衡等を考慮し、改定を見送った経緯がございます。

次に、利用料金の上限額につきましては、本市の使用料・手数料の設定基準を踏まえ、施設の維持管理費及び周辺類似施設の利用料金等を考慮し設定したものでございます。次に、新陸上競技場の照明設備の利用料金の上限額につきましては、当該設備が現等々力陸上競技場と比べ小規模となることなどにより、電力使用量が減るため、このたびの料金を設定したものでございます。次に、利用料金につきましては、本事業は指定管理者制度を導入していることから、条例で定めた上限額の範囲内で本市の承認を得た上で、指定管理者が柔軟に金額を設定できるものでございます。次に、等々力緑地の価値をさらに高める新たな試みといたしましては、市内のごみの焼却から生まれた電力などの再生可能エネルギーをスポーツの聖地である等々力緑地に新たに導入するなど、事業者と連携した取組等を進めてまいります。

次に、テニスコートにつきましては、新テニスコートの整備予定地で行われた他事業の遅れの影響により、本年9月から当初見込んでいなかった施設利用停止期間を設けるものでございまして、この間の利用につきましては、富士見公園などのテニスコートをふれあいネットで案内するなど、公共施設の代替利用を促してまいります。また、新テニスコートの整備につきましては本年4月から予定どおり工事に着手しており、令和9年4月の供用開始を目指してまいります。次に、今回の契約金額の変更につきましては、主に新陸上競技場の物価高騰と設計変更の対応を行うとともに、令和9年度に供用開始を予定している施設の什器、備品の整備、移転、廃棄等の費用を追加するものでございます。次に、今回改定を行わなかったサービス対価につきましては、事業契約に定める改定時期に達していないことなどにより対象とならなかったものでございます。次に、緑地内施設の既存の什器、備品につきましては、再編整備後に必要となる備品等の計画を基に、使用可能なものは継続使用することとしております。また、継続使用とならない備品等につきましては、有効活用、処分費削減等の観点から再利用の検討が重要と考えておりますが、安全基準や経年劣化などの課題もあることから、関係団体や教育機関などと連携を図りながら慎重に対応してまいります。

次に、公園における樹木診断につきましては、道路公園センターの職員や指定管理者による点検等で異常が認められた樹木について、必要に応じ実施しているところでございまして、診断の結果により、剪定や伐採などの対応を行っております。次に、21世紀の森につきましては、専門家ヒアリングなどにより、常緑樹が大きく成長し、日の光が入りにくく、湿気やコケが増加することで倒木や枝折れのリスクなどの課題が認められたため、今後は樹木の健全な成長を促すための剪定や伐採などの対策を講じてまいります。また、地域の方からは、再編整備期間中も子どもたちが安心して遊べる場所を確保してほしいなどの御意見があることから、人と生き物が集う仕掛けづくりなどの実証をはじめ、多様な使い方ができる魅力のある森の先行整備を進めていく予定でございまして、次に、再編整備期間中の緑地内の遊具につきましては、工事に伴い、遊具の減少などの影響があることから、

工事を行っていない広場に既存遊具を移設するなど、遊び場を確保することが必要と考えております。次に、再編整備中の安全確保につきましては、導線の変更や仮囲いの設置などにより、利用者の滞留場所の変化などの影響があると考えており、引き続き、警備員による巡回を行うとともに、死角の減少に向けた仮囲いの一部変更などの対策を実施してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 大山啓祐登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 大山啓祐 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

大規模土地利用転換についての御質問でございますが、初めに、今後の計画スケジュール等については、南渡田地区におきまして、大規模土地利用転換の先鞭として、クライメートテックを社会実装するスケールアップ拠点の形成を目指し、北地区北側における研究開発施設の整備など、令和9年度のまち開きに向け、取組を推進しているところでございます。また、拠点形成効果の早期発現に向け、今年度から南地区における既存建屋を活用したスケールアップ機能導入に向けた調整を進めてまいります。扇島地区におきましては、カーボンニュートラルの実現と同時に、次代の柱となる新たな産業の創出を目指し、比較的構造物の少ない先導エリアの令和10年度の一部土地利用開始に向け、令和7年度から水素供給拠点や道路等の整備に必要な取組を進めているとともに、先導エリア以外の導入機能など、土地利用の具体化に向けた検討を実施してまいります。こうした最新の取組状況について、本年5月に開催された臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会において御報告させていただいたところでございます。

次に、交通網整備につきましては、扇島地区では、現状、公道によるアクセスができないことから、先導エリアの一部土地利用開始に向け国と協議調整を行い、国道357号の一部区間の供用開始を目指すとともに、JFEスチール株式会社の構内通路を活用した市道の整備を進めているところでございます。また、令和11年度末には仮称首都高湾岸線扇島出入口の工事完成を予定するなど、道路ネットワークを形成する取組を進めてまいります。次に、上下水道や電力の整備につきましては、本年2月に策定した扇島地区基盤整備等推進計画において、先導エリアの一部土地利用開始に必要な生活インフラとして整備等の方向性を示したところでございまして、今後、本計画に基づいた取組を着実に推進してまいります。次に、解体工事につきましては、川崎の成長を支えてきた工場の歴史を映像として残していく意義があるものと認識しておりますので、映像の保存や利用等については地権者と協議してまいります。また、先導エリアの解体工事等につきましては、令和10年度以降の土地利用開始に向けて地権者が実施しているところでございまして、先導エリア以外につきましては高炉や製鋼工場などの堅牢な構造物が多く存在していることから、長期を見据えた段階的な整備を行うため、地権者と協議しながら取組を進めてまいります。次に、臨海部ビジョンにつきましては、30年後を見据えた臨海部の目指す将来像やその実現に向けた戦略、取組の方向性を示すことを目的として平成30年に策定しておりまして、その後、大規模土地利用転換や川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の策定など、臨海部を取り巻く環境変化がございましたことから、直近10年以内に先導的、モデル的に取り組むこととしているリーディングプロジェクトについて、令和5年度に改定しておりま

す。リーディングプロジェクトの進行管理につきましては、2年に1度、中間評価を実施することとしており、令和6年度及び令和7年度の評価結果を今年度お示しする予定でございます。今後につきましても、社会経済環境の変化に応じて適切に対応してまいります。次に、解体時の事故による計画進捗への影響につきましては、行方不明者の一刻も早い救助に向けた取組が最優先であることから、現段階で土地利用転換への影響について明らかになっておりません。今後、事故による影響や中東情勢をはじめとした社会経済環境の変化等による影響が明らかになった段階で議会にも御報告してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、避難所についての御質問でございますが、風水害時における避難場所につきましては、平素から洪水等の対象災害ごとに施設内の使用場所等について確認しておりますが、児童生徒が在籍している時間中に小中学校等を避難場所として開設することとなった場合には、適切かつ使用可能なスペースの確保について、避難者と児童生徒が混在しないよう学校ごとに調整を図るなど、柔軟に対応することとしているところでございます。

次に、耳で聴くハザードマップについての御質問でございますが、耳で聴くハザードマップは、視覚障害がある方や文字が見えづらい高齢者の方向けに、民間事業者が開発、運用するUni-Voice Blindアプリを活用したもので、現在地のハザードマップのほか、気象情報等を音声で読み上げることができ、総ダウンロード数は本年5月末現在で約11万4,500件となっておりますが、自治体ごとのダウンロード数は確認できないものと事業者から伺っております。同サービスの普及に向け、市ホームページやSNSで積極的に広報を行うほか、川崎市視覚障害者情報文化センターのホームページやメールマガジンでの周知、自主防災組織への情報提供を行っているところでございます。また、これまでも市民から同サービスを導入してほしいとの声をいただいておりますが、今後も、導入後における利用者の声について、団体等を通じた把握に努めてまいります。次に、同サービスの費用負担につきましては、導入する自治体が事業者を利用料を支払うスキームとなっており、利用者としては通信料以外の負担は発生しないものとなっております。次に、本市域外での利用につきましては、同サービスを導入している自治体であれば、GPSで自動的に現在地の情報を取得し、住所入力不要でハザード情報等を確認することが可能となっているものでございます。

次に、止水板購入促進補助金についての御質問でございますが、本制度の制度設計の考え方につきましては、令和7年9月11日の浸水被害を分析した結果、50センチメートル未満の床下浸水も多く発生していたことから、対象となる止水板の高さを床下浸水を防ぐ可能性がある50センチメートル以上とすることや、自ら居住する住宅に限らず、共同住宅や事業所等の出入口まで対象を拡大することにより、道路より敷地が低い住宅や共同住宅、事業所のほか、過去に浸水への不安を感じた方や集中豪雨等への備えを検討している市民の方にも御活用いただくことを踏まえた制度としたところでございます。また、補助率等につきましては、同様の制度を実施している県内自治体の制度を参考に設定したものでございます。次に、算定根拠につきましては、既に導入を行っている他自治体の制度や利用

状況などを調査し、同様の制度を導入している県内自治体の申請実績を参考に、世帯比換算により約30件として、全てを上限額で交付した場合の300万円を予算額としております。次に、申請件数等の見込みにつきましては算定根拠である30件程度を想定しているところでございますが、対象を個人に限らず、共同住宅の所有者や管理組合、事業所等まで広く設定したことから、一定の需要があるものと考えております。次に、想定を上回る申請があった場合の対応につきましては、本制度は根拠要綱において予算の範囲内で補助金を交付することとしており、現時点では新たな予算措置等の想定はしておりませんが、利用状況や市民ニーズを捉えながら、公平性に配慮し、制度利用の機会を逃すことがないように適切な運用に努めてまいります。

次に、マンホールトイレ整備への補助についての御質問でございますが、避難所以外の場所に災害時に使用できるトイレ環境を増やしていくための補助制度の構築のため、今年度予算に計上し、検討を進めているところでございまして、現時点では、自主防災組織や町内会・自治会、マンションの管理組合、民間事業者等を対象とすることやマンホールトイレの下部構造の工事に要する費用を前提とし、上物パネルや便器等の附属品も対象とすることを想定しており、本年10月の運用開始を目途に調整等を進めているところでございます。他自治体の制度につきましては、マンション等への居住率が高まっている中、在宅避難など避難所以外で避難生活を送る市民が増加していくことを想定した制度と認識しており、本市においても同様に地域での面的な広がりのあるトイレ対策の強化につながるものと評価し、補助対象や補助限度額等について参考としているところでございます。

また、補助を受ける団体に対しましては、国土交通省のガイドラインにおける定期的な訓練の必要性をお示しするとともに、補助認定に際しては、共有者における合意形成を得ることを要件とすることや適切な維持管理を努力義務とするなど、整理してまいりたいと考えております。今後、補助制度を活用した面的なトイレ対策に偏りが生じないように、進めていくことが必要であると考えており、地域の実情に応じて関係局区と連携しながら丁寧に対応してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 多摩区長。

〔多摩区長 佐藤直樹登壇〕

○多摩区長 佐藤直樹 多摩区役所関係の御質問にお答え申し上げます。

下布田公園の金属製ポールについての御質問でございますが、公園内にある遊具やフェンスなどの施設につきましては、年2回以上の道路公園センター職員などによる点検として、目視及び触診、動作確認を行っており、特に遊具につきましては、業者による専門的な点検を隔年で実施しているところでございます。また、公園内には公園管理者以外が設置する占用許可物件があり、これらは許可を受けた者が安全を確保するものであることから、当該ポールの存在は把握していたものの、占用許可物件と認識していたため、目視による確認にとどめ、触診等の点検の対象とはしておりませんでした。残置されていた原因といたしましては、当該ポールに係る占用許可等の手続が行われていないことから、公園内に物件を設置する際には申請が必要であるということが設置者において認知されていなかったことなどが考えられるところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

補正予算についての御質問でございますが、軽油の契約期間につきましては、本年3月の入札不調を受け、調達や価格について事業者の見通しが立ちやすいよう短縮したものでございまして、今後におきましても、見通しについて適宜事業者への聞き取りを実施するなど、価格動向や入札結果を踏まえ適切に設定してまいります。補正額につきましては、市バスの安定的な運行に支障が生じることがないように、入札結果を踏まえ今後の価格変動にも臨機に対応し、必要量を確保できるよう計上したものでございます。事業者におきましては、軽油確保の見通しが立ちづらく、入札参加に慎重な姿勢も見受けられることから、今後の契約に当たりましても、価格動向を注視しながら、契約期間などについて、より多くの事業者が入札に参加しやすい適切な条件設定に努め、競争性を確保してまいりたいと存じます。

市バスでは、これまで、営業所の管理委託や時間外勤務の縮減による人件費の抑制、エコドライブによる燃料費の節減など、経費の削減に取り組んでまいりました。一方で、コロナ禍で減収となったため、令和2年度、令和3年度におきましては、市バスの運行を継続的に行うために、資金不足に対応する23億円の特別減収対策企業債を発行しておりまして、その償還が必要となることや老朽化した営業所の建て替えなどによって、本年3月に策定した新たな経営計画におきましては、令和8年度以降、資金不足が生じる収支計画をお示ししております。今後におきましては、経営計画でお示ししている料金改定について検討するとともに、引き続き、軽油価格の動向などの経営環境の変化にも留意しながら、コストを抑制する取組も進め、安定的に市バスサービスを提供してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、台風第6号についての御質問でございますが、6月2日に開催された災害警戒本部におきましては、市立学校につきましては、保育所の対応や交通機関の運行見通し等の状況を総合的に勘案し、当日午前6時の時点で、レベル4大雨危険警報が発令されていた場合には全校一斉の臨時休業、レベル4土砂災害危険警報が発令されていた場合には土砂災害の指定避難所となっている学校は臨時休業とすること、また、臨時休業とならない場合に登校を見合わせても欠席、遅刻としない取扱いとすること等を前日のうちに保護者にお知らせすることなどを議論、確認したところでございます。次に、臨時休業としなかった理由につきましては、当日午前6時の時点での警報の発令状況が前日に定めた基準に該当しなかったためでございます。また、学校を避難所として開設することとなった場合につきましては、学校防災対策指針において、児童生徒在校中に避難所が開設されることを想定し、避難者と児童生徒が混在しないように誘導を実施することなどが定められているところでございます。

次に、臨時休業とならない場合に欠席、遅刻としない取扱いとした理由等につきましては、今回の台風におきましては、各種交通機関の計画運休が見込まれていなかったことに加え、仕事を休むことが難しい保護者もいることが想定されたことから、学校は通常どおりの運営としつつ、児童生徒の登校の可否を保護者が安心して判断できるようにするため、

登校を見合わせても欠席、遅刻としないこととしたところでございます。今後、今回の状況を踏まえ、近隣他都市の対応状況も調査しながら、保護者の意見を含め、学校現場と協議、意見交換を行い、市立学校の臨時休業等の取扱いを検討してまいります。

次に、部活動等についての御質問でございますが、初めに、市立中学校、高等学校の部活動における団体競技につきましては、体育連盟主催の大会において、昨年度は、全国大会6種目、関東大会12種目に出場しているところでございます。次に、補助につきましては、本市では川崎市立学校部活動等サポート奨励金制度を設けておりますが、その交付対象は代表として関東大会及び全国大会に出場する生徒としており、現状では大会参加を認められた登録者以外の生徒に対する奨励金を交付することは難しいものと考えておりますが、今後他都市の動向を注視してまいります。次に、支援の内容につきましては、学校の所在地から大会開催場所までの経路及び現地での移動に係る交通費と1人1泊につき6,000円を上限とした宿泊費を大会参加を認められた登録者に対し交付しているところでございます。次に、地域展開の現状につきましては、国のガイドラインを踏まえ、令和13年度までに休日の部活動における地域展開を実現することを目指し、検討を進めているところでございます。

次に、本市の中学校体育連盟主催大会における地域クラブの参加状況につきましては、今年度は12種目に参加する見込みとなっております。また、市立学校の部活動における外部指導者につきましては、今年度は、部活動指導員を104名、その他の指導者を92名配置する予定でございます。次に、地域クラブが上位大会に出場する場合には、現在のところ、サポート奨励金の対象としておりませんが、今後、部活動の地域展開の取組を進める中で他都市の動向を注視しながら検討してまいります。次に、本市における部活動遠征時の対応につきましては、移動は原則公共交通機関を利用することとし、公共交通機関以外を利用する場合においても、無理のない移動計画を立て、生徒の安全確保について万全を期すこととしているとともに、学校管理下の活動として、管理職による移動手段の事前確認や生徒への事前指導等を行っております。次に、今回の事故を踏まえた対応につきましては、現在、市立中学校、高等学校に調査を行っているところでございますので、その結果や国の通知等を踏まえ、移動手段や契約時の対応等について整理するとともに、各学校に対して危機管理マニュアルの点検、見直しを行うよう働きかけてまいります。次に、交通局との連携につきましては、貸切りバスで利用できる車両は高速道路が利用できない路線バスタイプでございますが、近距離の移動に適していると伺っておりますので、今後、各学校に周知してまいります。

次に、不登校対策についての御質問でございますが、初めに、中学校夜間学級につきましては、就学できずに社会人となった市民の学び直しの場として、昭和57年に西中原中学校に開設いたしました。現在は不登校等の理由により学習する機会がなかった中学校既卒者も受け入れておりますが、在籍者の年齢や国籍等が幅広く、一人一人に応じた指導を行うことが課題となっております。次に、不登校の実情等につきましては、令和6年度問題行動等調査によると、市立小中学校における不登校児童生徒数は3,451人となっており、不登校に至る背景は一様ではありませんが、学校が把握した状況として「不安、抑鬱の相談があった」との回答が最も多くなっており、本人や保護者に対し、教職員及び関係機関が連携し、一人一人に寄り添った支援をしているところでございます。再度登校できるよう

になった児童生徒は3割程度となっており、学力については、不登校児童生徒に限定した調査は困難でございますが、個に応じた学びを行っているところでございます。また、市立中学校卒業後、不登校生徒の9割以上が高等学校等へ進学しております。次に、成績につきましては、欠席中に行った学習についても文章等で評価するほか、学校の教育課程に照らし、適切と認められるものについては反映しているところでございます。

次に、本市の実情等につきましては、全国と同様、不登校児童生徒数が増加の一途をたどっておりますが、出現率は全国を下回っているところでございます。本市では、教育機会確保法を踏まえ令和6年7月に不登校対策の充実に向けた指針を策定し、全ての児童生徒の思いを尊重し、一人一人に寄り添った取組を推進すること、児童生徒のニーズを踏まえた多様な学びの場を確保し、社会的自立を後押しすることを基本方針に掲げ、その具体策として、本年3月に策定したかわさき教育プランにおいて新たに不登校対策推進事業を位置づけ、仮称校内教育支援センターの整備やゆうゆう広場の機能改変等に取り組んでいるところでございます。次に、学びの多様化学校等につきましては、本市における不登校児童生徒数を考慮すると、設置場所や規模、設置費用、教職員の確保等、様々な課題があると考えておりますが、不登校経験のある児童生徒や何らかの支援を要する児童生徒など、多様な学習ニーズを持つ児童生徒に対して、学習機会を保障する仕組みを設ける上で、学びの多様化学校等もその手法の一つであると認識しております。

次に、市立高等学校の状況等につきましては、令和6年度の不登校生徒数は59人でございまして、欠席期間中の授業内容の補充のほか、教員やスクールカウンセラー等が登校に向けた面談等の支援を行っているところでございます。次に、フリースクールの出席の扱いにつきましては、本市で策定したガイドラインを参考にしながら各学校で判断しているところであり、引き続き、出席扱いとする要件等についての学校への周知のほか、ホームページやパンフレット等、様々な機会を通じて保護者への情報提供を行ってまいります。また、施設ごとに支援内容が異なることから、実態把握に努めながら、総合的な不登校対策を推進する中で、フリースクールと連携していくことが必要であると認識しているところでございます。

次に、学校給食費についての御質問でございますが、今年度の小学校と特別支援学校小学部の学校給食費につきましては、国による学校給食費の抜本的な負担軽減により給食費負担軽減交付金が措置され、その不足分については重点支援地方交付金を活用することで保護者に負担を求めないことといたしました。今年度当初予算ベースで、小学校の学校給食に必要な食材料費は44億9,077万円となっており、このうち、小学校における負担軽減交付金の不足分として重点支援地方交付金により4億1,755万円の補填をしておりますことから、これを保護者に負担していただいた場合には年間7,000円程度となります。仮に令和9年度も負担軽減交付金が不足し、重点支援地方交付金の措置がない場合には、費用負担の在り方について検討していく必要があると考えております。負担軽減交付金につきましては、国が令和9年度予算編成、税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることや、毎年給食費に関する調査を実施し、適切な基準額を設定していくことなどが示されておりますので、本市といたしましては、保護者及び自治体に負担が生じないよう、学校給食法の改正も含む完全無償化の制度構築と中学校も含めた義務教育段階での早期の無償化について、引き続き国に働きかけてまいります。

次に、給食室への空調整備についての御質問でございますが、未設置校への整備につきましては、本年10月末までを期限とした事前調査に係る業務委託を締結したところでございまして、今後、既存の給食室における空調設備の設置場所や配管ルートの確認などの現地調査を行い、整備に向けた基礎資料の作成を行ってまいります。次に、学校の整備順につきましては、70校におおむね1年間という比較的短期間で整備する計画であることから、各学校へ丁寧な説明を行いながら、スピード感を持って他の工事や行事との調整を進め、その結果について適切な時期に議会への情報提供を行ってまいります。

次に、熱中症対策についての御質問でございますが、空調整備が完了するまでの間の熱中症対策につきましては、昨今の夏場の職場環境に鑑み、重要な課題であると認識しております。そのため、学校及び給食調理等業務委託事業者に対しましては、熱中症の自覚症状やそのおそれのある給食調理員を発見した場合の緊急連絡体制や実施手順等の整備と給食調理員への周知を行うよう依頼しております。また、昨年度、全ての給食調理員を対象に配付した首元の冷却グッズが今年度も活用されるようチラシを送付したほか、本年3月に厚生労働省が策定した職場における熱中症防止のためのガイドラインを踏まえ、熱中症の注意喚起に関する通知文を発出したところでございます。今後につきましても、本市の実情に即した効果的な対策について、国等の動向や知見を参考にしながら、給食調理員の安全の確保に努めてまいります。

次に、防災ヘルメットについての御質問でございますが、これまで市立学校では、災害時に頭部を保護する効果や火災の熱等から頭髪を守る効果があること、手軽に着脱が行えることから、小学校に入学する際に防災頭巾を各家庭で準備していただき、教室のそれぞれの座席に常備し、災害時に備えているところでございます。防災ヘルメットにつきましては、保管場所や価格面の課題があるところでございますので、既に導入されている自治体における状況等を参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 菅谷議員。

〔菅谷英彦登壇〕

○9番 菅谷英彦 それでは、答弁を受けまして、まず、意見要望を申し上げます。

台風第6号における対応についてです。教育委員会の一連の対応は理解いたしましたが、登校の是非を委ねられた保護者の心理的負担は今後の課題であり、検討されるということです。学校運営の在り方を俯瞰した上で、児童生徒の安全確保、現場の教職員の負担軽減、保護者への安心感の提供など総合的に検討し、今後の災害対応に生かすよう要望いたします。

また、保護者への情報発信についてです。緊急時こそ、端的な文言による発信が重要です。特に重視すべき内容から順に箇条書とするなど、一目で内容を把握、理解できるような体裁による発信方法を工夫することを要望いたします。併せて、PTAなどの保護者等による組織との平時からのコミュニケーションの徹底と緊急時の情報共有の在り方についても強化を図るよう要望いたします。

次に、台風第6号における対応について再度伺います。災害が迫る中での危機管理本部の役割は、各局区の情報を整理し、行政全体の危機管理運営方針を本部長へ助言すること、そして、市民への正確な情報発信を行うことが挙げられます。先ほども述べましたが、市

民文化局の所管する区役所等の窓口における業務体制の縮小を判断した理由は、避難所等の開設に備えるためであり、その判断の可能性については、災害警戒本部が設置された6月2日には共有されていたと聞き及んでおります。改めて、このような判断がなされる可能性を災害警戒本部内にて共有をしながら、教育委員会による学校の臨時休業の判断基準との整合性を台風上陸前日時点で図らなかったのか、危機管理監に伺います。あわせて、学校は臨時休業としない中で、区役所等の窓口における業務体制縮小の可能性を発信すれば、学校に子どもを通わせる保護者をはじめとして市民に違和感を持たれることを想定していなかったのか伺います。

次に、プレミアムデジタル商品券について再度伺います。申込み期間が短いとの声があり、期間設定の見解をただしたところ、申込み期間については、代理購入の資格確認などを実施するため、申込み受付期間を設けたと回答がありました。そこで、代理購入の要件と確認方法を伺います。その上で、手続きが煩雑であるといった声や代理購入できても操作自体に不安が残るといった声、決済サービスの選択肢を増やしてほしいといった声があるのも事実です。今後、同様の支援策を講じる際は、より市民意見を酌んだ施策とすべきです。見解と対応を伺います。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

○経済労働局長 田邊 聡 プレミアムデジタル商品券事業における代理購入についての御質問でございますが、本制度は、スマートフォンをお持ちでない方や操作に不慣れな方も含め、多くの市民の皆様に御利用いただけるよう設けたものでございます。代理購入の対象につきましては、代理購入者から見て二親等以内の市内在住の親族とし、具体的には配偶者、親、子、祖父母、孫、兄弟姉妹などとしております。確認方法につきましては、申請時に虚偽の申請を行っていない旨について誓約いただき、代理購入を行う方及び対象者の氏名、住所等を登録いただくとともに、本人確認書類を添付していただき、重複や不正などの申請がないか審査を行うこととしております。本事業に関する市民の御意見についてでございますが、デジタル操作の不安や決済手段の選択に関する御要望など様々な御意見をいただいております。こうした市民の皆様様の御意見を今後の施策に生かしていくことは重要であると認識しております。今後、同様の支援策を講じる場合には、市民の皆様からの御意見も踏まえながら、社会経済環境等に応じた施策の目的や実効性、費用対効果などを総合的に勘案した上で、御利用いただきやすい事業手法について検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

○危機管理監 柴山 巖 台風第6号の対応についての御質問でございますが、台風第6号が最接近する前日の6月2日に開催しました災害警戒本部会議につきましては、危機管理本部から台風の概況や一部避難所を当日の20時までに開設する方針について説明したほか、関係局から避難所開設のため、区役所窓口の職員体制を縮小した形で業務を継続することや保育所及び市立学校等の取扱いについて議論、確認されたところでございまして、こうした会議運営において、危機管理本部の責務は、災害対応の判断に必要な情報等について確実に的確に迅速に収集するとともに、関係部署との円滑な連携調整を図るという重要な役目を担っているものと認識しているところでございます。このたびの台風第6号は、先月末に変更された防災気象情報の運用開始後初めての台風で、同情報の変更により整理

した本市の避難情報発令の考え方に基づき対応を行ったものでございますが、今後、さらなる市民の安全・安心のため、今回の対応について速やかに検証を進め、関係局とも連携を強化しながら、様々な気象状況に応えられるよう、柔軟かつ着実な対応に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 菅谷議員。

○9番 菅谷英彦 それぞれ答弁ありがとうございました。あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○副議長 堀添 健 4番、嶋凌汰議員。

〔嶋 凌汰登壇、拍手〕

○4番 嶋 凌汰 私は、みらい川崎市議会議員団を代表し、令和8年第2回定例会に提案されました諸議案及び市政一般について質問いたします。6月3日、台風第6号の上陸と線状降水帯により、銀柳街など市内各所で冠水するなど、その様子が全国に報じられ、都市部の災害対策は急務であることを再認識しました。また、8日にはフィリピン付近を震源とする大地震が発生し、国内にも津波注意報が発表されました。被害に遭われた全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。本市と那覇市は友好都市提携30周年を迎えました。平成24年には災害時の相互応援協定を締結しています。今回の台風被害など気候変動による災害の激甚化、頻発化に対し、自治体間連携の重要性は一層高まっています。また、中東情勢の悪化による物価高騰など先行きの不透明感や、令和7年国勢調査人口速報集計によると、全国的な人口減少が過去最大となるなど、本市を取り巻く環境は大きな転換期を迎え、市民サービス向上と持続的な都市の発展のため、新たな挑戦が求められ続けています。我々みらい川崎市議会議員団は、本市に関わる誰もが夢と希望を持ち、安心して住み続けられる川崎の実現のため、誠心誠意、全力で議論に臨むことを表明し、以下、質問してまいります。

初めに、特別市について市長に伺います。指定都市の住民は、日常生活に密接に関わる行政サービスの多くを在住する指定都市から受けているにもかかわらず、その財源の一部を県税として負担していることから、受益と負担の関係にねじれが生じている状況が長年放置されてきました。この状況の改善に向けて、我が会派としても特別市の創設について市長と軌を一にして応援してきました。市長の取組の成果として、第34次地方制度調査会において国、都道府県、市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について調査審議が進められるに至りました。こうした中、神奈川県知事及び県内30市町村長が令和8年4月、5月に相次いで特別市の法制化に反対する要望を総務大臣宛てに提出したことを受けて、5月13日に市長は、横浜市長、相模原市長と連名で特別市制度に関する緊急声明を発表しました。その後、度重なる県知事からの発言があり、5月29日の記者会見では、県と3政令市だけで議論するのは不可能とする対話を拒絶する姿勢を示しました。3政令市長は、県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会という従来からの制度にのっとり、開催の申出を県知事に対して行いました。現状の市長の見解と今後の対応について伺います。また、市民に対する一層の周知の在り方について伺います。

次に、市職員の綱紀粛正と内部統制について伺います。本市職員の逮捕事案が相次いでいます。これまでも市職員の綱紀粛正について努力していることは承知していますが、一連の不祥事件は、本市全体の信頼に関わる重大な問題と認識する必要があると考えます。

まず、教員の逮捕についてです。既に4月下旬に懲戒免職になっている元教諭については、繰り返し再逮捕が続き、新聞紙面に掲載されるたびに保護者等から児童生徒への安全性の確保と教員の質について心配する声が上がっています。5月28日の文教委員会冒頭で教育長及び教育次長より謝罪があり、今後は第三者委員会を立ち上げるとのことでした。人選や期間、また結果をどのように現場に徹底するのか具体的に伺います。本件については教育委員会会議でも議論されているとのこと。教育委員からは、どのような意見が出されたのか伺います。

次に、消防局についてです。こちら30代の臨港消防署消防士が逮捕されるに至っています。自宅に立て籠もり、県警の特殊班まで出動したとのこと。勤務時間外とはいえ、公務員が全体の奉仕者であることを考えると大変遺憾です。公務員倫理の確立をどのように組織として図るのか、再発防止策を含め見解と対応を伺います。

次に、内部統制の財務に関する事務についてです。5月18日付で、財政局長より各局本部室区長宛てに適正な支出事務についての依頼文書が発出されています。これによると、購入代金の支払いが遅延する等、不適正な支出事務が立て続けに確認されているとのこと。特にこども未来局、健康福祉局、教育委員会事務局で民間事業者及び関係団体に対する支払いが遅延していたとのこと。原因を含む事実関係、再発防止策をそれぞれ伺います。また、5月31日までの出納整理期間中に解決したのか伺います。さらに、遅延損害金などは発生していないのか伺います。

あわせて、3局以外の支払い遅延は見解されていないのか伺います。自治体から事業者等への支払いについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が準用され、定められた支払い期限内に支払わなければなりません。すなわち適法な支払い請求を受けた日から30日以内、定めていない場合は15日以内としています。今回の事案は、法律に抵触していなかったのか伺います。

今回、財政局から発出された文書はあくまで支出事務に関わることですが、本来であれば内部統制全般を所管する総務企画局が取りまとめを行う必要があります。関与の在り方について具体的に伺います。また、今回の事案は令和7年度中に発生した財務事務事故であり、事業者等に不利益を与え信頼関係を損なう極めて大きな問題です。例年8月末に示される内部統制評価報告書にどのように記載されるのか伺います。

次に、監査についてです。過年度の定期及び行政監査では、複数の局において支出事務の遅延や予算執行伺いの手続を行わないまま委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理するなど、公文書の偽造に類するような危険な事務執行の行為が指摘されています。度重なる監査からの指摘が事業局において履行されていませんが、今回、明らかになった3件の事案に対する見解及び今後の監査機能の強化について代表監査委員に伺います。

次に、住宅宿泊事業——いわゆる民泊について伺います。近年、全国各地で民泊施設の運営が広がる一方で、住宅宿泊事業法に基づく手続を適切に行っていない民泊や、ごみ出しや騒音など近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼす民泊への苦情が増えていると仄聞します。今後もこうした不適切な民泊の増加が見込まれる中、4月23日に九都県市首脳会議は、民泊制度の適正化について国に要望書を提出しました。本市においても、無届けの違法な民泊をはじめ、隣接する住宅や集合住宅の一室が知らない間に民泊として運営されていたなど、市民から困惑の声を聞いています。国のガイドラインでは、近隣住民に事前説明な

どの義務はなく、民泊事業者に特段の罰則規定もないとのこと。本市における民泊の届出数は5月18日時点で105件となっており、そのうち川崎区は42件と4割を占めている状況です。民泊に関しては関係部局が多岐にわたることから、届出等に関する庁内連携や管理方法、実態把握について見解と今後の取組を伺います。また、無届け民泊や迷惑民泊等への本市の対応について伺います。

さらに、民泊については、都市部における住宅密集地、観光地、あるいは地方における古民家を利用した民泊など状況は様々で、おのあの地域環境が大きく異なるにもかかわらず、法令では地域特性や周辺環境に応じた規定等は設けていません。このため全国では民泊に関して独自の条例を定めている自治体が61あり、政令指定都市のうち8市では条例が制定され、区域制限、営業日制限、管理者要件、近隣説明義務などがそれぞれ規定されている状況です。東京都の特別区では21区に条例があり、7月1日からは江戸川区でも条例が施行されます。本市においても要望書で求める将来的な罰則規定等を見据え、現時点において他自治体同様の条例を早急に制定すべきと考えますが、見解と今後の取組を伺います。加えて、3月12日の総務委員会において、所管部署からは民泊に関する市民からの苦情等は届いていないとのことでした。市のホームページでは、民泊事業者向けの申請等に関する案内は掲載されているものの、近隣住民等から民泊に対する苦情や相談窓口の情報は記載されていないため、問題が生じた際の相談先が不明な状況です。住民向け民泊に関する相談窓口を分かりやすく周知案内する必要があると考えますが、見解と今後の対応を伺います。

次に、かわさきいきいき長寿プランの策定について伺います。まず、地域包括ケアシステムの要である地域包括支援センターの在り方について、これまでも我が会派は改善を求めてきました。地域課題のよろず何でも窓口と扱われ、本来の地域包括業務が圧迫されている実態の解消に向けた関係機関への分野横断的な連携について及び多問題と称する包括的相談支援への対応のそれぞれについて、現行の第9期かわさきいきいき長寿プランにおいて、どのように改善が図られてきたのか、具体的に伺います。関連して、川崎市が目指す重層的な相談支援体制として、三次相談が地域リハビリテーションセンターとなっていますが、その役割と実際の対応の在り方が曖昧であるとの課題を指摘してきました。これについても、どのように改善が図られていたのか、具体的に伺います。また、以上の2点について、次期プランへの反映の考え方も伺っておきます。

次に、深刻なケアマネジャー不足の課題についてです。これまでも会派として様々な提言を行ってきました。現行の第9期プランにおける改善状況及び国の社会保障審議会での議論を踏まえ、強化すべき対応策について伺います。次に、介護予防の強化についてです。この取組は引き続き最重要課題です。地域包括支援センターの役割である介護予防ケアマネジメントの柱として、利用者の予防ケアプランの作成をどのように充実させていくのか、改善方針を伺います。また、介護予防に関し、社会保障審議会で議論されている相談支援等の在り方について、本市の強化策について伺います。

次に、高齢者が飼養するペット問題についてです。地域包括支援センター等の大きな負担になっている課題であり、あらかじめペット飼養の実態把握をしていないため、高齢者が入所、入院、死亡等でペットが飼えなくなったときなどに、受入先の確保が深刻な問題となっています。ワンストップで相談できる行政窓口の整備や緊急時にペットの一時預か

りの仕組みを構築することを求めてきました。当面、ペット飼養の実態把握を目的に、介護認定調査の際などにペットの有無を記入できる書式に変更するなど、工夫ができないのか提言を行ってきましたが、所定の書式には不可と頑なな対応です。また、過去に関係機関等と協議をしながら検討を進めてまいりたいとの答弁でしたが、協議の検討状況及び次期プランへの反映を検討できないのか、改めて伺います。

次に、介護医療院についてです。令和7年第4回定例会にて、公募中の介護医療院が選定に至らなかった場合の対応についてただしたところ、次回公募に向けた条件等について、関係団体や他都市で運営している事業者からヒアリングをするなど、様々な観点から幅広く検討していくとの答弁がありました。結果として、介護医療院の選定に至っていません。これまでの取組と今後の選定に向けた対応を伺います。また、いまだ介護医療院が開設されていない中で、次期プランの計画値設定の考え方を伺います。

次に、かわさきノーマライゼーションプランの策定について伺います。まず、現行計画期間である令和6年度から令和8年度における各目標値・指標の進捗状況について伺います。また、進捗の課題等があれば伺います。次に、相談支援体制の充実強化についてです。3月に国からの基本指針が告示され、柱の一つとなっています。この基本指針に則して、本市の次期プランを策定することになります。障害者やその家族が身近な地域で質の高い相談支援を受け、直ちに適正なサービス提供につながる体制整備の確立は必須ですが、障害者の地域課題の一つとして、障害者相談支援センターに丸投げされている現状が改善されません。区役所やリハビリテーションセンターも相談支援の役割を持っていることから、障害当事者の課題をアセスメントした上で、適切な相談窓口につなぐ制度設計が求められています。現行プランの策定時にも改善を求めましたが、どのように連携体制を進めているのか、及びその成果を具体的に伺います。また、課題があれば併せて伺います。さらに、次期プラン策定への改善の在り方も伺います。

次に、関連して、サービスを利用する上で必要なサービス等利用計画の作成についてです。相談支援センターへの丸投げによる業務量が増加する中で、計画相談支援員も多忙を極めています。この状況下において当事者が満足する計画相談支援及び利用計画作成がなされているのか、大いに懸念されます。計画書作成の報酬単価が低い課題も指摘してきました。そこで、障害者サービスの根幹である利用計画作成を取り巻くもろもろの課題解決について、現行プランでの取組の進捗及び新たな計画への改善方策を伺います。次に、障害福祉サービスを利用するに当たって、利用者及びその家族や保護者が自ら計画を作成するセルフプランについてです。セルフプランの背景には、相談支援事業所や相談支援専門員の不足、また、それに伴う手続に時間を要する課題などを指摘してきました。サービス内容のモニタリングが行われないことから、客観的なサービスの評価ができない課題もあります。このたびの基本指針でも、令和11年度末までに望まないセルフプランの件数をゼロとするの方針が改めて示されています。次期プランでの計画相談率向上に向けた対応を伺います。

次に、障害児の障害児支援利用計画についてです。その多くがセルフプランで作成されている現状で、計画相談率が低迷している現状の課題についても議論を続けてきたところでは、次期プランでは、基本指針に則して望まないセルフプランの解消を目指すこととなります。本市が整備し利用を進めてきた子ども発達・相談センターの活用と併せ、計画相

談率を上げるための改善状況及び今後の方策について伺います。また、現行プランでは、計画相談率の目標値が示されていません。次期プランでは、障害児者双方の計画相談率の目標値を指標として明示すべきと考えますが、対応を伺います。次に、地域生活支援の充実についてです。これまで本市は、地域生活支援拠点として多機能拠点整備型施設の整備を行ってきました。多機能拠点型には、生活介護、短期入所、相談支援、日中一時支援などの機能を整備して、親亡き後を見据えた居住支援をはじめとする障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的としています。いまだに整備がされていない幸区と多摩区の整備予定時期を明らかにすべきと考えます。見解と対応を伺います。次に、障害者の高齢化についてです。親亡き後の生活場所の課題がより深刻さを増しています。入所施設の県内の広域的な活用の在り方について伺います。また、直近の障害のある方の生活ニーズ調査の中で障害当事者の高齢保護者の意向をどのように読み解くのか伺います。さらに、次期プランへの反映の在り方を伺います。

次に、障害児通所支援事業所における不正請求に対する告訴について伺います。本市は、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を運営していた株式会社S Kコーポレーションに対して、令和元年度から令和6年度までの期間に約4億円の不正受給を確認したとして、令和7年10月10日付で追徴金を含めた約5億5,000万円の返還請求を行いました。当該法人は返還に応じておらず、本市は警察署に正式に詐欺罪での告訴に向けた相談を始めました。事前の所管課へのヒアリングによると、当該法人は令和元年から令和6年度までの間に、実際の受給額2億9,000万円に対し、不正に約4億2,000万円を受給していました。そして、令和6年7月に本市から定期の運営指導の実施通知が送付された後、当該法人代表が8月に不正請求していたことを本市に供述、10月には運営指導が監査に切り替わり実施されました。その後、監査内容の精査中にもかかわらず、令和7年2月末日に法人により全事業所が廃止されるとともに、別法人に全事業所の運営が無償譲渡され、翌3月1日からは別の名称で事業が継承されてしまいました。そのため、令和7年8月に監査結果が出ましたが、事業所が廃止されてしまっていることから行政処分が行われず、当該法人には返還金が請求されるのみとなりました。また、行政処分がなかったため、監査結果発出時に議会への報告はなく、令和8年5月、告訴を検討するに至っての議会報告になったとのことです。さらには、当該法人の資産状況を確認すると返還能力がなく、このままだと不正受給分が返還されないばかりか、国や県の補助分約3億円を当該法人に代わって本市が返還しなければならない可能性もあるとのことです。当該法人は、令和5年度には受給額1億8,830万円に対し返還請求額は1億2,350万円となっており、不正受給を目的として放課後等デイサービス事業を行っていた可能性も疑われます。

まず、事業者への指導監査についてです。国は障害児通所支援事業所に対する運営指導を3年に1回の実施を目安としているにもかかわらず、このように極めて悪質な不正受給が7年もの間、発覚しませんでした。我が会派は、障害児者支援施設等の不祥事が起こるたびに、繰り返し事業者へのモニタリング及び指導監査の強化や所管部署の人員拡充を訴えてきました。改めて今回の不祥事が長期間発覚しなかったことに関する見解と反省を伺います。

また、このような結果を招いた責任の所在と再発防止策について、担当の三田村副市長に伺います。

さらに、第5次ノーマライゼーションプランでは、障害福祉施設への指導監査は、障害福祉サービス等の質の向上の中に位置づけられています。市として再発防止を図っていくという断固とした態度を示すためにも、不祥事の再発防止策として次期プランに位置づけるとともに、指導監査体制の一層の強化ときめの細かい指導監査を行っていくべきと考えますが、見解と対応を伺います。加えて、運営状況の全市的な調査を定期的に行う必要があると考えます。例えば、1年に1度、保護者に対して利用時間や個別支援計画作成の有無等のアンケートを取り、事業者からの請求情報と突合することなどが考えられますが、見解と対応を伺います。

次に、処分逃れについてです。当該事業者が監査を受けるも結果が出る前に事業所を廃止し、別の事業者は無償譲渡したことは処分逃れと考えざるを得ません。処分逃れを止められなかった理由及び今後の防止策を伺います。次に、返還金についてです。現在、当該法人には返還能力がないとのことですが、判断理由を具体的に伺います。また、約4億円もの不正受給があったにもかかわらず、現在、返還資金がないという発言はにわかに信じることができません。当該法人の財務運営には、不正会計、資産隠しなどの疑念も生じます。当該法人の決算情報等を徹底的に調査し、本市の支出が生じないようにすべきと考えますが、警察との連携も含めて見解と対応を伺います。さらに民事訴訟の検討についても伺います。次に、不正防止の環境づくりについてです。当該事業者は、サービス提供に係る個別支援計画も基準どおりに作成していなかったとのこと。個別支援計画は事業者と保護者のみに共有されるため、所管課は直接把握できません。そこで、区役所で保護者が受給証を受け取る際に、サービスの質の確保と不正受給防止のため、保護者に対して事業者の個別支援計画の作成義務や利用料の明細書の発行義務等の説明チラシを配付し、適正なプロセスの下で不正が生じにくい環境を整えることも必要と考えますが、見解と対応を伺います。

次に、民生委員児童委員の活動支援について伺います。国は、民生委員の担い手不足の状況から令和6年6月に担い手確保に関する施策の検討の方向性として、民生委員が必要と考える業務や負担を軽減してほしいと考える業務のオンライン化を図る必要がある、ICT活用を希望する民生委員等が選択肢を増やす観点から施策を進めていくことが重要との方向性を示しています。令和5年度から民生委員の活動支援としてICTを導入している旭川市は、ポータルサイトを導入した結果、記録作成、自動集計が可能となり、お知らせや資料を共有したことからコスト削減や効率化が実現され、さらに電子掲示板の活用により委員間で疑問解決が可能になったとのこと。令和6年度からはチャットGPTを折り込んだシステムを導入し、福祉の手引きやガイドブック、市から委員への依頼業務に係るマニュアル等の提供を行い、こうした取組を推進することで、これまで民生委員の活動が仕事、家事、育児、介護等をしながらでは難しいと考えられていた世代にも広がることを期待しているとのこと。本市でも活動支援のICT導入を検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。この部分につきましては、他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

次に、子育て支援策について伺います。近年、核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊娠、出産、子育てに対する不安や孤立感を抱える方が増えています。特に本市においては、夜間や早朝など行政サービスが届きにくい時間帯もあり、相談体制や支援

の充実が求められています。24時間相談、訪問対応する民間事業者へのヒアリングでは、川崎市内でも支援を求めるケースが多くあるとのこと。そうした支援は単なる相談窓口にとどまらず、孤立防止や産後鬱予防の観点からも重要なセーフティネットの役割を果たしていると考えます。例えば東京都では、こどもスマイルムーブメントにおいて、社会の多様な主体と連携し、子ども、子育てを最優先とするチルドレンファーストの社会実現に向けた取組を推進しており、さらに民間の斬新なアイデアやノウハウを生かすため、官民推進チームを設置し、官民連携による事業創出を進めています。本市においても、妊産婦支援や子育て支援の分野において、民間の力を積極的に活用しながら実証的な取組を進める等、支援の選択肢を広げていくべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、熱中症対策について伺います。近年、気候変動や都市部特有のヒートアイランド現象などにより、日本の夏は毎年、記録的な猛暑が続き、特に日中は熱中症の危険性が一層高まっています。このような中、歩道や駅前広場、商店街といった屋外の不特定多数の人が集まる公共空間における暑熱対策は、都市部における喫緊の課題であると認識しています。本市では、今年も6月1日から9月30日までかわさきちょこ涼が実施されており、過去には、平成24年度から平成26年度の3年間、川崎駅東口駅前広場においてミスト冷却の実証実験を行いました。その後、本格実施されませんでした。現在は気候変動の影響から気温が著しく上昇しており、ミスト冷却は暑熱対策に加え、見た目にも涼しさを感じさせ、屋外での快適な歩行空間を確保し、都市の魅力や回遊性の向上を図る上でも有効な手段と考えます。改めて実施することを提案しておきます。

また、5月27日のまちづくり委員会における川崎市緑の基本計画の改定に向けた検討状況についての報告の中で、今後、暑熱対策として、樹冠被覆率に関して調査、検討を行っていくとのことでした。樹木による日陰の確保は、都市の温熱環境を改善する上で極めて重要な要素であると認識しています。一方で、都市部における屋外歩行空間においては、物理的に植栽が困難な場所も多く、木陰や緑陰に乏しい箇所が数多く存在します。例えば駅前広場や主要歩行動線等、人の往来や滞留が多い場所において、シェードやシェルター等により日陰を創出するなど、場所ごとの特性に応じた実効性ある対策を多角的かつ総合的に講じる必要があると考えますが、見解と対応を伺います。

次に、道路交通における諸課題について伺います。まず、自転車の通行環境整備についてです。自転車は、道路交通法上軽車両と位置づけられていることから車両の一種であり、車道の左側通行が原則とされています。本市では、川崎市自転車活用推進計画の中で基本政策の一つとして通行環境整備が挙げられ、自転車、歩行者、自動車と道路を安全・安心、快適に利用できる環境の創出を目標としています。その整備に当たっては、交通量や道路幅員など地域の実情を考慮して選定し、交通規制などについて交通管理者である警察と協議の上、決定しています。その中でも、車道混在の整備形態として矢羽根型路面標示等の設置が本市でも急速に推し進められています。矢羽根は産業道路をはじめとした重交通路線や幹線道路における大規模交差点等にも設置されており、自転車と自動車の双方にとって危険な状況が散見されます。特に大型トラックや路線バス、トレーラーやクレーン車のような特殊車両と自転車が混在する状況は、重大事故につながりかねない極めて危険な状態です。こういった状況をどのように認識しているのか伺います。併せて大型車混入率が高い路線や大規模交差点等における矢羽根設置について、交通安全上どのような認識の下、

整備を進めているのか具体的に伺います。また、片側3車線以上の道路において矢羽根が設置され、第1車線が左折専用通行帯となっている箇所では、左折現示時に左折車両と信号待ちの自転車との接触リスクが極めて高まるものと考えます。こうした箇所については、自転車を停止線手前で歩道に誘導するなどの安全対策が必要であると考えますが、見解と対応を伺います。さらに、一般国道のうち、道路管理者が異なる道路との交差点において矢羽根標示が交差点部で途切れている箇所や交差点通過後に矢羽根が設置されておらず、自転車通行環境の連続性が確保されていない箇所があります。このような状況は自転車が通行方法の判断に迷い、自動車交通の流れの中へ進入せざるを得ない場面を生じさせるなど、安全性の観点から大きな課題があると考えます。見解と対応について伺います。

次に、自動車による自転車の追越しについてです。警察庁の資料によると、法改正により自動車等が自転車等の右側を通過するときは、少なくとも1メートル程度間隔を空けることが安全と記載されており、間隔が空けられず危険な追越しと判断された場合、罰則の可能性があるとのことです。また、黄色い中央線は追越しのはみ出し禁止であり、自転車を追い越す際、十分な間隔を取るためにはみ出した場合も罰則の対象となり得ます。他都市では、自転車と自動車の一定の走行間隔を確保するため、路肩の街渠を都市型側溝に改修した上で矢羽根を設置する事例や、矢羽根を車道外側線の下に設置する場合などがあります。本市においても車両の追越し等の課題を踏まえた安全な通行環境整備に向け、より一層工夫して取り組む必要があると考えますが、見解と今後の取組を伺います。

次に、GX戦略地域制度への対応について伺います。本市は、本制度の選定に向けて、これまで国の重要政策・制度と連動した大規模土地利用転換を進めるため、JFEホールディングス株式会社等とGX戦略地域への認定に向け、調整を進めてきました。その後、国において審査が実施され、4月24日付で経済産業省から川崎臨海部を有望地域として認定した旨の通知がありました。本市を含む有望地域に選定された6地域については、今後、取組の経済性や実現性を高めるための事業計画書の洗練等に取り組んだ上で、国の最終審査を受け、事業内容の熟度が十分に高まった地域については、夏頃を目途に認定されることになります。まず、事業計画書の洗練等に向けた対応を具体的にどのように取り組んでいくのか伺います。また、国の今年度予算としてコンビナート等再生に向けた事業化促進事業として30億円が示されていますが、今後の申請手続と具体的な取組内容についてスケジュールも含めて伺います。

次に、土地利用転換による効果については、令和5年8月に策定したJFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針の中で、2050年時点で本市の概算事業費見込みが累計約2,050億円、概算税収額見込みが年間約140億円とされ、累計額における投資回収シミュレーション等も示されています。方針策定以降、土地利用検討の進展や近年の物価高騰、そして国の新たな支援制度としてGX戦略地域制度の創設等、大きな環境変化が発生しています。土地利用方針の中でも3年から5年程度を目途に本方針を見直しとしていましたが、今後の土地利用方針の見直しの時期について見解と対応を伺います。

次に、浸水対策及び防災対策について伺います。初めに、出水期に向けた対応についてです。これまで我が会派は、代表質問にて、昨年9月11日の局地的・短時間豪雨に関連して未対策公共施設等の調査を求めてきました。その結果、昨年11月の総務委員会ではソフ

ト、ハードとも未対策の施設が53あったことが明らかとなり、その後の対応を求めてきました。5月27日の総務委員会報告では、ソフト、ハードともに未対策の施設がゼロとなり、42あった指定管理者等との役割分担が明確になっていなかった施設もゼロとなるなど、対応がなされたことは一定評価します。しかしながら、ハード対策が未実施の施設が残っており、一刻も早い対応が望まれます。いつまでにハード対策を完了するのか具体的に伺います。また、今般、防災気象情報が変更になりました。内水氾濫での避難指示や土砂災害に対する考え方の変更については、市民への理解を促すための丁寧な広報周知が必要と考えますが、見解と対応を伺います。さらに、さきの6月3日の台風第6号に対して、これらの改善点や変更点を踏まえ、どのように対応したのか伺います。

関連して、市立学校における臨時休業の対応について伺います。台風第6号の接近に伴い、神奈川県教育委員会は2日午後5時20分時点において、県立高校の35校と特別支援学校25校について臨時休校を決めています。本市では、朝6時時点で条件を満たしていなかったため、臨時休業の判断には至りませんでした。その結果、多くの保護者等から対応について意見が寄せられました。自治体間における判断時間の差異について見解を伺います。また、各家庭の実態把握等に努めるとともに、より丁寧な説明を行うなど改善策に取り組むべきと考えますが、見解と対応を伺います。これらの部分につきましては、他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

次に、耳で聴くハザードマップについてです。4月よりハザードマップや避難ルート、気象情報を音声で読み上げるUni-Voice Blindが神奈川県の実業として県下一斉に導入されました。しかし、現在のサービスは、洪水、高潮、土砂災害、津波の4情報についてのみで、内水氾濫については情報提供がされていないとのことです。本市においては内水氾濫の情報提供も必須と考えますが、見解と対応を伺います。

次に、総合防災情報システムについてです。我が会派は令和7年第4回定例会の代表質問において、教職員の研修について実施されていないという課題を明らかにしてまいりました。その後の対応として、現在、危機管理本部と調整しているとのことですが、いつまでに実施するのか伺います。

次に、避難所運営マニュアルについてです。我が会派では、発災初期のトイレに関する対応の修正や要配慮者の対応の追記等について繰り返し要望してきました。令和8年4月に避難所運営マニュアル標準例が改定されましたが、主な変更点を伺います。また、要配慮者の対応については、各自主防災組織への広報周知や訓練の促進が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

次に、水道事業及び下水道事業における料金・使用料改定の方向性について伺います。5月28日の環境委員会で示された水道料金及び下水道使用料の改定については、市民生活や事業活動に大きな影響を与える重要な内容です。委員会では、施設老朽化への対応や耐震化、将来的な人口減少、大口使用者の水需要減少などを背景として、料金改定の必要性が報告されましたが、一方で、市民に対する説明や改定根拠についてはより丁寧な対応が必要です。まず、経営改善の取組についてです。料金改定に当たっては、上下水道局自身の行財政改革の取組なくして市民負担増を強いることはできません。本市のこれまでの経営改善の取組、今後、見直しや先送りする事業など、どの程度、コスト削減が図られたのか具体的に伺います。この部分につきましては、他会派の質疑で理解しましたので、答弁

は結構です。また、今後の取組によってどの程度の財政効果が見込まれるのか具体的に伺います。

次に、改定理由についてです。委員会資料では、大口使用者の水需要減少に伴う料金収入減が示されていますが、上下水道局令和6年度統計年報等においては、大口の使用水量は減少となっているものの、小口の使用水量は増加していることから、水需要はおおむね横ばいで推移しているものと認識しております。このような中、水需要減少を見込む具体的な根拠について伺います。次に、水道事業の財政収支見通しについてです。委員会資料では、令和8年度から当年度純利益が赤字となり、その後も赤字幅が拡大していく見通しを示されています。しかしながら、川崎市上下水道事業中期計画(2026～2029)で示された財政収支見通しとは既に乖離が生じています。その要因をどのように分析しているのか伺います。また、乖離が判明した段階で、局内においてどのような検証や見直しを行ったのか伺います。

次に、資本的収入についてです。企業債は令和7年度、約60億円から令和8年度、約92億円へ大幅に増加しています。建設改良費も年々増加していますが、今後、どのような事業に投資を行うのか具体的に伺います。また、管路耐震化や浄水場等施設の老朽化対策はどの程度進んでいるのか、それぞれ具体的に伺います。さらに、昨今の金利上昇局面において、企業債償還見通しにはどの程度反映されているのか伺います。

次に、料金改定についてです。まず、経営審議委員会の提言についてです。環境委員会資料では、経営審議委員会の提言として料金改定率36%が示されている一方、本市の方針は20%台前半としています。本市の水道料金が他都市と比較して安価な水準であることは理解していますが、36%という提言自体、市民感覚から著しく乖離しているのではないかと危惧します。経営審議委員会ではどのような議論を経て、36%という提言に至ったのか具体的に伺います。また、多量使用者の多くは事業者であり価格転嫁が可能な場合もある一方、一般家庭における生活用水は直接家計負担に影響します。経営審議委員会では、生活用水への影響についてどのような議論が行われたのか伺います。

次に、改定時期についてです。上下水道事業それぞれに経営上の課題があることは一定理解しますが、市民から見れば上下水道料金は一体的に負担しているものであり、今回の改定は家計や事業活動に大きな影響を及ぼすものと考えます。本市において水道料金と下水道使用料を同時期に改定することは過去に例がなく、加えて物価高騰が続く中、市民負担が一時期に集中することも懸念されます。委員会資料では、下水道使用料については、令和10年4月以降に改定することも視野に入れ、9月議会に向けて最終判断を行うものとするされていますが、市民負担の軽減を図る観点から、改定時期を分けることについて、今後どのように検討をしていくのか伺います。次に、市民への影響を考慮した激変緩和措置についてです。我が会派の求めに対し、令和8年第1回定例会の代表質問の答弁にて、検討してまいりますとされています。その後の検討状況を伺います。この2点につきましては、他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

次に、料金改定による公共性の高い施設への影響についてです。保育所、認定こども園、高齢者施設、障害福祉サービス事業所、医療機関などは、市民生活を支える重要な社会基盤です。一方で、これらの施設の多くは公定価格や報酬制度の下で運営されており、一般事業者のように上下水道料金の上昇分を価格に転嫁することが困難です。今回の料金改定

により、これら施設にどの程度の負担増が生じると試算しているのか伺います。また、公定価格や報酬制度等により価格転嫁が困難な施設への影響について、どのような分析を行っているのか伺います。さらに、下水道使用料は14%改定後も東京都や横浜市より高い水準となっています。特に保育所、認定こども園、高齢者施設、障害福祉サービス事業所、学校、工場等では、東京都を含む政令指定都市の中で最も高い水準となります。これらの施設を含め、どの程度の増収を見込んでいるのか伺います。次に、福祉減免及び施設減免についてです。水道事業においては福祉減免、下水道事業においては福祉減免と施設減免がそれぞれ適用されています。水道事業においても施設減免を適用すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、市民周知についてです。委員会では、パネル展示や広報紙等による周知を行うとの説明がありましたが、市民生活への影響の大きさを考えれば十分とは言えません。横浜市では、料金改定に際し、特設ホームページや広報紙に加え、改定の必要性を分かりやすく説明する動画を作成し、市民理解の促進に努めていました。本市においても単に改定内容を周知するだけではなく、なぜ必要なかを市民に理解していただくことが重要と考えます。市政だよりへの掲載や動画配信、本庁舎、区役所等のデジタルサイネージ活用など、より積極的な情報発信を行うべきと考えますが、見解と対応を伺います。また、上下水道局の広報紙については、本年3月に発行した特集号以降、次の発行が9月議会議決後の11月と想定されています。市民理解の醸成を図る観点から、さらなる取組が必要と考えますが、対応を伺います。

次に、部活動等の借り上げバスの利用実態調査についてです。先月、磐越自動車道で高校の部活動で遠征に向かったマイクロバスが事故を起こし、1名の高校生部員の貴い命が犠牲となったほか、19名が重軽傷を負いました。これを受け、文部科学省は各教育委員会等に部活動の遠征等における安全確保についての通知を発出し、部活動を含む学校教育活動の実施に当たり、生徒の安全が確保されるよう対応の徹底を求めています。教育委員会事務局は、5月15日に市立中高等学校校長宛てに移動時を含めた部活動における安全確保の周知と実態調査を依頼し、回答期限を5月29日としました。調査内容は、校名等の基本情報と遠征の実施状況、移動方法などだけでなく、部活動における移動の詳細な実態把握が困難なものです。本市独自の追加調査を実施するなど、早急に詳細を把握すべきですが、見解と対応を伺います。また、生徒の安心・安全に関わる調査であることから結果を保護者等に共有すべきですが、見解と対応を伺います。さらに、具体的な安全確保策へつなげることが肝要です。生徒の部活動等における交通手段に特化したガイドラインを作成すべきですが、見解と対応を伺います。関連して、校外活動における移動手段についてです。今回の事案を受け、校外学習における移動の状況等も生徒の安心・安全の観点から把握すべきと考えますが、見解と現在の把握状況、今後の対応を伺います。また、各学校における危機管理マニュアルの記載内容の点検や市による校外活動における安全確保のガイドラインを作成するなど、教職員間での十分な共通理解を図ることが必要ですが、見解と対応を具体的に伺います。

次に、川崎市立学校体育館空調設備整備等事業実施方針について伺います。5月28日に開催された文教委員会では、実施方針及び今後のPFI事業に係る要求水準書案が示されました。我が会派からは、小中学校空調設備更新整備等事業の反省から、事業者選定の際

には、民間活用事業者選定評価委員会の前で事業者がプレゼンテーションを行うこと、オンラインばかりで委員会を進めるのではなく、議論を闊達に行うために体育館等現場を視察すること、市内事業者の受注機会の増大を図り、市内経済の発展に寄与すること、教室空調の更新、マンホールトイレ等、その他工事と体育館空調設備整備等事業の工期が重なるため、児童生徒の安全対策には万全を期すことなどを提案しました。それぞれ前向きな答弁でしたが、事業を進めるに当たり教育委員会事務局の見解と対応を伺います。

次に、概算事業費等についてです。空調整備、断熱、維持管理を合わせた概算事業費は約257億円と推計しています。現下の状況を踏まえると、今後、増額の可能性が否定できません。一方で、PFI事業の際にはこれまで示されていたVFMの数値が見当たりません。従来方式とPFI方式の現在価値比較、VFMは何%なのか改めて伺います。また、本事業に係る債務負担行為については、今年度から令和24年度まで167億2,000万円余となっています。詳細について伺います。さらに、昨今、本市の大型公共事業では、契約後に事業者から増額変更を求められるケースが常態化しています。可能な限り、厳格に精査すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、要求水準書案についてです。空調設備等の機能・性能等に関する要求水準が示されています。一定の理解はしますが、既存校舎の空調でも課題があるように、設置したものの冷えないといった問題があります。現段階では、室温目標や稼働時間といった性能保証はどのように考えられているのか伺います。また、空調設備が十分機能しなかった場合のリスク分担の考え方について伺います。さらに、体育館の避難所機能の強化として、停電時にもガスの供給のみで稼働、発電する電源自立型GHPを設置することを求めています。要求水準書案では、これらの発電機は停電時に実際に何人の避難者を何時間冷暖房できるのかなど、停電時にどの程度の空調機能を維持できるのか明確に示されておりません。具体的に伺います。今回の要求水準書案では、空調や機器能力が具体的に示されているものの、断熱についての言及がほぼ見当たりません。断熱性能については、維持費、電力消費、ガス消費に直結することから、どの程度考慮されているのか伺います。

次に、教員の未充足について伺います。まず、臨時的任用教員や非常勤講師の確保についてです。5月28日の文教委員会質疑では、令和8年度当初における川崎市立学校教員の配置状況として5月1日時点の未充足数は合計82.5人であり、令和7年度の120人から37.5人減少しています。しかしながら、令和7年度末の未充足数は209人だったことから、今後も年度末に向けて未充足数の増加が明白です。委員会質疑では、臨時的任用教員や非常勤講師の確保に取り組む旨の答弁でした。特に男性教員の育児休業取得者数が増加している傾向を踏まえ、さらなる確保を検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。次に、新規採用や若手教員への対応についてです。委員会質疑では、新規採用者や若手教員が早期に退職する事例があるとの答弁でした。未充足の現状及び早期退職の状況をどのように分析し、課題改善に取り組むのか見解と対応を伺います。次に、教員の負担軽減についてです。未充足となっている中学校では、教員の負担が増えています。認識と対応を具体的に伺います。

次に、正規教員採用試験についてです。まず、奨学金返還支援事業の実施について、教員採用試験の成績上位者を対象として令和7年度より実施され、対象者40名程度の想定を超え、47人全員が認定されたとのこと。今後、どのように効果検証を行うのか伺いま

す。また、その上で、優秀な人材を確保するために対象者数や予算の拡充などを検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。さらに、令和10年度採用予定者大学3年次在籍者推薦の応募状況の倍率は、小学校0.7倍、中学校・高等学校英語では0.3倍にとどまり、昨年を大きく下回っています。早急に現状分析と今後の対応策を検討する必要がありますが、見解と対応について伺います。

次に、未来を育む学校サポートプログラムについて伺います。教員の働き方改革は、単なる業務削減ではなく、子どもたちと向き合う時間を確保し、教育の質の向上につなげていくための重要な取組です。令和7年第4回定例会の我が会派の代表質問では、デジタル採点システムについてただし、導入の可能性について令和8年度に検討を行うとの答弁がありました。現在の検討状況と今後のスケジュールについて伺います。次に、教育課程の編成による創造的な余白づくりについてです。本プログラムでは、実践校において教育課程編成の工夫や学校行事の精選及び開催方法の工夫などについて取り組み、その好事例を整理し、成果を全市展開していくとしていますが、今年度の取組状況について伺います。また、資料では登下校時刻の見直しや総授業時間数の見直しなども例示されていますが、どのような観点から実践校を選定し、取組を検証するのか伺います。さらに、本プログラムを着実に推進していくためには、取組の成果を適切に把握していくことも重要です。これにより生まれた時間を今後どのように把握、検証し、教職員の意識改革につなげるのか具体的に伺います。併せて目標年度である令和11年度までに着実に全校展開していくためには教育委員会事務局のリーダーシップが不可欠ですが、見解と具体的な対応を伺います。

次に、教職員の健康管理についてです。本プログラムの推進には、教職員の健康確保も重要です。本市では、長時間勤務となった教職員等に対して管理職から申出のあった方を対象に健康確認チェックシートを提出してもらい、産業医が面接の要否を判定しています。面接の実施状況及び面接後のフォロー体制について伺います。また、東京都では超過勤務時間が100時間以上、もしくは平均80時間以上の超過勤務時間などの基準を設け、産業医面接の対象としています。本市でも東京都のような明確な基準を設けるべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、学校における熱中症対策について伺います。まず、教室等の空調設備についてです。近年の猛暑により学校における空調設備は、快適な学習環境を確保するためだけでなく、児童生徒を熱中症から守る重要な設備となっています。令和7年第2回定例会、我が会派の代表質問では、空調設備のシーズンイン点検についてただし、点検日程の調整方法を改善した結果、5月末までに全校で点検を完了するとの答弁がありました。今年度のシーズンイン点検の実施状況について伺います。また、点検の結果、不具合や故障が確認された空調設備の状況及び対応について伺います。さらに、空調設備については、シーズンイン点検を実施していても夏季の稼働期間中に故障が発生する可能性があります。特に近年の猛暑を踏まえると、空調設備が使用できない教室における学習環境や熱中症リスクへの対応は重要です。そこで、故障が発生した場合、学校ではどのような暑さ対策を行っているのか伺います。次に、未然防止対策についてです。空調設備については故障後の対応だけでなく、故障の早期発見や未然防止の視点も重要です。学校現場においては、専門業者による点検に加え、冷風の確認や異音の有無、エラー表示の確認など、簡易なセルフチェックを行うことで不具合の早期発見につながるものと考えます。夏本番を迎える前に故

障や不具合を把握し、修繕につなげる観点から、学校で実施可能なチェックリスト等を活用したセルフチェックの仕組みを導入することも有効であると考えますが、見解と対応を伺います。

次に、学校施設開放における使用時間についてです。昨年の学校施設開放団体の活動において、使用開始時間の前倒しや終了時間を延長することにより日中の活動を抑制し、暑熱対策を講じた学校や団体も存在します。令和7年度におけるそれぞれの実績について伺います。また、これら使用時間の拡大に当たっては、学校周辺への影響を考慮し、地域や学校長に意見を聞き取り、可能と判断した場合に限り、個々の学校で対応してきた経緯があります。地球温暖化等により本年も対策が急務であり、特に地表面の温度に影響を受ける子どもへの熱中症対策は命の危険に関わることから、法制化の趣旨や前述したほかの学校での実績も含めて、地域の方々への周知と理解醸成の取組が不可欠です。見解と対応を伺います。

次に、議案第77号、議案第78号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第86号に関連して伺います。これら議案はこども性暴力防止法が12月25日に施行されることに伴い条例改正されるもので、本法律は日本版D B Sと称されるものです。

初めに、犯罪事実確認についてです。この法律による犯罪事実確認の対象者は、正規職員や会計年度任用職員のほか、委託業者なども該当する可能性があることから、制度の対象となる職種、事業の範囲を特定するため、現在調査を行っているとのこと。確認計画は県単位で行うため、調査の調整や割振りも県が行うことから法施行までの確認作業のスケジュール管理は肝要です。スケジュール及び県との調整について具体的に伺います。

また、こども未来局対象事業者及び必要な手続等や周知について具体的に伺います。

次に、犯罪履歴が判明した場合等の対応についてです。犯罪履歴が判明した教職員等について、今後どのように対処するのか具体的に伺います。また、本市においては令和6年12月から令和8年3月10日にかけて複数名の児童に対する不同意わいせつ行為により4回逮捕された教員とその管理監督者に対し、本年4月に懲戒処分を行っています。教育長は、この事件について厳粛に受け止め、教職員の綱紀粛正と服務規律の徹底を図るとともに、信頼される学校づくりに向け再発防止に全力を尽くすとコメントしていますが、綱紀粛正、服務規律の徹底、再発防止策について、どのように取り組むのか具体的に伺います。本事業案のように、自分の身近にいた教員の逮捕や処分により児童生徒が心に受ける衝撃や影響の大きさは計り知れません。被害児童をはじめ、カウンセラーなど心のケアの体制が必要不可欠と考えます。対応を伺います。加えて、学校現場では業務が支配性、継続性、閉鎖性の3要素に至る場面が多分にあり、子どもたちが相談、通告しやすい仕組みや体制づくりは必須ですが、見解と対応を具体的に伺います。さらに、本法律の施行を契機に教職員の性暴力防止への理解促進を図ることが必要と考えますが、見解と対応を伺います。関連し、日頃から講ずべき措置として、服務規律等のルールづくりや環境整備等が必要としていますが、犯罪抑止やいじめ等問題が発生した際の証拠となり得ることから、目が行き届かない場所に防犯カメラの設置を検討するなど新たな対策を講じるべきと考えますが、見解と対応を伺います。

今後、学校単位での綱紀粛正や服務規律の徹底等、学校長のリーダーシップはさらに重要性を増すと考えます。人事教育や危機対応等、経験や実績のある退職校長による新たな

校長研修も検討すべきと考えますが、教育長の見解と対応を伺います。

次に、議案第103号、令和8年度川崎市自動車運送事業会計補正予算に関連して伺います。まず、国際情勢における影響についてです。さきの定例会中に中東地域において紛争が勃発しています。中東情勢の緊迫化は、我が国が原油等の多くを中東に依存しているため、既に住民生活に直接波及しています。また、本市財政への影響も避けられません。さきの定例会で今年度予算が成立したばかりですが、燃料費や光熱費の上昇及び公共事業費の上昇が本市財政に与える影響について、見通しを具体的に伺います。

また、市バス事業、病院事業、上下水道事業など、公営企業の収支に対する影響を伺います。市バス事業については、他会派の質疑で理解したので答弁は結構です。

東京都では、中東情勢の悪化を受けた補正予算案が6月定例会に計上されています。本市では、市バスの燃料費増加に伴う補正予算が約6億円計上されていますが、その他の事業に係る補正予算はどのように精査するのか伺います。

総務企画局が取りまとめた市内の業界団体、事業者への中東情勢の影響調査結果によると、「大きな影響が出ている」、「ある程度影響が出ている」の合計が直近5月の調査では64.3%となっており、4月に行われた1回目調査よりも割合が上昇し、影響が出ている市内企業等が増えています。今後、中東情勢いかによってはさらなる悪化が懸念されることから、市内企業に対する支援策等を速やかに取りまとめる必要があると考えます。見解と対応を伺います。次に、市民生活への影響についてです。2026年春闘の賃上げ率は5.26%と3年連続5%超えを達成しましたが、2025年の実質賃金は前年比マイナス1.3%で、4年連続マイナスを記録するなど、物価上昇と社会保険料の負担増により市民からは生活に対する厳しい声が上がっています。とりわけ近隣自治体では、夏の期間における水道基本料金の無償化やいわゆる成人を対象とした生活応援クーポンが発行されるなど、全市民を対象とした施策が展開されています。本市では6月1日からプレミアムデジタル商品券の申込みが開始されましたが、抽せんということからも、今後、国の交付金が配分された場合には、あまねく市民を対象とした生活支援に係る事業を展開することも検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、議案第104号、令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について伺います。これは、原・浄・配水施設関連経費に係る契約期間及び債務負担行為の期間を令和7年度から令和10年度までから令和7年度から令和11年度までに変更する補正について、地方自治法第179条の規定に基づき令和8年3月31日に行った市長専決処分の承認を求める議案です。地方自治法第180条の議会の委任による専決処分とは異なり、第179条専決は、災害対応や国の法改正、補正予算への対応など客観的に議会招集の余裕がないことが明らかな場合に限り認められる例外的な措置であり、今回のような認識不足における事務ミスは本来認められない案件であり、極めて遺憾です。まずは、本議案を定例会冒頭での先議に付すことを求めなかった理由について伺います。

次に、専決処分に至った経緯についてです。昨年12月時点で担当部署においては債務負担行為の期間内に収まらないことを認識していた一方で、限度額の範囲内であることから問題ないと判断していたとのことです。本来、この時点で上司や関係部署へ相談し、確認を行っていたら、今回の専決処分には至らなかったものと考えます。なぜ問題ないと認識に至ったのか、その原因を当時の上下水道事業管理者であった白鳥副市長に伺います。

また、財政局契約課から指摘を受けたのは3月17日だったとのことですが、その日はまだ第1回定例会の会期中であり、この時点で第一報の報告がなされていれば、会期の延長等、ほかの手続も可能でした。にもかかわらず、上下水道事業管理者への報告は3月24日、市長への報告は3月26日と1週間以上を要しています。重大な問題が判明した際には、第一報を入れた上で対応を検討するのが組織として当然であると考えます。常々、白鳥副市長は風通しのよい組織づくりを提言されていましたが、なぜ速やかな報告が行われなかったのか、その要因と組織としての課題認識について白鳥副市長に伺います。

さらに、再発防止策については現上下水道事業管理者に伺います。

加えて、本議案の専決処分は本来取るべきではない手法であり、本市においても過去に例を見ません。二度とこのような専決処分を行わないよう強く指摘するとともに、反省点及び今後の対応を市長に伺います。

次に、報告第4号、令和7年度川崎市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告に関連して、北部市場の機能更新計画について伺います。この計画については、これまで我が会派が指摘してきましたが、PFI維持管理事業の20年間を含む60年間にも及ぶ超長期計画であり、その上、PFI事業後の30年間は白紙状態での事業スタートです。また、南部、北部両市場整備事業の同時進行もあり、本市の財政負担面で強い懸念が残ります。まず、5月7日に総務委員会で示された事業契約締結の再延期についてです。この間、令和7年10月に基本協定を締結し、事業契約の予定が令和7年12月から令和8年6月に、そして今回の委員会資料では、さらに12月へと延期となっています。令和7年第4回定例会における我が会派代表質問の経済労働局長答弁では、資材価格の高騰や物価上昇など、急激な環境変化への対応や事業リスクの分担等についての条件の確認、整理を進めているとのことでした。これほどの度重なる延期に至った根本的な理由について伺います。さらに、契約締結が危ぶまれる事態と言えますが、現状の協議の論点と進捗状況を改めて具体的に伺います。

次に、我が会派が求めてきた国庫補助金の採択についてです。代表質問の答弁では、要請活動等を行うとともに、情報共有及び確認をしながら、本事業の要件に適合する補助金について検討するなど、今後の申請に向けた協議等を進めているとのことでした。しかしながら、令和9年度国の予算編成に対する要請書から北部市場の機能更新事業——再整備の推進についての項目が削除されていることが明らかになりました。国庫補助金の採択に向けた働きかけを今後どのように行うのか伺います。また、その見込みについて伺います。次に、場内事業者への対応についてです。市場機能を維持することができるかは場内事業者、特に卸事業者及び仲卸事業者の事業継続の意欲次第です。果たして場内事業者が2倍とも3倍ともなる賃料値上げの現実を真に理解し、その後、健全に経営を続ける自覚が問われると考えます。東京都の豊洲市場への移転に伴う施設使用料の値上げは事業者が廃業を選択する大きな要因となりました。そこで、賃料値上げ等を受け入れた上で、将来的に経営を続行する意欲があるのか、場内事業者の意思確認をすべきです。見解と対応を伺います。

次に、報告第6号、令和7年度川崎市病院事業会計予算繰越額の報告について及び病院事業全般について伺います。本年4月より、病院事業管理者が前井田病院長である伊藤氏に交代されました。伊藤氏におかれましては本市の病院事業全体が大変厳しさを増す中、

大任をお引き受けいただきましたが、本市の病院事業に長く携われた御経験から、今後、病院事業管理者としてどのような改革に取り組むのか、決意と課題認識を伺います。

次に、病院事業会計についてです。令和 8 年度の予定損益計算書を見ると、医業損失が約 78 億円、当年度純損失が約 27 億 6,300 万円余となっています。厳しい状況がうかがえますが、主たる要因と改善に向けての取組を伺います。我が会派は、コロナ禍前より病院事業に関してはキャッシュフローが悪く、場合によっては枯渇するのではないかと懸念を表してきました。結果として、コロナ対策により一時は持ち直したものの、令和 8 年度の予定キャッシュフロー計算書では、資金期末残高が 2 億 6,300 万円余となっています。再び枯渇する危険性がありますが、安定化に向けた取組について伺います。同計算書では、財務活動によるキャッシュフローとして、一時借入れによる収入を 150 億円、一時借入金の返済による支出を 120 億円と見込んでいます。令和 6 年度までは借入れを行っていませんでしたが、令和 7 年度から連続して借り入れています。今後、常態化する危険性がないのか伺います。また、昨今の金利上昇に伴い、償還等の見通し及び病院事業会計に与える影響について伺います。一般会計からの繰入れについてです。令和 8 年度は、収益的収入と資本金収入を合わせて約 96 億 1,000 万円余となっています。令和 5 年度までは約 80 億円弱でしたが、近年、繰入額が急速に増加しています。政策的医療等、公立病院の果たす役割については理解していますが、赤字の拡大は医療全体の質の低下につながりかねません。今後の繰入れの見通しと経営改善について伺います。また、市民に高度医療を提供するための質の担保について伺います。

次に、川崎市立病院中期経営計画 2024-2027 についてです。毎年の病院事業会計の予算書と中期経営計画の数値を比較すると、収益等における数値の乖離が見受けられます。すなわち、中期経営計画が不正確であるということです。次期計画の策定に当たっては、現下の状況を踏まえ、厳しく精査すべきと考えます。見解と対応を伺います。また、我が会派がかねてより指摘している川崎病院の建て替えや多摩病院における次期指定管理者制度の考え方など、将来の病院事業を見通した議論はどのように反映されるのか伺います。

次に、関連して令和 8 年度の医科診療報酬の改定について病院事業管理者に伺います。今回の診療報酬改定に際して、市立病院として経営改善及び医療従事者の確保の観点から大きなポイントとなる 1、急性期・高度急性期入院医療の見直し、2、地域医療体制確保加算 2 及び外科医療確保特別加算の新設、それぞれについてです。初めに、急性期・高度急性期入院医療の見直しについては、看護配置ベースの病棟単位評価から、救急搬送受入れや全身麻酔手術等の病院単位の急性期機能に着目した評価へと転換され、入院基本料の分類が再構築されたことによる制度変換です。この制度変換による市立川崎病院、井田病院、多摩病院の急性期病院一般入院基本料等の評価について、それぞれ伺います。また、6 月 1 日からの実施状況についても伺います。次に、井田病院については、入院基本料等の評価が一番高い急性期病院 A の実績要件である年間の救急搬送数が 2,000 件を超えているにもかかわらず、急性期病院 A 評価にならないと仄聞するところですので、この理由について伺います。また、ランクを上げるための取組方法についての検討状況を伺います。

次に、地域医療体制確保加算 2 及び外科医療確保特別加算の新設についてです。これは、若手の医師数が減少し、かつ医療提供体制の確保が必要とされている消化器外科、心臓血管外科、小児外科、循環器内科など特定診療科について、当該診療科の医師を対象として

勤務環境・処遇改善を行うことが主な目的です。既に近隣の例えば済生会横浜市東部病院や横浜市民病院では、当該加算の実施を予定していると仄聞します。また、慶應大学医局からも派遣先の関連病院にアンケート調査を行い、加算及び特定診療科への手当を実施できない病院は派遣関連病院としての評価が下がると仄聞し、将来的に人材派遣に悪影響が出ることを懸念するところです。そこで、この2つの加算の獲得方針と実施時期について考え方を伺います。次に、地域医療体制確保加算2を取得すると仮定した場合に、市立3病院それぞれの増収上限額の試算額を伺います。また、外科医療確保特別加算を加えた場合の同様の試算額を伺います。さらに、この特別加算により、特定診療科目ごとの医師の手当——報酬の増額について試算額を伺います。次に、当該加算の導入を検討するに際して、特定診療科とそれ以外の診療科の医師の意見をどのように集約し、合意の形成を図るのか、基本的な考え方と既に動きがあれば伺います。次に、当該加算を取得する要件に特定診療科の医師の給与体系にほかの診療科の医師とは異なる特別な配慮を行っていることとあり、これは病院局の給与規定の変更を意味すると理解します。想定する変更の考え方を伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問いたします。(拍手)

○副議長 堀添 健 嶋議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思いますので、御了承願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時44分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも50人」と報告〕

○副議長 堀添 健 休憩前に引き続き、ただいまから会議を開きます。

ここであらかじめ、会議時間の延長についてお諮りしておきたいと思います。

お諮りいたします。本日の会議時間につきましては、ただいまのところ午後5時を過ぎることが予想されますので、その場合には会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 堀添 健 それでは引き続き、みらいの代表質問に対する答弁を願います。市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいまみらいを代表されました嶋議員の御質問にお答えいたします。

特別市についての御質問でございますが、今回、県内から出された様々な要望につきましては、現行の指定都市制度を前提として、神奈川県が主張している内容に基づくものと考えており、こうした県の主張は特別市制度全体に対する理解をミスリードしかねず、結

果として県内市町村と指定都市との分断を助長するおそれがあるものと大変危惧しております。そのため、客観的かつ論理的なデータに基づき、住民目線に立った建設的な議論が必要との認識の下、県内 3 指定都市の市長で協議し、県知事に対し、四首長懇談会の開催を申し入れたところでございまして、県知事にはぜひ出席されることを望んでおります。今後につきましては、先月の第34次地方制度調査会の第 2 回総会において特別市に関する論点が具体的に示され、今後、同調査会での議論が本格的に行われていくことも踏まえ、改めて県知事に対して特別市制度の意義や考え方を丁寧に説明し、正確な理解を求めてまいりたいと考えております。市民への周知につきましては、新たに作成した説明冊子なども活用しながら、指定都市制度の課題や特別市の意義などについて分かりやすい説明を行うとともに、出前説明会やイベント等、様々な機会を捉えて特別市制度の認知度のさらなる向上につなげてまいります。

専決処分についての御質問でございますが、本事案につきましては、誠に遺憾であり、重く受け止めております。今般の専決処分が事務ミスに起因したことを踏まえ、上下水道局には、今後、こうした事務ミスの防止に向けて、その背景をしっかりと確認し、再発防止を講じるよう指示したところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 三田村副市長。

〔副市長 三田村有也登壇〕

○副市長 三田村有也 障害児通所支援事業所における不正請求についての御質問でございますが、本市に所在した事業所が当該運営法人の責任により多額の不正請求を行ったことにつきましては誠に遺憾であり、極めて重大な問題と認識しております。児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所数と給付費は大幅な増加傾向にあり、制度の持続性やサービスの質を確保していくことが課題となっていることから、本市といたしましては、国に対し、不正防止策の強化や不正事業者に対する処分逃れ対策の実施等について要望しているところでございます。今後につきましては、こうしたことが再び起こることがないように、制度的な課題を含めてしっかりと対策を検証するとともに、これまで強化してきた運営指導や監査体制等についても、さらなる効率的で実効性が高い手法等を検討し、対応可能なものから早急に対策を講じるよう指示したところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 白鳥副市長。

〔副市長 白鳥滋之登壇〕

○副市長 白鳥滋之 工業用水道事業における専決処分についての御質問でございますが、初めに、本事案につきましては、債務負担行為に対する極めて初歩的な認識誤りにより、議員の皆様にとって最も重要な職務の一つである議案を審議する機会を損なうこととなりましたこと、深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。今回の誤りに至った原因につきましては、1 点目として、事業執行部門の職員の知識、認識が不足しており、債務負担行為の期間について問題として捉えることができなかったこと、2 点目として、事業執行部門と財務部門との連携体制が不足していたため、上下水道局全体としての組織対応が図られていなかったことと認識しており、その改善に向けてしっかりと取り組んでいくことが大切であると考えておりまして、現在の上水道事業管理者にも引き継いだところでございます。また、指摘を受けた 3 月17日から担当の部長に報告が上がるまでに丸 2 日間を要したことは、風通しのよい職場づくりを推進している中、いまだ取組が足

りていなかったものと捉えておりまして、今後も、心理的安全性の高い活力ある組織づくりに力を入れてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 校長研修についての御質問でございますが、学校における綱紀粛正や服務規律の徹底、子どもたちの安全確保を図る上で、校長のリーダーシップは極めて重要であると認識しているところでございます。今回の事案を重く受け止め、各校長に対し、まずは教職員への指導監督、速やかな報告、組織的な初動対応について改めて徹底したところでございます。今後も校長研修の充実を図る中で、経験や知見のある退職校長等の活用策についても検討し、校長の資質、能力の向上に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 病院事業管理者。

〔病院事業管理者 伊藤大輔登壇〕

○病院事業管理者 伊藤大輔 初めに、病院事業管理者としての取組等についての御質問でございますが、医療機関の主な収入は国の公定価格である診療報酬によるところでございます。昨今の物価高騰や労務単価の上昇などにより厳しい状況にございますが、こうした中にあっても、地域に必要な医療を市立病院として将来にわたり安定的かつ継続的に提供していくことが私の使命であると認識しております。改めて、その重責を深く受け止めるとともに、医療の質の確保、向上や経営の健全化、医療人材の確保により一層努め、地域医療を守る最後のとりでとしての役割を果たしてまいります。今後につきましても、地域の医療需要や医療提供体制の動向を的確に捉えながら、必要な改革を推進し、引き続き、市民の命と健康を守り、市民から信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

次に、令和8年度の診療報酬改定についての御質問でございますが、今般の改定におきましては、救急搬送症例や手術なし症例における重症度や医療・看護必要度の適切な評価を進める観点から、新たな入院基本料の設定など、構成が全体的に見直されたところでございます。市立3病院の持つ機能と診療実績を評価し、改定後の入院基本料の区分に当てはめると、川崎病院及び多摩病院の一般病床は急性期病院A一般入院料、井田病院の一般病床は急性期一般入院料2をそれぞれ算定することとし、本年6月1日から開始したところでございます。次に、井田病院の入院基本料につきましては、急性期病院A一般入院料の要件である年間2,000件以上の救急搬送件数は満たしておりますが、一方、手術等や手厚い看護の必要性が高い重症患者が一定割合以上入院しているかを評価する重症度、医療・看護必要度の指標においては、その要件を満たしていないところでございます。高い入院基本料を算定するためには、より重症な患者の一層の受入れなどにより重症度、医療・看護必要度を高める必要がございますが、井田病院におきましては、地域で重症度は高くなくとも入院を必要とする患者の受入れに積極的に取り組むことで地域医療を支えていることから、地域の医療需要等も見極めながら、引き続き検討してまいります。

次に、地域医療体制確保加算2及び外科医療確保特別加算につきましては、若手の医師数が減少しており、かつ医療提供体制の確保が必要とされている診療科の医師の給与体系に、他の診療科の医師とは異なる特別な配慮を行うことや、他の保健医療機関と連携した専門研修の実施や高度な医療に関する機能分化等の協議など、多くの要件が定められてい

るところでございます。市立病院において、現時点では未算定でございますが、これらの加算は対象となる診療科医師の処遇改善に加えて、市立病院の収益向上にもつながることから、川崎病院におきましては、各要件に対する他病院での対応状況を調査した上で、速やかに実施してまいります。次に、地域医療体制確保加算2の効果額につきましては、川崎病院で約1,300万円、多摩病院で960万円と試算しております。井田病院は急性期一般入院料2を算定していることから対象外となっております。また、外科医療確保特別加算の効果額及び医師の手当の増加額につきましては、対象とする診療科やその他要件も含めて現在検討中でございますが、本加算の算定に当たりましては、一部の診療科の医師の給与に特別な配慮を行うことが要件となっていることから、市立病院に勤務する医師の中で、意欲の減退が起こらないよう、丁寧な説明を行うなど、院内の合意形成を図っていく必要があるものと考えております。また、その実施に当たりましては、病院局企業職員特殊勤務手当支給規程の改正が必要になると考えておりますが、具体的な内容につきましては、他の公立病院等の事例を参考にしながら検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 池之上健一登壇〕

○上下水道事業管理者 池之上健一 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、料金・使用料改定の方角性についての御質問でございますが、行財政改革の今後の取組についてでございますが、上下水道事業中期計画期間中においては、基幹管路の更新におけるパイプ・イン・パイプ工法の採用により約30億円、入江崎水処理センターにおける大規模太陽光発電設備によるP P A事業により約1.3億円の削減効果等を見込んでいところでございます。次に、将来の水需要についてでございますが、本市では、令和17年度頃まで人口増加を見込んでおり、調定水量全体としては、当面は微増を、その後は人口減少により長期的には減少を見込んでいところでございます。次に、水道事業の財政収支見通しにおける乖離の理由につきましては、収支を時点修正したことによるものでございまして、1点目として、収支上の令和7年度の額を予算額から令和8年度予算書掲載の予定損益計算書または予定貸借対照表をベースとした額へ更新したこと、2点目として、一般会計繰入金について、新たに災害・安全対策事業費出資金に係る繰入額を計上したこと、3点目として、国庫補助金について、交付要件の拡充に伴う重要施設配水管と水道管路強靱化推進事業分を計上したこと、4点目として、内閣府が公表する物価上昇率、賃金上昇率、金利の予測計数の最新のデータに基づき、費用を算出し直したことでございます。次に、今後の投資についてでございますが、浄水場などの水道施設につきましては、耐震化が完了していることから、令和9年度には千代ヶ丘配水塔や鷺沼配水池の老朽化対策の完了を目指すとともに、令和10年度には細山配水塔の健全度調査を行い、必要な対策を実施してまいります。水道管路につきましては、延長約2,560キロメートルであることから、引き続き、警察署などの重要施設への供給ルートを優先するなど、計画的に更新を行い、耐震化を進めてまいります。また、口径400ミリメートル以上の基幹管路につきましては、耐震化率は高いものの老朽化が進んでいることから、バックアップ管路の整備を重点的に進めながら、更新を行ってまいります。次に、管路耐震化についてでございますが、水道管路の耐震化率につきましては、令和6年度末時点で44.1%となっており、この水準は類似団体と比較しても上位に位置しており、今後は、年間35キロメートルを目標にして、

着実に耐震化を推進してまいります。次に、施設の老朽化対策についてでございますが、浄水場につきましては、再構築事業により平成28年に更新を完了しており、配水池などの施設につきましては、健全度調査により実耐用年数を的確に見極めた上で、計画的な更新及び長寿命化対策を実施しているところでございます。次に、企業債の元利償還の見通しについてでございますが、内閣府が示す予測計数の下、企業債借入利率につきましては、10年債または40年債で、それぞれ令和9年度以降2.3%、または3.3%からの段階的な上昇を見込んでおり、支払い利息は、令和6年度決算額で約9億円のところ、料金算定期間の最終年度である令和11年度には約16億円となっており、7億円の増額を見込んでいるところでございます。

次に、経営審議委員会での議論についてでございますが、改定率につきましては、同委員会に設置した学識経験者で構成する検討部会では、安定的な経営基盤を構築するという共通認識の下で議論が進められ、様々な意見があったものの、最終的には36%となったところであり、あわせて川崎市において料金改定の具体的な検討を行う際は、安定的な経営基盤を構築する観点のみならず、低廉な生活用水への配慮とのバランスも考慮すべきであるとの提言をいただいたところでございます。なお、団体推薦や公募市民の方からは、36%という改定率は高いといった率直な意見のほか、説明を聞けば改定の必要性は理解できるが、市民がその必要性を自分事として捉えられるような分かりやすい広報が重要といった意見もあったところでございます。

次に、料金等改定の影響についてでございますが、該当施設の標準的な水道メーターの口径と水道、下水道、それぞれの平均的な使用水量における試算では、水道料金及び下水道使用料はともに月約3,000円の増額となるところでございますが、料金等の改定は市民生活のみならず、事業の運営にも密接に関わりますことから、施設を所管する部署とも協議し、その影響を踏まえた上で、9月開催の市議会定例会へ改正条例議案の提出を予定しているところでございます。次に、下水道使用料改定による増収額についてでございますが、必要な使用料改定率は10%台前半としており、仮にその最大値である14%改定を行った場合の単年度当たりの増収額は約30億円程度となるところでございます。次に、水道事業における施設減免につきましては、下水道事業における実施の経過などを踏まえ、関係局と協議してまいりたいと考えております。次に、市民周知についてでございますが、料金改定の必要性について市民の理解を得ることは大変重要であり、これまでも区役所行政情報掲示モニターやアゼリアビジョン等で広報動画を発信する取組や、答申について市政だよりの掲載等を行ってまいりました。環境委員会で御報告した料金、使用料改定の方向性につきましては、その内容を分かりやすく市ホームページに掲載した上で、広報紙「かわさきの上下水道」6月号をはじめ、検針票の裏面やかわさき上下水道アプリを活用して情報発信してまいります。また、広報紙につきましては、11月号に加え、3月号においても改定内容の周知を行うことを予定しており、今後も市政だよりやトレインチャンネル等の様々な媒体の活用を視野に入れた広報を展開するなど、市民理解の一層の醸成を図ってまいります。

次に、国際情勢における影響についての御質問でございますが、令和8年度の収支につきましては、動力費や光熱水費、薬品費などの単価が上昇していることで維持管理経費に係る支出の増加が見込まれており、悪化の影響を受けるものと考えております。

次に、専決処分についての御質問でございますが、初めに、本事案につきましては、工業用水道事業の連絡管整備に要する予算に関するものであり、送水管の更新が遅延した場合には、市内の経済活動や市民生活にも多大な影響がありますことから、地方自治法にのっとり、必要な手続を行ったところでございます。次に、再発防止につきましては、事業執行部門と財務部門との連携を強化するとともに、財務に関する研修に必要な内容を盛り込むなど、事務の改善を図ったところであり、今後もこうした取組の実践により、事務ミスの防止に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 総務企画局長。

〔総務企画局長 宮崎伸哉登壇〕

○総務企画局長 宮崎伸哉 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、内部統制についての御質問でございますが、このたびの財政局の通知につきましては、明らかになった支払い遅延の事案を踏まえ、総務企画局と事前に調整した上で発出してありますが、今回の支払い遅延によって、事業者等に多大な影響が生じていることから、昨日、市長名で発出した職員の服務規律の確保と公務員倫理の確立に関する通達において、事業者への支払い遅延等を追記するとともに、今後、各局区等に対して行う不祥事防止研修において、適正な支出事務について改めて全庁に周知するなど、引き続き関係局区等と連携しながら内部統制を推進してまいります。次に、令和7年度内部統制評価報告書につきましては、本年3月31日を評価基準日としており、本事案は評価基準日の後に判明、対応したものであることから、翌年度作成する報告書において、発生した運用上の不備の評価を行い、その内容及び原因、再発防止策等について庁内で議論を進めた上でしっかりと記載し、内部統制の推進に活用してまいります。

次に、中東情勢の影響についての御質問でございますが、本年4月及び5月に市内の業界団体及び事業者に対して行った中東情勢に関する影響調査では、価格上昇や石油関連製品の調達困難等の影響が生じているとの回答が様々な業種の事業者から寄せられ、経営状況が悪化している小規模事業者もあるとの情報を得ているところでございます。物の調達につきましては、現在、関係省庁が主体となって流通の目詰まり対策を実施しておりまして、市内の事業者にも国の相談窓口を御案内するとともに、本市といたしましても、国に積極的に情報提供を行っているところでございます。また、厳しい経営環境にある中小事業者を支援していくことが必要と認識しておりますことから、このたび成立した国の補正予算による重点支援地方交付金を活用し、市内事業者の経済活動に支障が生じないように、関係局と連携しながら迅速に対応してまいります。

次に、重点支援地方交付金についての御質問でございますが、当該交付金の活用にあたりましては、国において特に活用すべきメニューが示されることが通例であり、その趣旨や市内の社会経済状況を総合的に勘案しながら、関係局と連携し、活用事業を検討してきたところでございます。今後、さらなる交付金の拡充が示された場合には、その趣旨や配分額、社会経済情勢、国や県の動向、事業の効果等、様々な要素を総合的に判断しながら、活用事業を検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 井口拓也登壇〕

○財政局長 井口拓也 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

中東情勢の影響等についての御質問でございますが、燃料費をはじめとした価格高騰などによる本市財政への影響につきましては、先行きが不透明でありますことから、引き続き、関係局と連携しながら社会経済情勢の変化等を注視し、臨機に対応してまいります。次に、補正予算につきましては、このたび国会で補正予算が成立し、重点支援地方交付金が計上されたことや、厳しい経営環境にある市内中小事業者の実情などを踏まえ、必要な対応を検討しているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、住宅宿泊事業についての御質問でございますが、民泊の管理方法や実態把握等につきましては、旅館業法との整合、騒音や事業系廃棄物処理、建物の安全設備に関する助言、消防面における安全確認など多岐にわたる対応が必要なことから、全庁的な連携が重要であると認識しております。本市では、民泊事業の適正な運営を確保するために住宅宿泊事業連絡調整会議を設置しており、庁内の関係局区と役割を分担の上、宿泊日数が法定上限を超えた可能性がある場合の現地確認など、民泊施設運営の実態把握及び適切な管理に向けて、連携して対応に当たっているところでございます。住宅宿泊事業法に基づく届出がなく旅館業法違反となるいわゆる無届け民泊につきましては、現時点では具体的な問合せは寄せられておりませんが、騒音等の苦情を含め問合せがあった際には、関係局区と連携し、情報共有を図りながら、関係法令に基づき適切に対応しているところでございます。条例制定につきましては、他の自治体における条例制定による規制強化等の背景を把握するとともに、本市における民泊の実態を引き続き把握し、整理する必要があるものと考えております。本市といたしましては、住宅宿泊事業連絡調整会議において、規制を強化した自治体の状況について情報共有を図るとともに、把握した課題への適切な対応について協議してまいります。民泊に対する苦情等につきましては、住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業者が適切かつ迅速に対応しなければならないとされておりますが、本市といたしましても、民泊に対する相談があった場合に適切に対応することが必要であると考えておりますので、問合せ内容に応じた本市の連絡先を市民の皆様に分かりやすく周知する方法について関係局区と調整してまいります。

次に、北部市場機能更新事業についての御質問でございますが、事業契約締結時期が再延期になった理由につきましては、本事業が長期事業であることや幅広い提案を受ける性能発注の形式を取っていることに加えて、近年の物価変動や社会情勢の変化等も影響したことで、事業契約締結に向けては、実務的な事業実施を見据えた要求水準に対する相互認識の確認、リスク分担の整理など、安定的な事業推進の確保を図るため、さらなる協議調整の必要が生じたものでございます。現状の協議の論点と進捗状況につきましては、主に物価変動への対応、維持管理内容及び場内事業者対応等に関する認識やリスク分担等について事業者と協議しているところでございますが、現在も双方の認識の共有に至っていない事項もあり、厳しい状況ではございますが、令和8年12月の契約締結に向けて協議を継続してまいります。国庫補助金の採択に向けた働きかけにつきましては、昨年度の国への要請に加え、現在、強い農業づくり総合支援交付金等の活用に向けて、国や県の担当者と現場視察を通じて施設状況や整備計画の共有を図るなど、実務的な協議調整をしていると

ころでございます。補助金の採択に向けましては、国の補助金に関する最新の動向等を注視しながら、引き続き国や県と協議調整するなど取組を進めてまいります。場内事業者の意思の確認につきましては、基本計画検討時から現在までに場内事業者の経営計画や事業継続の意向を確認しておりますが、今後、場内事業者のさらなる安定的経営の確保等に向けて、決算資料に基づく個別面談や産地情報の共有に向けた意見交換会などを実施するとともに、設計後に明らかになる概算の整備費用や施設使用料等を踏まえ、場内事業者の経営の方向性や事業継続の意向を引き続き確認して、議会に報告してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 鹿島 智登壇〕

○健康福祉局長 鹿島 智 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、内部統制についての御質問でございますが、本件につきましては、令和7年9月に開催された全国民生委員児童委員大会に参加するための費用として130万2,000円を川崎市民生委員児童委員協議会に支出するに当たり、これまでの委託料から補助金に変更する必要がございましたが、事務処理に時間を要したため、適切な時期に支出ができなかったものでございまして、所要の手続を経て、本年5月27日に支出を完了したところでございます。なお、契約行為を伴うものではないことから、遅延損害金は発生しておりません。今後につきましては、速やかな事務執行及び組織的なマネジメントを徹底することで、同様の事案が生じないよう努めてまいります。

次に、包括的な相談支援等についての御質問でございますが、複合的な課題のある方への支援におきましては、関係機関が担うべき役割を相互に理解し合うとともに、それぞれの支援内容や経過を共有しながら連携していくことが重要であると考えております。地域包括支援センターをはじめとした多くの支援者がこうした認識を十分深められるよう、多機関連携支援モデルを活用した研修を継続していくとともに、様々な関係機関が情報共有や課題検討を行う機会の充実を図るなど、地域ケア会議等を活用しながら多機関連携の強化に努めてきたところでございます。また、高齢分野における三次相談につきましては、地域リハビリテーションセンターでは、障害者の相談ニーズの増加に対応せざるを得ない状況であることから、当面の対応として、総合リハビリテーション推進センターにおいて地域包括支援センター等の後方支援を行っております。今年度から区役所の相談支援機能の強化を図るため、専門職の配置を充実するとともに、地域とのネットワークづくりや人材育成を進めるため、総合リハビリテーション推進センターの体制強化を図ったところでございまして、次期かわさきいきいき長寿プランにおきましても、支援困難ケースや複合的な課題に対する支援における助言や調整機能のさらなる充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、介護支援専門員についての御質問でございますが、第9期計画期間におきましては、川崎市介護支援専門員連絡会との意見交換等を踏まえ、人材の確保と定着の観点から、家賃補助制度の対象職種を拡充したほか、新たに介護支援専門員の資格更新に係る受講料全額補助、カスタマーハラスメントに係る相談窓口の設置等を行ったところでございます。これらの取組や国の制度改正等により、令和7年度の居宅介護支援事業者調査において、ケアプラン作成の新規依頼があった場合に、どの程度対応できる体制にあるかの問いに対

して、「対応できる体制にない」との回答は、令和4年度25.2%から令和7年度14.1%へ減少したところでございます。第10期計画につきましては、社会保障審議会における介護支援専門員の法定外業務や介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みの廃止等の議論等を踏まえ、引き続き、介護支援専門員連絡会との意見交換等により、人材確保や質の向上の取組を推進してまいりたいと存じます。

次に、介護予防ケアマネジメント等についての御質問でございますが、地域包括支援センターが介護予防、重度化防止に資する効果的な支援に注力できるよう、令和6年の国の要綱改正を踏まえ、リハビリ専門職による短期集中サービス等を利用する場合は、ケアプラン作成を一部不要とする等の見直しを令和7年1月から行っております。加えて、質の向上に向けた取組といたしまして、地域包括支援センター職員等に対する介護予防ケアマネジメント従事者研修の内容の充実を図るとともに、自立支援に資する多職種連携による総合的支援の推進に向けて、地域リハビリテーション支援拠点との連携強化に取り組んでいるところでございます。また、介護予防ケアマネジメントにつきましては、居宅介護支援事業所が直接実施することが可能となっており、本市におきましては、本年4月時点で11事業所を指定しております。

次に、高齢者とペットの問題についての御質問でございますが、高齢者の飼い主が入院や死亡などでペットが取り残されることがあり、そのペットの受入先を探すことは、関係機関や関係者の大きな負担になっているものと認識しております。こうした際に、ケアマネジャー等が早期に適切な相談先につなげられるよう、川崎市介護支援専門員連絡会との意見交換の場を通じて、適切な相談窓口を御案内しているほか、飼い主に対しては、ペットの未来を守る備えとして、終生飼養の啓発やペットが取り残された際にお世話をお願いできる方の連絡先等も明示できるパンフレットを新たに作成したところでございまして、引き続き、関係機関等とも連携しながら普及啓発等に取り組んでまいります。また、次期かわさきいきいき長寿プランの策定に当たりましては、ペット飼養をはじめ、社会環境の変化等により多様化する高齢者などの課題にも対応していけるよう検討してまいりたいと存じます。

次に、介護医療院についての御質問でございますが、介護医療院の設置運営法人の公募につきましては、重篤な身体疾患のある要介護者等が入居するⅠ型の整備を進めるため、令和6年度に公募を2回、令和7年4月の公募では、既存病床からの転換、さらに10月の公募では、これまで対象としていなかった介護老人保健施設相当以上のⅡ型を加え実施しましたが、いずれも応募がございませんでした。そのため、川崎市介護老人保健施設連絡協議会のほか、他都市で運営実績のある法人や日本介護医療院協会等に対しヒアリングを実施したところ、人材の確保や新たなサービスに参入することへの不安などの課題を把握したところでございます。今後につきましては、他都市において、施設全体ではなく一部フロアのみ転換した事例があることを踏まえ、公募に向けた条件について検討し、早期に公募を実施してまいります。また、第10期かわさきいきいき長寿プランにつきましては、中長期的な地域の人口動態、川崎市高齢者実態調査等の介護ニーズの見込みや市内の介護老人保健施設に対する意向調査の結果等を踏まえ、必要な方が入所できるよう目標整備数の検討を行ってまいります。

次に、第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版についての御質問ござい

すが、各目標値につきましては、入所施設からの地域移行や福祉施設から一般就労への移行において、目標を上回って達成するなど、おおむね計画どおり進捗しているところでございます。一方で、相談支援体制の充実強化や障害福祉サービス等の質の向上において、一部目標を下回っていることから、身近な地域で質の高い相談支援を受けられるよう、相談支援体制を充実するほか、障害福祉サービス事業所等への運営支援等の取組を通じ、支援の質の向上を図っていくことで、障害のある方の地域生活を支えていく必要があると考えております。

次に、相談支援体制についての御質問でございますが、本市におきましては、現行計画に基づき、一次から三次までの相談機関において、重層的な相談支援体制の構築に向けた取組を進めております。具体的には、サービス利用の調整等につきましては指定特定相談支援事業所が担い、日常生活上の相談や権利擁護、虐待対応等につきましては区役所及び障害者相談支援センターが、さらに高度な専門性を要する相談につきましては地域リハビリテーションセンターが対応することとしております。ここ数年における障害者数や障害福祉サービス利用者の増加等に伴い、二次相談機関である区役所や障害者相談支援センターにおいても、サービス利用に関する相談対応に追われ、本来の役割を十分に発揮しにくい状況にあるものと認識しております。また、指定特定相談支援事業所の不足に加え、各相談機関が担うべき役割の整理、調整等が課題となっていることから、相談機関の役割の最適化に向けた検討を進め、特に区役所の業務整理や障害者相談支援センターの機能強化に取り組んでいるところでございます。

次に、計画相談支援についての御質問でございますが、計画相談支援を担う指定特定相談支援事業所につきましては、報酬単価が低いことなどを背景に事業所数が十分に確保されておらず、その結果、相談支援センターの負担が増大していることから、本市といたしましては、21大都市主管課長会議の場を通じて、国に対し、報酬体系の見直しについて継続的に要望を行っているところでございます。このような状況の中、本市独自の取組といたしましては、事業所に対する補助制度を実施し、事業所の人材確保や経営の安定化を図っているほか、県との連携により実施する事業所向け開設セミナーにおいて、制度の概要や報酬体系、支援制度について丁寧に説明することで、新規事業者の参入促進につなげているところでございます。また、障害福祉サービスにおけるセルフプランにつきましては、相談支援専門員や相談支援事業所の不足のため、計画相談の利用が促進されないことが課題となっていることから、次期計画においては、計画相談支援の利用率向上を重要な取組として位置づけるための検討を進めております。相談支援事業所の受入れ体制の拡充を図る観点においては、現行の補助制度についての効果検証を行い、事業所の新規参入や体制強化と計画相談件数の増加に資する取組や、セルフプランから計画相談への移行が円滑に進む仕組みについても検討してまいります。今後につきましても、利用者一人一人の状態像やニーズに応じたサービスの提供に向けて、相談支援体制の充実に努めてまいります。

次に、障害児支援利用計画についての御質問でございますが、発達に心配のある児童を対象とした子ども発達・相談センターにおきましては、専門職による様々な角度から見立てた支援の方向性を示した支援方針を保護者に交付し、この支援方針を基に、区役所において福祉サービスの支給決定を行っております。この支援方針は、制度上セルフプランに分類されますが、専門職による十分なアセスメントが行われるなど、質が担保された計画

であることから、望まないセルフプランとは異なるものと認識しております。一方、複数のサービスの利用を希望するなどの計画相談の利用を望む方に対しては、指定障害児相談支援事業所の相談につながるよう、相談支援体制の充実にに向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、計画相談支援の目標値についての御質問でございますが、計画相談支援の利用者割合につきましては、次期計画における目標値の設定に向けて調整を進めてまいります。一方、障害児相談支援の利用者割合の次期計画への設定につきましては、障害者手帳の取得に至らない児童の保護者からは、計画相談作成に伴う自宅への訪問や定期的なモニタリングを敬遠される傾向にあることから、計画相談件数に加え、子ども発達・相談センターによる支援方針の件数も活用するなど、目標設定について検討してまいります。

次に、地域生活支援拠点施設についての御質問でございますが、地域生活支援拠点施設の整備につきましては、生活介護や短期入所等の機能に加え、送迎車両の駐車スペース等の確保ができる十分な広さの土地を必要としております。幸区及び多摩区における候補地につきましては、この間、検討を重ねてきたところでございますが、引き続き、市有地だけでなく公的機関が保有する土地や民有地における整備の可能性等を踏まえながら、候補地や整備手法等のめどが立ち次第、整備予定時期の公表とともに、速やかに整備を進めてまいります。

次に、障害者支援施設についての御質問でございますが、障害者支援施設につきましては、神奈川県による総量規制により新規開設等が行えず、ほぼ満床状態が続いている状況にあります。そのため、本市といたしましては、県に対して定員数の拡大と県内施設に空床が生じた場合の政令市等を含めた入所調整を行う仕組みを構築するよう要請してきたところでございます。このような状況において、今年度から県において圏域ごとの障害者支援施設の利用に係る協議の場を設置し、県内における入所調整の仕組みの構築に向けたモデル事業を実施する旨を伺ったところでございます。今後につきましては、県における新たな取組を注視するとともに、速やかに本市の要請事項が実現するよう、引き続き必要な対応を行ってまいります。

次に、障害のある方の生活ニーズ調査についての御質問でございますが、主な介助・支援者が父または母のうち、年齢が60歳以上の回答数は775件で全体の約38.9%となっておりますが、本調査は、障害のある方の状況や将来に向けた希望等を把握する質問を中心に実施していることから、介助者等の意向につきましては、今後実施する親の会等へのヒアリング等の機会を通じて改めて把握してまいります。次期計画への反映につきましては、国が示す指針等を参考に、ヒアリング結果を踏まえ、障害のある方が地域で安心して生活することを支援する機能の充実等について検討してまいります。

次に、障害児通所支援事業所における不正請求についての御質問でございますが、今回の不祥事が長期間発覚しなかったことにつきましては、本市が確認した主な不正行為が、実際には行っていないサービス提供を行ったように実績記録票を改ざん、偽造し、水増し請求等を行ったもので、利用上限日数の範囲内における請求であったことから、給付費請求の審査においては、把握が困難なものでございました。また、本市におきましては、昨今の事業所数の増加やコロナ禍等の影響により、国が目安としている3年に1回以上の運営指導を実施できなかったことも要因の一つと考えているところでございます。再発防止

策の次期計画への反映につきましては、現行計画では指導等の適正な実施による事業所の質の向上と適正な運営確保を図ることを記載しておりますが、今回の事案を踏まえた対策等について検討してまいりたいと考えております。運営状況の定期的な把握につきましては、サービス利用者から利用状況を確認する手法や他都市の状況を調査するなど、事業所数の増加にも対応できるよう、効率的かつ効果的な実施手法を検討してまいりたいと考えております。

事業者からの廃止届につきましては、児童福祉法において拒否する規定がないことから廃止届を受理したところでございますが、今回のような事案に対し、拒否することが可能となるよう、国に対して要望しているところでございます。また、本市といたしましては、監査期間中に提出された廃止届の取扱いや監査期間を区切った段階的な処分の実施方法等について調査してまいりたいと存じます。返還金の未収に係るこの間の本市としての対応につきましては、児童福祉法等の規定に基づき、預貯金調査や法人の決算資料の確認等を行い、返還能力はないものと判断しているところでございます。このたび警察署に対し、正式な告訴に向けた相談を始めたことから、今後につきましては、警察の調査等に協力をする中で、法人における資金の流れなどが判明することを期待するとともに、調査の経過等を踏まえながら、必要に応じて弁護士へ相談するなど、民事訴訟についても検討してまいりたいと考えております。支給決定を受けた保護者等がサービスを利用するに当たっての手続や利用の流れ等を御理解いただくことが重要であると認識していることから、他都市の好事例等を調査研究するとともに、区役所や関係機関と意見交換を行うなど、さらなる情報提供の充実に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、事業者への支払いについての御質問でございますが、児童相談所においては、一時保護中の児童に対し、給食やおやつを提供するため、その食材料については地域の事業者から調達しておりますが、一時保護件数の増加や昨今の食材料費の高騰等により予算に不足が生じ、目間での予算流用等の対応が必要になったものでございまして、関係局への協議において、局内における不足見込額の把握に時間を要したことや、その状況が上位職へ共有されないなど、局としての判断や対応に時間を要したことから、令和7年12月分から令和8年2月分までの約700万円について、支払いが遅れたものでございます。本年5月13日に支払いを行い、事業者を訪問し、支払いが遅れたことの謝罪と遅延損害金を請求できる旨を事業者にお伝えし、請求の意思がないことを確認したところでございます。今後につきましては、各所属における不適切な事務処理により事業者へ御迷惑をおかけしないよう、速やかな事務執行と組織的なマネジメントを徹底し、適切に対応してまいります。

次に、子ども・子育て支援についての御質問でございますが、核家族化の進行や就労・経済状況の変化、地域とのつながりの希薄化等を背景に、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加していることなどから、これから結婚や出産を迎える世代や子育て中の世代が安心して子どもを産み育てられる、子育てが楽しいと思えるよう、切れ目のない総合的な子育て支援を推進していく必要があると認識しております。昨年度策定した第3期川崎市子ども・若者の未来応援プランでは、トータルに切れ目のない支援が行えるよう、かわさき

子育て応援パッケージとして、ライフステージに応じた本市の支援策について、市民の皆様に分かりやすい形でお示ししているところですが、今後も子育てニーズのさらなる多様化、複雑化に対応していくため、引き続きこれらの取組を推進するとともに、時間帯や支援方法など、支援の選択肢を広げるような取組につきましては、民間事業者からアイデアやノウハウ等を御提案いただき、柔軟に取り入れていく姿勢も重要であると考えておりますので、関係部署と連携しながら、様々な形での官民連携について検討してまいりたいと存じます。

次に、こども性暴力防止法についての御質問でございますが、対象事業者につきましては、認可保育所や認定こども園、児童養護施設などは義務対象として、許可外保育施設や放課後児童クラブなどは認定対象として位置づけられているところでございます。必要な手続につきましては、犯罪事実を確認するためのシステムへの登録のほか、従事者等への制度周知、就業規則や採用募集要項等の見直し、研修などがございます。所管する義務対象事業者については、システム登録のための事前手続と併せて制度の周知を行っておりますが、今後、国の通知等に基づき、さらなる周知を図ってまいります。また、認定対象事業者については、認定取得による保護者の安心感や事業者の信頼性向上につながる効果等の周知を図るなど、今後、国から示される予定の事務手続マニュアル等を踏まえて対応してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、道路等における暑熱対策についての御質問でございますが、本市におきましては暑熱対策に寄与する取組として、これまでも街路樹の整備のほか、駅前広場のバス停やタクシー乗り場等の滞留が多い箇所における上屋の整備を行ってきたところがございます。道路等へのシェード等の設置につきましては、設置スペース等の物理的な条件、歩行者等の視認性の確保や安全性、維持管理などの課題があり、また、暑熱対策は道路に限らず全市的な課題と認識しておりますので、海外や他都市の事例等について、関係局と連携しながら確認してまいります。

次に、自転車通行環境整備についての御質問でございますが、本市におきましては、自転車利用の多い駅周辺の道路や自転車関連事故が多い危険箇所などを対象に、矢羽根や自転車マークの路面標示で通行位置や進行方向を明示するなど注意喚起に努めているところがございます。その中で、主要な幹線道路において自転車関連事故が多く発生していると認識しているところがございます。次に、大型車混入率が高い路線や主要な交差点等における矢羽根などの設置につきましては、交通量や車線構成、交差点形状等を総合的に勘案し、整備を進めることが必要であると考えており、交通管理者と協議の上、整備を進めております。次に、片側3車線以上で第1車線が左折専用通行帯となっている箇所につきましては、制約条件がある中、安全対策が必要なため、矢羽根の設置などに取り組んでいるところがございます。今後とも交差点の状況に応じて対策が必要と考えておりますので、交通管理者と連携しながら現地を確認し、注意喚起などの対応可能な対策について検討してまいります。次に、道路管理者が異なる通行環境整備につきましては、各管理者が国のガイドラインや個別計画に基づき整備形態や整備時期を決定していることから、道路管理

者間での連携も必要であると考えており、それぞれの整備の進捗や状況に応じて適宜確認や調整を図りながら進めてまいります。次に、安全な通行環境の確保につきましては、自転車等の安全な利用に向け、重要であると考えております。このため、道路改良や拡幅に合わせた通行環境の整備や関係局区と連携したマナー啓発などに引き続き取り組むとともに、他都市の事例なども参考にしながら、ハード、ソフト両面からの対策について工夫してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 大山啓祐登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 大山啓祐 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

G X戦略地域制度についての御質問でございますが、初めに、事業計画書の洗練等に向けた対応については、本年夏頃に予定されている国の最終審査では、申請時に提出した事業計画の経済合理性、実現可能性を高める必要があると認識しております。現在、本市とともに申請した関係者と連携しながら検討を行っているところでございますので、引き続き、G X戦略地域制度の認定に向け、全力で取組を進めてまいります。次に、国の事業化促進事業につきましては、コンビナート等再生型の有望地域において、個別企業の事業実施に向けた取組に対し、国が一定の補助を行うもので、現在公募が行われております。本市におきましては、G X戦略地域において事業を実施する予定の企業が複数申請を検討しているところでございまして、本市も連携協力しながら事業に必要な補助金獲得を目指してまいります。次に、土地利用方針につきましては、今後、G X戦略地域制度に基づく国の支援制度の動向や扇島地区の一部土地利用開始、物価や税収等の変動を踏まえ、投資回収シミュレーションをはじめとする土地利用方針の内容について適切な時期に見直しを行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、浸水対策についての御質問でございますが、公共建築物等における浸水対策につきましては、昨年9月11日の大雨を受け、本市所管施設の浸水対策の状況を確認するために行ったアンケート調査において、調査期間の最終日である本年4月14日時点では311件でハード対策が完了していることを確認しており、その後も各局区で取組が進められ、5月末までにはさらに215件の施設において対策が完了したことを確認しておりまして、今年度末までにも27件の施設でハード対策が完了する見込みとなっております。残る160件の施設につきましては、民間からの借受け施設のため対策実施には施設所有者との協議が必要であるといった課題や、設備工事の予定に合わせて対策を行うなどの理由により、対策を進めるのに一定の期間を要するなど、施設の状況を踏まえた対策が必要であることを確認しておりますので、今後も、各局区と連携して取組を進めてまいります。

次に、防災気象情報についてでございますが、変更内容につきましては、本市の避難情報の発令の判断や動員体制及び市民の避難行動に直接影響するものであり、内水氾濫に対する避難情報発令の考え方を整理したほか、土砂災害に対する動員の考え方を変更したもので、丁寧な周知啓発が必要と認識しております。今後、具体的な防災気象情報の変更

内容や災害の種別に応じた避難行動について、市ホームページ、防災ポータルサイト、SNS、防災アプリ、市政だより等の様々な媒体による広報を継続して積極的に実施するとともに、市民の方々に対しても直接ぼうさい出前講座などの機会を通じて周知してまいります。

次に、台風第6号への対応につきましては、昨年の浸水被害を踏まえ、区役所や小学校等の施設において、被害を未然に防ぐ措置として、土のうや止水板による対策が実施されたことを確認しております。また、6月3日、レベル3大雨警報の発表を受け、このたび整理した避難情報発令の考え方にに基づき、各区の対象となる地域に対して高齢者等避難を発令し、その後のレベル4大雨危険警報の発表を受け、川崎区、幸区、中原区及び高津区の対象となる地域に対して避難指示を発令したところでございます。

次に、耳で聴くハザードマップについての御質問でございますが、同サービスの標準の仕様で確認できるハザードマップは洪水、土砂災害、高潮、津波の4種類となっておりますが、内水氾濫の情報提供も災害の備えとして有用だと考えておりますので、今後、本市域で内水ハザードマップの情報が確認できるよう取り組んでまいります。

次に、避難所運営についての御質問でございますが、このたびの避難所運営マニュアル標準例の主な改定内容といたしましては、発災直後の既設トイレの取扱いや携帯トイレの使用方法など、発災初期のトイレに関する対応の修正や、夜間の視認性の改善に向け避難所敷地内の動線や災害用トイレ設置箇所に投光器を設置することなどの記載を追加したものでございます。次に、要配慮者への対応につきましては、避難所において、高齢者や障害のある方などに対し、専用のスペースを確保するなど丁寧な支援を行うことは重要であると考えておりますので、各区と連携し、自主防災組織への周知や避難所開設訓練における段ボールベッドの活用など、必要な取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 会計管理者。

〔会計管理者 谷村 元登壇〕

○会計管理者 谷村 元 会計室関係の御質問にお答え申し上げます。

事業者等への支払いについての御質問でございますが、内部統制の取組といたしまして、当室が一定期間、審査対象である令和7年度の支出命令の調査を実施した結果、6件の支払い遅延を確認したところでございます。なお、各局区等で生じた支払い遅延等の総数につきましては、8月に公表予定の令和7年度内部統制評価報告書に記載される予定と伺っております。また、支払遅延防止等に関する法律につきましては、地方公共団体を当事者の一方とする契約で、工事の完成、役務の給付または物件の納入に対し、対価の支払いをなすべきものが対象となっております。今般の事案につきましても、法定の支払い時期を経過しており、同法に抵触するものとされることから、当該局におきましては、法の趣旨を踏まえ、適切に対応を行う必要があったものと考えているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 病院局長。

〔病院局長 佐藤佳哉登壇〕

○病院局長 佐藤佳哉 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、病院事業の収支についての御質問でございますが、病院事業につきましては、令和5年8月に導入した川崎病院のエネルギーサービス事業の効果等により、光熱水費は

減少しているところがございますが、薬品や診療材料などの価格高騰による材料費の増加が見込まれることから、収支悪化の要因になるものと考えております。

次に、病院事業についての御質問でございますが、令和8年度予算におきましては27億円余の純損失を見込んでおり、その主な要因といたしましては、今般の診療報酬改定率が物価高騰や給与費の増に追いついていないこと等によるものと認識しております。改善に向けましては、この6月に実施された診療報酬改定による各種加算等の確実な取得やさらなる救急搬送の受入れ、地域医療連携の推進等の取組により収益を確保するとともに、仕様の見直しによる委託費の縮減、薬品や医療材料等のより安価な同等代替品への切替えや価格交渉の強化など、経費節減・抑制に努めているところでございます。次に、キャッシュフローの安定化につきましては、これまでも期末勤勉手当や高額医療器械の購入など、金額の大きな支払いの予定を適時適切に把握し、管理しているところございまして、今後も、他会計や金融機関からの一時的な借入れ、企業債の発行等により、資金不足を起こさないよう適切に対応してまいります。

次に、一時借入れにつきましては、年度内の一時的な資金不足に対応するために行っているものでございまして、当該年度内に償還することができない場合は、その金額を限度として借り換えることができ、1年以内に償還することが必要となるものでございますが、できる限りの縮減に努めてまいりたいと考えております。次に、昨今の金利上昇への対応につきましては、令和8年度予算における想定利率を2.75%とし、前年度から0.75ポイント増加して見込んだところでございます。引き続き、想定される政策金利の引上げなど、金融市場の動向を注視した上で対応してまいります。今年度の金利は、この間0.3%程度で推移しており、影響は軽微なものとなっております。次に、一般会計繰入金につきましては、総務省が示す繰出基準に基づき、政策的医療などの不採算部分等に対して実施しているものでございますが、物価高騰や給与費の増などに伴い、増加傾向となっております。今後も高度医療を含め、安定的かつ継続的に地域に必要な質の高い医療を提供していくため、関係局と協議しながら適切に調整するとともに、様々な取組による収益の確保や経費節減・抑制に引き続き取り組んでまいります。次に、川崎市立病院中期経営計画につきましては、現行の計画は令和6年3月に策定したものでございまして、その時点における社会経済情勢を踏まえ、令和9年度に病院事業全体で経常黒字を達成することを目標としておりますが、その後の急激な物価高騰や給与費の増など、計画策定時点では想定することができなかった状況の変化により、計画値と実際の予算額との間に乖離が生じたところでございます。来年度に着手する次期計画の策定に当たりましては、医療需要や受療行動の変容など、今後見込まれる市立病院を取り巻く状況の変化を的確に把握し、分析するとともに、今後、神奈川県において策定される新たな地域医療構想の内容も踏まえ、地域に必要な医療提供体制を安定的かつ継続的に確保していくために、市立病院が担う役割を精査し、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。次に、川崎病院につきましては、令和7年1月に川崎市立川崎病院改修計画を、令和8年1月に病院局4施設保全計画をそれぞれ策定し、病院施設の改修等に計画的に取り組んでいるところございまして、その進捗状況等を踏まえ、次期経営計画の策定作業の中で、今後の施設の在り方について整理してまいりたいと考えております。また、多摩病院につきましては、市の北部地域の中核病院として、小児救急を含む救急医療、急性期医療等を提供し、地域に求められる機能を

果たしていると認識しております。次期指定管理者につきましては、将来の人口動態や医療需要、他都市の状況等を踏まえ、川崎病院や井田病院も併せた市立3病院の今後の最適な在り方を整理する中で検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 消防局長。

〔消防局長 大友正人登壇〕

○消防局長 大友正人 消防局関係の御質問にお答え申し上げます。

公務員倫理の確立等についての御質問でございますが、このたびの逮捕事案につきましては、被害に遭われました方をはじめ、市民の皆様や関係者の方々に御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。消防職員は、公務外の行動についても高い倫理観が求められており、不祥事を引き起こせば市民の信頼を大きく損ない、消防行政への信頼の低下につながることから、組織として公務員倫理を確立していくことは大変重要であると強く認識しているところでございます。今回の事案を受け、直ちに全ての所属長に対し情報共有を行うとともに、所管部長が各消防署を巡回し、全職員に向けて、再発防止についての注意喚起を実施したところでございます。今後につきましては、公務員倫理の確立について通知するとともに、各消防署の副署長を集め会議を開催するほか、所属単位での自主考査の実施、各種研修における公務員倫理の確立に関する内容の充実等により、再発防止及び公務員倫理の確立に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、教員の逮捕事案についての御質問でございますが、第三者委員会の委員につきましては、犯罪学や組織ガバナンス等に詳しい学識経験者など、専門性及び中立性を踏まえた人選を想定しており、速やかな委員会の開催に向け、具体的な委員構成や審議期間等について検討を進めているところでございます。今後、児童生徒性暴力等の防止対策について、管理職のリスク管理や教職員の意識向上、児童生徒等への啓発などを含め総合的に検討し、その結果につきましては、校長会議や各種研修等を通じて各学校に周知するとともに、日々の指導や学校運営に生かすことができるよう、緊張感を持って取り組んでまいります。次に、教育委員からは、校長による初期対応の在り方、教職員と児童生徒との適切な関係性、教室等の視認性、教職員の認識を高める研修の必要性などについて厳しい御意見をいただいたところでございます。今後、第三者委員会での検討結果や教育委員からの御意見等を真摯かつ重く受け止め、一つ一つ確実に具体策へと落とし込みながら、児童生徒性暴力等の根絶に向けて、再発防止策を徹底してまいります。

次に、事務遅延についての御質問でございますが、事案の経緯につきましては、本年4月上旬に行った令和7年度の出納閉鎖に向けた局内の確認過程において、廃棄物関連委託業務に係る約5,000万円の支払いが未執行となっていたことが判明いたしました。担当職員に原因を確認したところ、委託契約業者から提出された完了報告書に不備があり、その修正に係る調整が不十分であったことから、修正済み報告書が提出されるまでに時間を要し、結果として11月から3月分までの支払いが執行されていなかったものでございます。このため、組織内において応援体制を構築し、連携して支出処理を進めた結果、出納閉鎖まで

に全ての支払いを完了しております。また、委託契約業者に対しましては、支払い完了の翌日に直接謝罪を行い、その際、遅延損害金の請求権を行使する意思がないことを確認しております。今後につきましては、完了検査及び支出処理に係る進捗管理の一層の徹底を図るとともに、事業者との確認や連絡を丁寧に行いながら、同様の遅延が生じないよう組織全体で取り組んでまいります。

次に、総合防災情報システムについての御質問でございますが、教職員を対象とした研修につきましては、災害時においてリアルタイムな情報収集と状況に応じた適切な対応を図るため、学校防災教育担当者である教員や管理職を対象に、システムの操作研修をオンデマンド形式等により本年6月から実施できるよう、危機管理本部と調整しているところでございます。

次に、部活動等についての御質問でございますが、初めに、このたびの調査につきましては、部活動における公共交通機関以外での移動手段の概要を把握するために実施したものであり、調査結果に基づき、現在、より詳細に状況を把握するための追加の聞き取りを行っているところでございます。その結果につきましては、安全確保策の検討において活用していくものであり、また、部活動における安全確保策については、遠征の移動手段を含む安全対策を一体的に示していくことが有効であると考えておりますので、国の通知等を踏まえながら、移動手段や契約時の対応等について整理した内容を学校を通じて適宜保護者等へお知らせするとともに、各学校における危機管理マニュアル等の改定を促すほか、かわさき部活動ガイドラインにその内容を追記してまいります。次に、校外活動における移動手段の安全確保につきましては、児童生徒が安全・安心に遠足、修学旅行等の校外活動等を実施する上で重要であると認識しており、教育委員会事務局においても、各学校の行程表等を把握しているところでございますが、今後予定している部活動の安全確保に向けた対応に合わせて、校外活動の移動時の安全確保策についても整理し、校長会議等を通じて周知してまいります。次に、危機管理マニュアルにつきましては、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全確保について、教職員が共通理解することが大切であると考えておりますので、各学校で適切に見直していけるよう、事務局が基本的な考え方を示してまいります。

次に、学校体育館空調設備整備等事業についての御質問でございますが、初めに、事業者選定につきましては、本事業は、空調設備の早期の整備及び効率的、効果的な維持管理を行うことで、学校の教育環境の改善及び避難所としての機能の強化を行うものであるため、選定に当たりましては、提案に対し、十分に議論を行った上で、適正に評価することが重要であると考えており、事業者選定評価委員会におけるプレゼンテーションの実施や委員による現場視察等について検討してまいりたいと考えております。地域経済の活性化につきましては、市内事業者の積極的な活用が重要であると認識しており、公表している要求水準書案の基本方針において、地域経済の活性化に寄与するために、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢とする旨を示して、選定時においても、市内事業者の積極的な活用を評価するなど、市内事業者の参画の促進に向けて取り組んでまいります。また、工事が重複することによる児童生徒の安全対策につきましては、極力工事が重複しない整備年次計画とした上で、やむを得ない場合につきましては、要求水準書案において設計段階から学校及び工事関係者と調整することを事業条件としており、十分に安全性を確保し

た上で整備してまいります。次に、VFMにつきましては、本年8月に公表予定の特定事業の選定においてお示しする予定でございますが、現時点では6%程度と見込んでおります。次に、債務負担行為の金額の詳細につきましては、主に本事業のサービス対価であり、そのほか、本事業のアドバイザー業務委託や一部従来手法による整備費用等が含まれております。次に、事業費のうち、物価上昇に伴う増額等、市と事業者のどちらの責めにも帰さないリスクにつきましては、事業者にとって参画することが困難とならないよう配慮するとともに、市の過度な負担とならないようにすることが重要であると考えており、本年8月の事業契約書案の公表に向けて精査していきたいと考えております。

次に、性能保証につきましては、要求水準書案においては、夏場に28度以下にできる能力の機器を整備の上、維持管理業務を行う最初の年度の夏に室内温度及び室外温度を専用機材により測定し、その後、性能の劣化の可能性がある場合は、性能を維持するための適切な対応を行うこととしております。次に、空調設備が十分機能しなかった場合のリスク分担につきましては、本市が本事業とは別に行った工事の影響等、本市の責めに帰すべき事由による性能の低下に関することは市の負担とし、空調設備の初期不良や通常劣化等による性能の低下に関することは事業者の負担としております。次に、停電時の稼働につきましては、要求水準書案において設置することとしている電源自立型GHPは、ガスが途絶しない限りにおいては、通常どおり空調運転が可能な機器となっております。なお、LPガスに関しましては、日常の使用において燃料が3日分より少なくなならないよう運用していくことを考えております。次に、既存体育館の断熱につきましては、学校施設長期保全計画に基づくものについては再生整備等の工事に合わせて断熱化を実施し、再生整備等の工事が無いものについては、令和15年度までに屋根の断熱または遮熱の工事を行うこととしており、空調能力はそれらの取組を考慮して設定しております。

次に、教員の未充足についての御質問でございますが、初めに、年度途中の代替教員の確保につきましては、重要な課題と認識しておりますので、安定的な学校運営を図るために、年度当初の未充足の解消に優先的に取り組むとともに、年度途中の代替教員の確保策の強化について検討してまいります。次に、新規採用者や20代の若手教員につきましては、近年、退職者が増加傾向であり、主な要因は、他自治体等への転職、精神疾患等による私傷病に伴う退職となっております。若手教員等の定着を図ることが重要であると考えておりますので、引き続き働きやすく魅力的な環境づくりに取り組むとともに、今年度から新規採用者に加え2校目異動者全員への巡回健康相談を実施してまいります。次に、未充足が生じている中学校につきましては、教員1人当たりの持ちこま数や担当する校務分掌の増加などにより負担が増しているものと認識しておりますので、非常勤講師等の新規配置や週勤務時間数の拡充によるマンパワー補填の取組を優先して進めてまいります。

次に、教員採用試験についての御質問でございますが、初めに、奨学金返還支援事業の効果検証につきましては、本事業が受験する際の動機づけや採用後の定着にどの程度寄与したかなどの状況を分析してまいります。また、今後の事業規模につきましては、効果検証の結果を踏まえるとともに、人材確保の状況や他都市の取組等も参考としながら検討を進めることが必要と考えており、より効果的な事業となるよう取り組んでまいります。次に、大学3年次在籍者推薦につきましては、本市では令和5年度実施の教員採用試験から全国的にも先進的な取組として導入していましたが、他都市においても同様の取組が広

がったことや、全国的に教員採用試験の受験者数が減少傾向にあることにより、応募者数が減少しているものと考えております。今後の取組といたしましては、大学からの推薦がなくても3年次に受験できる制度の導入を検討するなどの採用試験の工夫や、大学との連携強化による本市教員志願者の掘り起こしなどの人材確保策を進めてまいります。

次に、学校サポートプログラムについての御質問でございますが、初めに、採点システムの導入に係る検討状況につきましては、独自に導入している学校があることから、今年度は導入している学校に対しアンケート調査を行い、その効果を検証した上で、導入拡大に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。次に、業務改善等実践校での取組状況につきましては、今年度は、小学校12校、中学校10校を対象とし、業務改善等のノウハウの共有や意識改革を目的とした学校別のワークショップを開催しているところでございます。次に、実践校選定につきましては、多くの学校が国の定める時間外在校等時間の上限を超えている中で、教育委員会による業務改善等支援を希望する学校全校を選定したところでございます。各学校の取組の検証につきましては、今年度後半に予定している実践校の交流会や報告会を通じて、取組の実情や課題等を把握し、取りまとめを行ってまいります。次に、取組成果の適切な把握等につきましては、引き続き時間外在校等時間の把握、分析を行うとともに、実践校の教員への聞き取り等により、在校等時間を削減しながら、生み出した時間をいかに有効に活用できたか等を把握したいと考えております。また、参考となる実践事例をGIGA端末内の情報共有サイトなどにおいても共有し、教員の意識改革につなげてまいります。次に、全市展開に向けましては、在校等時間を削減すべく、環境整備や人材確保など、教育委員会事務局が行うべき取組を着実に進めるとともに、各学校の主体的な取組をしっかりと支えることが重要であると認識しております。現在、事務局職員が学校現場に入り込み、業務改善ワークショップを開催し、学校の主体的な取組を促すなど、実践校のチャレンジへの伴走支援を丁寧に行っており、これを毎年度順次拡大することで、全ての学校で教育の質の向上と学校現場の魅力の向上につながる働き方改革が実現するよう、引き続き取組を進めてまいります。

次に、教職員の健康管理についての御質問でございますが、長時間勤務者への産業医面接につきましては、時間外在校等時間が月80時間を超え、面接の申出があった教職員及び月80時間以下の場合でも本人または管理職からの面接の申出があった教職員のうち、疲労蓄積度自己診断チェックリストを提出し、産業医が必要と認めた者に対して実施しており、令和7年度は延べ415人対象者のうち、381人に行ったところでございます。面接の実施後には、産業医から各学校の管理職に報告書を送付するとともに、就業制限や医療機関の受診等が必要な場合は、産業医意見書を提供するほか、定期的に産業医や保健相談員がフォロー面接を実施しております。教職員に対する産業医面接につきましては、労働安全衛生法に基づき実施しているところでございますが、長時間勤務による健康への影響は大きいことから、長時間勤務者に対する面接指導の強化に向けた基準の設定と面接実施回数の増加等に対応するための産業保健体制の在り方を検討し、教職員一人一人が心身ともに健康で生き生きと働ける職場環境づくりを支援してまいります。

次に、学校の空調設備についての御質問でございますが、空調設備の点検につきましては、PFI事業者または委託業者によるシーズンイン点検を実施しており、今年度については4月から開始しており6月中の完了予定となっております。なお、シーズンイン点検

の結果、不具合等が確認された場合には、各学校の状況に応じて速やかに必要な対応を講じているところでございます。次に、空調設備が故障した際の教室の暑さ対策につきましては、実態把握を行いながら早急な修繕に努めてまいりますが、修繕までの間、夏季における児童生徒の健康保持のため、代替教室を使用するなどの対応を図っているところでございます。次に、空調設備の不具合等の未然防止対策につきましては、各学校で異常な振動や音の有無、外観の損傷の状況などの簡易的な点検を通じて、不具合が確認された場合には、可能な限り速やかに修繕等の対応を行っているところでございます。

次に、学校施設有効活用についての御質問でございますが、学校施設開放における校庭の利用時間につきましては、土日及び休日の9時から17時までを基本としておりますが、令和7年度において、暑熱対策等を理由に利用時間を前倒した学校が23校、延長した学校が22校、前倒しと延長のいずれも行った学校が14校となっております。次に、地域への周知等につきましては、本年4月に全ての学校施設開放運営委員会宛てに熱中症予防についての文書を発出し、施設開放時間の拡大を希望される場合は御相談いただくよう依頼したところでございます。ただし、開放時間を拡大する場合には、地域の方の御意見を十分に伺いながら慎重に進めるとともに、地域理解の醸成が必要であることから、今後とも利用団体の相談に応じ個別に対応するとともに、学校運営協議会等の場を通じて、地域関係者の声も伺いながら、熱中症予防に努めてまいります。

次に、教職員による児童生徒性暴力等への対応についての御質問でございますが、初めに、スケジュールにつきましては、現在行っている対象職種・事業の範囲の特定を夏頃までに行い、その後、法施行までに申請方法や工程を決定し、制度や犯罪事実確認に係る手続等について、従事者等へ確実に周知していく予定としております。県との調整状況につきましては、学校においては現職者の人数が多いことから、法施行後3年以内に確認することとされており、当該期間内での申請方法や工程について県と協議しているところでございます。次に、犯罪履歴が判明した場合の対応につきましては、該当者が新規採用の内定者である場合は内定取消し、現職者の場合は児童生徒と接しない業務等への配置転換を行うなど、法の趣旨にのっとり適正に対応してまいります。次に、教職員による児童生徒性暴力等への対応につきましては、綱紀粛正、服務規律の徹底を図るために、教職員による児童生徒以外に対するわいせつ行為も免職とする処分の厳罰化や、体罰防止研修に併せて実施した児童生徒性暴力の防止に係る研修、自主考査における各学校での課題や対応策の整備等の対応を行ったところでございます。また、再発防止策につきましては、安全・安心に学校生活を送れるよう、児童生徒が活動する場所への私用端末持込みを原則禁止し、警察OBであるスクールガード・リーダーを含めた学校施設の点検や児童生徒に対するアンケート等を行うとともに、臨時合同校長会議において、学校の初動対応やわいせつ防止等について周知徹底したところでございます。次に、心のケアの体制につきましては、大きな事件事故等が起こった学校においては、影響を受けた児童生徒、保護者、教職員への心のケアに加え、教育活動の継続と学校の日常運営の回復に向けた支援が重要であると認識しております。そのため、本事案のような緊急対応が必要な場合には、初期支援のためのスクールカウンセラーを学校に派遣し、心のケアに取り組むとともに、専門的な見地から情報提供や助言を行っているところでございます。次に、児童生徒が相談しやすい仕組み等につきましては、児童生徒自身の相談スキルが十分でないことなどから、自ら声を上

げにくい場合があることを認識しております。そのため、本市では、大人を介さず、匿名で容易に相談できるよう、GIGA端末のトップページに様々な相談窓口へ直接つながるリンクを配置することや、児童生徒の相談スキルの向上を図るため、SOSの出し方・受け止め方教育を全ての学校で実施する等、児童生徒が声を上げやすい体制の充実に取り組んでまいりました。今後につきましても、これらの取組を継続し、児童生徒が安心して相談できる体制づくりに努めてまいります。

次に、こども性暴力防止法の施行を契機とした教職員の理解促進につきましては、同法の施行を見据え、教職員一人一人が児童生徒との関係における立場や影響力を自覚し、不適切な関わりが重大な権利侵害につながり得ることを理解することが重要であると考えております。このため、今後予定している研修におきましては、同法の趣旨や学校設置者等に求められる責務に加え、児童生徒との適切な関係性、個別対応時の留意点、私的な連絡や写真、動画の取扱いなど、学校現場で起こり得る具体的な事例を取り上げ、国の動向や研修教材等も踏まえ、内容の充実を図ってまいります。次に、防犯カメラの設置を含めた新たな対策につきましては、日頃から児童生徒を性暴力から守る環境づくりを進めることは重要な取組と捉えておりますので、今後、第三者委員会の中で、ハード、ソフトの両面で様々な御意見を伺いながら、児童生徒に対する性暴力等の再発防止対策を総合的に検討してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 代表監査委員。

〔代表監査委員 川鍋雅裕登壇〕

○代表監査委員 川鍋雅裕 監査の観点からの見解と対応についての御質問でございますが、今回の事案につきましては、庁内調整に時間を要し購入代金の支払いに遅延が生じた等の不適正な事案であったと伺っており、このような事案が続いたことについて、本来あってはならないと考えているところでございます。監査において同じような指摘が繰り返されている現状には危機感を持っており、今後、監査結果の浸透及び再発防止に向けた取組をより一層進めてまいります。

○副議長 堀添 健 嶋議員。

〔嶋 凌汰登壇〕

○4番 嶋 凌汰 それでは、再質問いたします。

障害児通所支援事業所における不正請求について、市長に再質問します。今後、同様の不適切な事業運営が行われないためにも、本市として、悪質な事業者による不正行為を決して許さないという姿勢を明確に示す必要があります。監査体制の強化及び再発防止に向けた市長の決意を伺います。

次に、令和8年度の医科診療報酬の改定に関連し、事業管理者に再質問いたします。今回の改定に対し、川崎病院は地域医療体制確保加算2の該当を見込み、多摩病院は精査中とのことでした。さらに地域医療体制確保加算2の延長にある外科医療確保特別加算で見込む特定診療科の医師の手当の増額については、特定診療科以外の医師との勤務内容と給与の在り方の公平性を勘案する観点から、病院局企業職員特殊勤務手当の支給規程の改正で対応するとの答弁でした。この運用については十分に注視していきます。そこで、改めて病院局の医師の人事評価の在り方について伺います。医師の人事評価については、仕事の全体内容の評価ではなく、レセプトの稼働の評価、つまり診療の稼働額での評価がベー

スとなっており、診療報酬の稼働が低い科目、さらには不採算部門を担当する医師にとっては不公平な評価制度になっているとの意見を仄聞します。現行の人事評価制度の運用に課題はないのか、さらに、今回の診療報酬の改定を契機に、人事評価制度の運用の見直しを検討すべきと考えます。見解を伺います。

○副議長 堀添 健 市長。

○市長 福田紀彦 障害児通所支援事業についての御質問でございますが、今回の不正行為につきましては、実績記録票の改ざんのほか、多くの基準違反による極めて高額な不正請求であり、その悪質性は事業に対する社会的信頼を著しく損なうもので、強い憤りとともに断固として非難するものであります。本市といたしましては、これまでの指導・監査手法の見直しによる強化等を積極的に進めるとともに、不正等を行う事業者に対しては、今回のような責任逃れを断じて許さないとの強い決意の下、厳正かつ毅然と対応してまいります。また、当該事業は、参入が容易な状況であることから、全国的にも事業所数が大幅に増加しており、サービスの質を担保するためには、制度上の課題が生じているものと認識しているところでございます。これまでも国に対し不正防止策の強化等を重ねて要望してきたところでございますが、利用者が安心して適切かつ質の高いサービスを受けられるよう、制度の構造上の課題解決に向けて、他都市とも連携しながら、さらに国に対し強く要望してまいります。以上です。

○副議長 堀添 健 病院事業管理者。

○病院事業管理者 伊藤大輔 医師の人事評価についての御質問でございますが、本制度につきましては、医師及び歯科医師の勤務成績、実績等を勤勉手当に反映し、職務に対する意欲及び向上心を高め、病院組織の活性化を図り、病院事業の経営健全化を目的として実施するものでございます。評価に当たりましては、医師個々の診療知識、技術や指導力、協調性等を踏まえた定性的な評価に加えて、診療科ごとに、その特性を踏まえつつ、過去の収益と比較する等による経営評価を行うなど、総合的な評価を行っているところでございます。引き続き、医師のモチベーションの向上や診療の質の確保につながるよう、適宜、評価項目の見直し等を行いながら、公正かつ適正に運用してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 嶋議員。

○4番 嶋 凌汰 それでは、意見要望を申し上げます。

初めに、障害児通所支援事業所における不正請求についてです。我が会派は、これまで当局の監査体制の強化を求める立場で議論に臨んできました。市長からは、指導・監査手法の見直しによる強化等の積極的な推進とともに、不正等を行う事業者に対しては厳正かつ毅然と対応していくとの強い決意を伺いました。今後も、不正請求根絶に向けて一層取り組むことを期待します。

次に、適正な支出事務についてです。会計室によると、今回取り上げたこども未来局、健康福祉局、教育委員会事務局の3件の支払い遅延事案だけではなく、令和7年度だけで幸区役所など6件の支払い遅延が確認されたとのこと。支払い金額の多寡にかかわらず、これらの行為は法定の支払い時期を経過している場合もあることから、重大な法律違反であることを強く認識すべきです。昨日、市長から職員の服務規律等に係る文書が発出されたとのことでした。引き続き、不祥事防止研修に努めるとともに、管理職が一人一人

の職員に声がけするなど、風通しのよい組織風土をつくることを期待します。また、今回のこども未来局、教育委員会事務局の事案は、被害者からの遅延損害金の権利を行使する意思がないとのことですが、これはすなわち、これまで本市との取引があったことに伴う相手側の好意に基づくものです。行政は、市民が税金等を滞納した場合には、延滞金を含め厳しく請求します。一方、自分たちが犯した事務ミスに対しては相手側の好意に甘える、これでは市民の行政に対する信頼を大きく損ないます。財務に関する事務執行に当たっては、一層の緊張感を持ち、職務に当たるよう強く求めておきます。

次に、水道事業及び下水道事業における料金・使用料改定の方向性についてです。現在進行形の物価高騰が続く中での料金改定は、市民生活や事業活動に与える影響が大きいことから、まずは徹底した経営改善や行財政改革に継続して取り組み、その成果を市民に示していく姿勢が示されなければ、市民に負担増を強いることはできません。再度強く求めておきます。

次に、上下水道事業中期計画と今回示された財政収支見通しとの間に乖離が生じていることについては、算定期間や前提条件の違いによるものとの説明でした。しかし、全ての物価が上昇する中、市民から見れば、将来予測が変わる中で、本当にこの改定率が適正なのかという疑問は極めて大きく、現時点で十分な説明責任が果たされているとは到底言えません。本案件は、市民生活に直結する料金改定だからこそ、市民理解と納得感を何よりも大切にを進めていくことを強く求めておきます。加えて、激変緩和措置については、令和8年第1回定例会の代表質問の答弁において検討してまいりますと答弁がありましたが、東京都では今年も夏季の水道基本料金無償化を実施しており、市民負担軽減に向けた取組が進められています。本市においても、料金改定の時期や段階的な引上げ、需要が高まる時期における支援策など、あらゆる選択肢を排除せず検討するよう、強く要望いたします。

次に、浸水対策についてです。今回の台風第6号では、浸水対策の自助の要である土のうステーションが多く市民に活用されました。その一方、土のうステーションに行っても土のうがなかったという声も仄聞します。市民の自助の意識が高まってきていることから、必要な地域への土のうステーションの拡充とさらなる効果的な運用を強く求めます。

あとは委員会に譲り、質問を終わります。

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。本日はこの程度にとどめ延会することとし、次回の本会議は、明日11日の午前10時より再開し、本日に引き続き代表質問等を行いたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 堀添 健 本日はこれをもって延会いたします。

午後5時26分延会